

女川原子力発電所 2号炉審査資料	
資料番号	02DS-3-2(改 1)
提出年月日	2023 年 8 月 23 日

女川原子力発電所 2号炉
設置許可基準規則等への適合性について
(所内常設直流電源設備（3系統目）技術的能力)
<補足説明資料>

2023年8月
東北電力株式会社

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1.14 電源の確保に関する手順等

< 目 次 >

1.14.1 対応手段と設備の選定

- (1) 対応手段と設備の選定の考え方
- (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備
 - (a) 代替交流電源設備による給電
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備
 - (a) 代替直流電源設備による給電
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備
 - (a) 代替所内電気設備による給電
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - d. 燃料補給のための対応手段及び設備
 - (a) 燃料補給設備による補給
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - e. 手順等

1.14.2 重大事故等時の手順

1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順

- (1) 代替交流電源設備による給電
 - a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電
 - b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電

1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順

- (1) 代替直流電源設備による給電
 - a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電
 - b. 常設代替直流電源設備による給電
 - c. 所内常設直流電源設備（3系統目）による給電
 - d. 可搬型代替直流電源設備による給電
 - e. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電
- (2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保
 - a. 常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電

1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順

- (1) 代替所内電気設備による給電
 - a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電

1.14.2.4 燃料の補給手順

- (1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給
- (2) タンクローリから各機器への補給

1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順

- (1) 非常用交流電源設備による給電
- (2) 非常用直流電源設備による給電

1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択

- (1) 代替電源（交流）による対応手段
- (2) 代替電源（直流）による対応手段

添付資料 1.14.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表

添付資料 1.14.2 重大事故対策の成立性

1. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電
2. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電
3. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電
4. 常設代替直流電源設備による給電
5. 可搬型代替直流電源設備による給電
6. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電
7. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電
8. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの補給
9. タンクローリーから各機器及びガスタービン発電設備軽油タンクへの補給

添付資料 1.14.3 ガスタービン発電機による受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト

添付資料 1.14.4 必要な直流負荷以外の切離しリスト

添付資料 1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

添付資料 1.14.6 所内常設直流電源設備（3系統目）を直流電源に追加する場合の有効性評価への影響について

1.14 電源の確保に関する手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

(1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保

- a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。
- b) 所内直流電源設備から給電されている 24 時間に内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できること。
- c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。
- d) 所内電気設備（モータコントロールセンタ（MCC）、パワーセンタ（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。

電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。

1.14.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。

また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。

これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14-1図）。

重大事故等対処設備のほか、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{*1}を選定する。

※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十七条及び「技術基準規則」第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

重大事故等対処設備（設計基準拡張）である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。

非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・非常用ディーゼル発電機
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク
- ・軽油タンク
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁

- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H 系電路
- ・原子炉補機冷却系

非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・125V 蓄電池 2A
- ・125V 蓄電池 2B
- ・125V 充電器 2A
- ・125V 充電器 2B
- ・125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路
- ・125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路
- ・125V 蓄電池 2H
- ・125V 充電器 2H
- ・125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路

機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。

設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第 1.14-1 表に整理する。

a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備

(a) 代替交流電源設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線 2C 系、非常用高圧母線 2D 系及び非常用高圧母線 2H 系への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。

i . 常設代替交流電源設備による給電

常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する手段がある。

常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14-2 図に示す。

- ・ガスタービン発電機
- ・ガスタービン発電設備軽油タンク
- ・タンクローリ
- ・軽油タンク
- ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ
- ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ホース
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路
- ・ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路

ii . 可搬型代替交流電源設備による給電

可搬型代替交流電源設備を代替所内電気設備に接続し、給電する手段がある。

可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1. 14-2 図に示す。

- ・電源車
- ・軽油タンク
- ・ガスタービン発電設備軽油タンク
- ・タンクローリ
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ホース
- ・電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路
- ・電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路
- ・電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線 2G 系電路

iii. 号炉間電力融通設備による給電

号炉間電力融通ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線から2号炉の緊急用高圧母線までの電路を構築し、3号炉からの給電により、2号炉の非常用高圧母線を受電する手段がある。

号炉間電力融通設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-2図に示す。

- ・号炉間電力融通ケーブル（常設）
- ・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）
- ・号炉間電力融通ケーブル（常設）～非常用高圧母線2C系又は非常用高圧母線2D系電路
- ・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）～非常用高圧母線2C系又は非常用高圧母線2D系電路

なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）は3号炉の非常用高圧母線と2号炉の緊急用高圧母線間にあらかじめ敷設し、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は屋外の保管エリアに配備する。

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路及びガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ホース、電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路、電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路及び電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線2G系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

（添付資料1.14.1）

以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。

また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・号炉間電力融通設備

号炉間電力融通設備で使用する設備の耐震性は確保されていないが、3号炉の非常用ディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

- b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備

- (a) 代替直流電源設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。

- i. 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電

非常用交流電源設備の故障により 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B を経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備により 24 時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。

所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-3 図に示す。

- ・125V 蓄電池 2A
- ・125V 蓄電池 2B
- ・125V 充電器 2A
- ・125V 充電器 2B
- ・125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路
- ・125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路

また、共通要因によって非常用直流電源設備の安全機能と同時に機能が喪失することがないよう物理的に分離を図った常設代替直流電源設備があり、その常設代替直流電源設備により重大事故等時の対応に必要な直流設備へ給電する手段がある。

常設代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-3 図及び第 1.14-4 図に示す。

- ・125V 代替蓄電池
- ・250V 蓄電池
- ・125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路

- ・250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路

ii. 所内常設直流電源設備（3系統目）による給電

非常用交流電源設備の故障において、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、常設代替直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備へ給電できない場合は、所内常設直流電源設備（3系統目）により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。

所内常設直流電源設備（3系統目）による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3図に示す。

- ・第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池
- ・第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 電路
- ・第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2B-1 電路

iii. 可搬型代替直流電源設備による給電

非常用交流電源設備の故障、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、常設代替直流電源設備、電源車、代替所内電気設備、125V 代替充電器及び 250V 充電器を用いた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。

可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3図及び第1.14-4図に示す。

- ・125V 代替蓄電池
- ・250V 蓄電池
- ・125V 代替充電器
- ・250V 充電器
- ・電源車
- ・軽油タンク
- ・ガスタービン発電設備軽油タンク
- ・タンクローリ
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ホース
- ・125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路
- ・250V 蓄電池及び 250V 充電器～250V 直流主母線盤電路
- ・電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路
- ・電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路

- ・電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路

iv. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電

非常用交流電源設備の故障、所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、125V 代替充電器用電源車接続設備（125V 代替充電器、代替直流電源用切替盤、代替直流電源用変圧器及び電源車）により直流設備へ給電する手段がある。

125V 代替充電器用電源車接続設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-3 図に示す。

- ・125V 代替充電器
- ・代替直流電源用切替盤
- ・代替直流電源用変圧器
- ・電源車
- ・電源車～電源車接続口（制御建屋）電路
- ・電源車接続口（制御建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路
- ・軽油タンク
- ・ガスタービン発電設備軽油タンク
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ホース
- ・タンクローリ

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備のうち、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B、125V 充電器 2A、125V 充電器 2B、125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路、125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

常設代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路、250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

所内常設直流電源設備（3 系統目）による給電で使用する設備のうち、第 3 直流電源設備用 125V 代替蓄電池、第 3 直流電源設備用 125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型代替直流電源設備による直流設備への給電で使用する設備のうち、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替充電器、250V 充電器、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ホース、125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路、250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路、電源車～電源車接続口（原子炉建屋）、電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路、電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料 1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。

また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- 125V 代替充電器用電源車接続設備

給電開始までに時間を要するが、給電可能であれば可搬型代替直流電源設備である電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 系統への給電に対する代替手段として有効である。

c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備

(a) 代替所内電気設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する手段がある。

なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。

代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-2 図に示す。

- ガスタービン発電機接続盤
- 緊急用高圧母線 2F 系
- 緊急用高圧母線 2G 系

- ・緊急用動力変圧器 2G 系
- ・緊急用低圧母線 2G 系
- ・緊急用交流電源切替盤 2G 系
- ・緊急用交流電源切替盤 2C 系
- ・緊急用交流電源切替盤 2D 系
- ・非常用高圧母線 2C 系
- ・非常用高圧母線 2D 系

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線 2F 系、緊急用高圧母線 2G 系、緊急用動力変圧器 2G 系、緊急用低圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料 1. 14. 1)

以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。

d. 燃料補給のための対応手段及び設備

(a) 燃料補給設備による補給

重大事故等の対処で使用するガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を必要な期間継続して運転させるため、燃料補給設備により補給する手段がある。

燃料補給設備による補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・軽油タンク
- ・ガスタービン発電設備軽油タンク
- ・タンクローリ
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁
- ・ホース

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料補給設備による補給で使用する設備のうち、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁及びホースは重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料 1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。

e. 手順等

上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」及び「d. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整理する。

これらの手順は、運転員、重大事故等対応要員及び保修班員の対応として非常時操作手順書（設備別）、非常時操作手順書（徴候ベース）及び重大事故等対応要領書に定める（第 1.14-1 表）。

また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第 1.14-2 表）。

さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。

(添付資料 1.14.5)

1.14.2 重大事故等時の手順

1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順

(1) 代替交流電源設備による給電

- a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合並びに外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の電源を復旧する。原子炉圧力容器への注水に必要な負荷への給電は、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系を受電することにより電源供給される。メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電操作完了後、125V 充電器及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。

ガスタービン発電機は外部電源の喪失により自動起動し、ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系へ給電を行う。ガスタービン発電機による給電ができない場合は、号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電を行う。号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電ができない場合は、電源車による給電を行う。

代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。

1. ガスタービン発電機
2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）
3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）
4. 電源車

なお、優先 2 及び優先 3 の手順については「b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電」にて整備する。

また、上記給電を継続するためにガスタービン発電設備軽油タンク、電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

[ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電準備開始の判断基準]

外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電ができない場合。

[電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電準備開始の判断基準]

外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電ができない場合。

(b) 操作手順

ガスタービン発電機又は電源車による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-6 図に、タイムチャートを第 1.14-7 図から第 1.14-9 図に示す。

[優先 1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]

- ①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機の起動状態確認、メタクラ 2F 系の受電状態確認並びにメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の受電準備開始を指示する。
- ②^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、ガスタービン発電機の起動状態及びメタクラ 2F 系受電状態を確認し、発電課長にガスタービン発電機の起動が完了したことを報告する。^{※1}

※1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦^aへ

[ガスタービン発電機の現場からの起動の場合]

- ③^a 自動起動に失敗した場合、発電課長は、発電所対策本部にガスタービン発電機の現場からの起動を依頼する。
- ④^a 発電所対策本部は、保修班員にガスタービン発電機の現場からの起動を指示する。
- ⑤^a 保修班員は、屋外（緊急用電気品建屋）にてガスタービン発電機を起動し、発電所対策本部にガスタービン発電機の起動が完了したことを報告する。
- ⑥^a 発電所対策本部は、発電課長にガスタービン発電機の現場からの起動が完了したことを連絡する。

[代替所内電気設備の受電前準備、受電操作、受電確認]

- ⑦^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、受電前準備としてメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系の動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチ（以下「CS」という。）を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。

- ⑧^a 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタクラ 2F 系への給電開始を指示する。

- ⑨^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、ガスタービン発電機からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器を「入」とし、受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。
- ⑩^a 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系への給電開始を指示する。
- ⑪^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2F 系からメタクラ 2C 系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ 2C 系、パワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系を受電する。
- ⑫^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2C 系、パワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。
- ⑬^a 発電課長は、運転員にメタクラ 2F 系からメタクラ 2D 系への給電開始を指示する。
- ⑭^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2F 系からメタクラ 2D 系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2D 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電操作を実施する。
- ⑮^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2D 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B 及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。
125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1. 14. 2. 2. (1) a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑯と同様である。
- ⑯^a 発電課長は、運転員に不要な交流電源負荷の切離しを指示する。
- ⑰^a 運転員（中央制御室）A 及び B 並びに運転員（現場）C 及び D は、不要な交流負荷の切離しを実施する。

(添付資料 1. 14. 3)

[優先 4. 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]

(原子炉建屋東側の電源車接続口（東側）を使用する場合（原子炉建屋西側の電源車接続口（西側）を使用の場合は④^b, ⑤^b, ⑥^b を除く))

- ①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の給電準備開始を指示する。
- ②^b 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備開始を依頼する。
- ③^b 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備開始を指示する。

- ④^b重大事故等対応要員は、電源車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。
- ⑤^b発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。
- ⑥^b運転員（現場）C及びDは、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。
- ⑦^b重大事故等対応要員は、電源車接続口付近に電源車（2台）を配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを敷設及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。
- ⑧^b運転員（現場）C及びDは、メタクラ2C系及びメタクラ2D系の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検より確認する。
- ⑨^b運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてメタクラ2C系及びメタクラ2D系の動的負荷の自動起動防止のためCSを「停止」又は「引ロック」とする。
- ⑩^b運転員（現場）C及びDは、受電前準備としてモータコントロールセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2D系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。
- ⑪^b運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認を実施する。
- ⑫^b運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2D系へ給電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2D系を受電するための遮断器を「入」及び電源車からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とする。
- ⑬^b運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系からパワーセンタ2C系へ給電するための遮断器及びメタクラ2D系からパワーセンタ2D系へ給電するための遮断器の「入」確認を実施し、発電課長にメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑭^b重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車からメタクラ2C系及びメタクラ2D系間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電準備が完了したことを報告する。

- ⑯^b 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑰^b 発電課長は、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブルにより給電ができない場合、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電を依頼する。
- ⑱^b 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電開始を指示する。
- ⑲^b 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車（2台）の起動及び並列操作により、メタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電を実施し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電が完了したことを報告する。
- ⑳^b 発電所対策本部は、発電課長へ電源車（2台）によるメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電が完了したことを報告する。
- ㉑^b 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系、パワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系並びにメタクラ 2D 系、パワーセンタ 2D 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V 充電器 2A、125V 充電器 2B 及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。

なお、遮断器用制御電源喪失により中央制御室からのメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1. 14. 2. 2. (1) a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。

(c) 操作の成立性

[優先 1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]

【ガスタービン発電機の自動起動による受電】

運転員（中央制御室）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 15 分以内で可能である。

不要な交流負荷の切離し操作は、運転員（中央制御室）による操作は 5 分以内で可能であり、運転員（現場）による操作は 45 分以内で可能である。

【ガスタービン発電機の現場からの起動による受電】

運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び保修班員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで45分以内で可能である。

不要な交流負荷の切離し操作は、運転員（中央制御室）による操作は5分以内で可能であり、運転員（現場）による操作は45分以内で可能である。

[優先4. 電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]

運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで125分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

（添付資料 1.14.2-1）

b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電

2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機による給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用して3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2C系又はメタクラ2D系までの電路を構成し、3号炉から給電することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。

なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用できない場合は、第2保管エリアに配備する号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用して電力融通を行う。

(a) 手順着手の判断基準

[号炉間電力融通ケーブル（常設）による給電の判断基準]

2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電ができない状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）又は非常用ディーゼル発電機（B）が健全で電力融通が可能な場合。

[号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電の判断基準]

2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル（常

設)によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電ができない状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) 又は3号炉の非常用ディーゼル発電機 (B) が健全で電力融通が可能な場合。

(b) 操作手順

号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-10 図に、タイムチャートを第 1.14-11 図及び第 1.14-12 図に示す。

[優先 2. 号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用した 3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]

本手順は、2号炉で全交流動力電源が喪失した状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブルを使用して2号炉のメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系へ給電する操作手順を示す。

- ①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2F 系、メタクラ 2C 系の受電準備を指示する。
- ②^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系の給電準備を指示する。
- ③^a 3号炉運転員 (中央制御室) A は、非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。
- ④^a 運転員 (中央制御室) A 及び B は、受電前準備としてガスタービン発電機からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器、メタクラ 2F 系からメタクラ 2C 系へ給電するための遮断器、3号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認する。
- ⑤^a 運転員 (中央制御室) A 及び B は、メタクラ 2C 系の動的負荷の自動起動防止のため CS を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長にメタクラ 2C 系の受電準備が完了したことを報告する。
- ⑥^a 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) によるメタクラ 2F 系への給電開始を指示する。
- ⑦^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) からメタクラ 2F 系への給電を指示する。

- ⑧^a 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系へ給電するための遮断器を「入」とし、3号炉発電課長にメタクラ2F系への給電が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。
- ⑨^a 発電課長は、運転員に3号メタクラ3C系からメタクラ2F系への受電開始を指示する。
- ⑩^a 運転員（中央制御室）A及びBは、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長にメタクラ2F系の受電が完了したことを報告する。
- ⑪^a 発電課長は、運転員に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したメタクラ2C系への受電開始を指示する。
- ⑫^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」とする。
- ⑬^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電操作を実施する。
- ⑭^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。
125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a.所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑯と同様である。

[優先3.号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]

（メタクラ2D系への手順も同様である。）

- ①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2G系、メタクラ2C系への受電準備を指示する。
- ②^b 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び電路構成を依頼する。
- ③^b 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ2C系への受電準備開始を指示する。

- ④^b 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2C 系、の動的負荷の自動起動防止のため CS を「停止」又は「引ロック」とする。
- ⑤^b 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系へ給電するための遮断器及びメタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系を受電するための遮断器の「切」又は「切」確認する。
- ⑥^b 運転員（中央制御室）A 及び B は、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ 2G 系を受電するための遮断器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ 2C 系の受電準備が完了したことを報告する。
- ⑦^b 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ 2C 系への給電準備を指示する。
- ⑧^b 3号炉運転員（中央制御室）A は、3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）の運転継続に、不要な負荷の停止操作を実施する。
- ⑨^b 3号炉運転員（中央制御室）A は、3号メタクラ 3C 系からメタクラ 2G 系へ給電するための遮断器及び3号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系へ給電するための遮断器の「切」を確認し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。
- ⑩^b 保修班員は、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を保管エリアから2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口又は3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口付近に配備し、2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口間に、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を敷設する。
- ⑪^b 保修班員は、2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を接続する。
- ⑫^b 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ 2C 系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。
- ⑬^b 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ 2G 系への給電開始を指示する。
- ⑭^b 3号炉発電課長は、3号炉運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ 2G 系への給電開始を指示する。
- ⑮^b 3号炉運転員（現場）B 及び C は、3号メタクラ 3C 系にて電路構成を実施し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。

- ⑯^b 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器を「入」とし、3号炉発電課長にメタクラ2G系への給電が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。
- ⑰^b 運転員（中央制御室）A及びBは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長にメタクラ2G系の受電が完了したことを報告する。
- ⑱^b 発電課長は、運転員にメタクラ2G系からメタクラ2C系への給電開始を指示する。
- ⑲^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」とする。
- ⑳^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電操作を実施する。
- ㉑^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。

(c) 操作の成立性

優先2.の号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電操作は、2号炉運転員（中央制御室）2名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系の受電完了まで30分以内で可能である。

優先3.の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電操作は、2号炉運転員（中央制御室）2名、3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電完了まで225分以内で可能である。

なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）については、メタクラ2F系と3号メタクラ3C系間及びメタクラ2F系と3号メタクラ3D系間に常時敷設され

ている。

また、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は屋外（第2保管エリア）に配備されており、円滑に2号炉及び3号炉間にケーブルを敷設することが可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料 1. 14. 2-2)

1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順

(1) 代替直流電源設備による給電

a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル及び電源車による交流電源の復旧ができない場合、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bにより、24時間にわたり直流母線へ給電する。

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を経由した直流母線（125V直流主母線盤）への給電から、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bによる直流母線（125V直流主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bの延命のため、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない125V直流主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間以内に、中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施することで、24時間にわたり125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bへ給電する。

所内常設蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によりメタクラ2C系及びメタクラ2D系を受電し、その後、125V充電器2A及び125V充電器2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、蓄電池室の換気を実施する。また、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2D系の受電完了後は、中央制御室監視計器の復旧確認を行う。

(a) 手順着手の判断基準

[所内常設蓄電式直流電源設備による125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bへの給電の判断基準]

全交流動力電源喪失により、125V充電器2A及び125V充電器2Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。

[必要な負荷以外の切離しの判断基準]

125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから125V直流主母線盤2A及び125V

直流主母線盤 2B への自動給電開始から 1 時間以内にガスタービン発電機による給電がなく、ガスタービン発電機による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源の復旧が見込めない場合。

[125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B の受電及び中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準]

全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車により、モータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電が可能となった場合。

(b) 操作手順

所内常設蓄電式直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-13 図及び第 1.14-15 図に、タイムチャートを第 1.14-14 図及び第 1.14-16 図に示す。なお、125V 蓄電池 2H による給電手段については、「1.14.2.5 (2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。

[所内常設蓄電式直流電源設備による 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電確認]

- ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による自動給電状態の確認を指示する。
- ② 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C 低電圧及び M/C6-2D 低電圧」警報により確認する。
- ③ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への自動給電状態に異常がないことを 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の電圧指示値により確認し、発電課長に 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ自動給電されていることを報告する。
- ④ 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として、1 時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要な負荷以外を切り離し、8 時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。
- ⑤ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。

- ⑥ 運転員（現場）B 及び C は、制御建屋にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。
- ⑦ 発電課長は、蓄電池による給電開始から 24 時間経過するまでに、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系への受電が完了したことを確認し、運転員に交流電源による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の受電準備開始を指示する。
- ⑧ 発電課長は、運転員に 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B が受電されていることを確認するよう指示する。
- ⑨ 運転員（中央制御室）A は、125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の運転が開始されたことを、125V 直流主母線 2A 電圧、125V 直流主母線 2B 電圧、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑩ 発電課長は、運転員に DC125V バッテリ室（A）及び DC125V バッテリ室（B）における蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、計測制御電源室（A）室換気空調系及び計測制御電源室（B）室換気空調系を起動し、DC125V バッテリ室（A）及び DC125V バッテリ室（B）の換気を指示する。
- ⑪ 運転員（中央制御室）A は、計測制御電源室（A）室換気空調系及び計測制御電源室（B）室換気空調系の CS を「入」とし、発電課長に DC125V バッテリ室（A）及び DC125V バッテリ室（B）の換気を実施したことを報告する。
- ⑫ 発電課長は、モータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系復旧完了後、運転員に中央制御室監視計器の復旧確認を指示する。
- ⑬ 運転員（中央制御室）A は、中央制御盤にて中央制御室監視計器が復旧されていることを状態表示により確認し、発電課長に復旧が完了したことを報告する。
- ⑭ 発電課長は、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 給電を 24 時間継続するために切り離していた 125V 直流負荷の復旧を指示する。
- ⑮ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて切り離していた 125V 直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離していた 125V 直流負荷の復旧が完了したことを報告する。
- ⑯ 運転員（現場）B 及び C は、現場にて切り離していた 125V 直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離していた 125V 直流負荷の復旧が完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

[所内常設蓄電式直流電源設備による 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電確認]

125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への給電については、運転員の操作は不要である。

[必要な負荷以外の切離し]

運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切離しの作業完了まで5分以内で可能である。

また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから60分以内で可能である。

125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 給電を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作は、1 時間負荷は 5 分以内で可能であり、8 時間負荷は 30 分以内で可能である。

常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備によるモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系受電後、125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B 及び中央制御室監視計器の復旧は、20 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料 1.14.2-3)

b. 常設代替直流電源設備による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合に、125V 代替蓄電池により、24 時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、250V 蓄電池により、24 時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。

125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池は、必要な負荷以外の切離しを実施することで、ガスタービン発電機（又は電源車）による給電を開始するまで 24 時間にわたり、125V 直流主母線盤 2A-1, 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 250V 直流主母線盤へ給電する。

(a) 手順着手の判断基準

[125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 への給電の判断基準]

全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。

[250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤への給電の判断基準]

全交流動力電源喪失により、250V 充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。

(b) 操作手順

常設代替直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-17 図から第 1.14-19 図に、タイムチャートを第 1.14-20 図から第 1.14-22 図に示す。

[125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合]

①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 への給電開始を指示する。

②^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。

③^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「切」とする。

④^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。

⑤^a 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A 及び 125V 直流電源切替盤 2B にて、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の負荷を、125V 直流主母線盤 2B-1 からの給電へ切替えを指示する。

⑥^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2A 及び 125V 直流電源切替盤 2B にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の給電から 125V 直流主母線盤 2B-1 の給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。

⑦^a 発電課長は、運転員に 125V 直流主母線盤 2A-1 への給電開始を指示する。

⑧^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2A-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。

⑨^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2A から 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「切」とする。

- ⑩^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2A-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑪^a 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A にて 125V 直流主母線盤 2A の負荷を 125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替えを指示する。
- ⑫^a 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2A にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2A 給電から 125V 直流主母線盤 2A-1 給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。
- ⑬^a 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から 8 時間以内に、現場操作により不要な 125V 直流負荷の切離しを指示する。
- ⑭^a 運転員（現場）B 及び C は、現場にて不要な 125V 直流負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に不要な 125V 直流負荷の切離しが完了したことを報告する。

[125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1, 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合]

- ①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への給電開始を指示する。
- ②^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2A-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。
- ③^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2A から 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器の「入」確認する。
- ④^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2A 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑤^b 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A にて 125V 直流主母線盤 2A の負荷を 125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替えを指示する。
- ⑥^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2A にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2A から 125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。
- ⑦^b 発電課長は、運転員に 125V 直流主母線盤 2B-1 への給電開始を指示する。
- ⑧^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。

- ⑨^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「切」とする。
- ⑩^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑪^b 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2B にて 125V 直流主母線盤 2B の負荷を、125V 直流主母線盤 2B-1 からの給電へ切替えを指示する。
- ⑫^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2B にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2B 給電から 125V 直流主母線盤 2B-1 給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。
- ⑬^b 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から 8 時間以内に、現場操作により不要な 125V 直流負荷の切離しを指示する。
- ⑭^b 運転員（現場）B 及び C は、現場にて不要な 125V 直流負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に不要な 125V 直流負荷の切離しが完了したことを報告する。

[250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤への自動給電確認]

- ①^c 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 250V 蓄電池による自動給電状態の確認を指示する。
- ②^c 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 250V 蓄電池の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C 低電圧」警報により確認する。
- ③^c 運転員（中央制御室）A は、250V 蓄電池による給電が開始され、250V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。
- ④^c 発電課長は、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に、遠隔操作により不要な 250V 直流負荷の切離しを指示する。
- ⑤^c 運転員（中央制御室）A は、中央制御盤にて不要な 250V 直流負荷の切離し操作を実施し、250V 直流主母線盤の異常がないことを確認後、発電課長に不要な 250V 直流負荷の切離しが完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員（中央制御室）1 名、運転員（現場）2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。

[125V 直流主母線盤 2B-1, 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合]

- 125V 代替蓄電池の給電切替操作は、50 分以内で可能である。
- 125V 代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、8 時間負荷は 15

分以内で可能である。

[125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1, 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合]

- 125V 代替蓄電池の給電切替操作は、50 分以内で可能である。
- 125V 代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、8 時間負荷は 15 分以内で可能である。

[250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤への自動給電確認]

- 250V 蓄電池による 250V 直流主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。
- 250V 蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、1 時間負荷は 5 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料 1. 14. 2-4)

c. 所内常設直流電源設備（3系統目）による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができず、125V 代替蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合に、第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池による給電に切替え、24 時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。

第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池は、必要な負荷以外の切離しを実施することで、ガスタービン発電機（又は電源車）による給電を開始するまで 24 時間にわたり、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する。

(a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができず、125V 代替蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。

(b) 操作手順

所内常設直流電源設備（3系統目）による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14-5 図に、概要図を第 1. 14-23 図に、タイムチャートを第 1. 14-24 図に示す。

- ①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 代替蓄電池から第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池への切替えを指示する。
- ②運転員（中央制御室）A は、125V 代替蓄電池から第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池への切替え操作を実施し、中央制御室の 125V 直流主母線 2B-1

- 及び 125V 直流主母線 2A-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認する。
- ③運転員（中央制御室） A は、第 3 直流電源設備用 125V 代替蓄電池による給電に切替えが完了したことを発電課長に報告する。
- ④発電課長は、運転員に第 3 直流電源設備用 125V 代替蓄電池による電源供給開始から 8 時間以内に、現場操作により不要な 125V 直流負荷の切離しを指示する。
- ⑤運転員（現場） B 及び C は、現場にて不要な 125V 直流負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に不要な 125V 直流負荷の切離しが完了したこと報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員（中央制御室） 1 名、運転員（現場） 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。

- ・第 3 直流電源設備用 125V 代替蓄電池の給電切替操作は、10 分以内で可能である。
- ・第 3 直流電源設備用 125V 代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、15 分以内で可能である。

(添付資料 1. 14. 2-5)

d. 可搬型代替直流電源設備による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 系による 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B へ給電ができない場合に、可搬型代替直流電源設備（電源車、125V 代替蓄電池、125V 代替充電器、250V 蓄電池及び 250V 充電器）により直流電源を必要な機器へ給電する。

また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1. 14. 2. 4 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。

(b) 操作手順

可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14-5 図に、概要図を第 1. 14-25 図から第 1. 14-27 図に、タイムチャートを第 1. 14-28 図に示す。

- ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車から代替所内

電気設備を経由し 125V 代替充電器及び 250V 充電器への受電準備開始を指示する。

- ② 発電課長は、発電所対策本部へ電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電準備開始を依頼する。
- ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電開始を指示する。
- ④ 運転員及び重大事故等対応要員は、125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電に先立ち、「1. 14. 2. 3(1) a. (b) [優先 4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]」の操作手順④^d～⑯^dを実施する。なお、「1. 14. 2. 2(1) c. 所内常設直流電源設備（3系統目）による給電」を実施していた場合は、第3直流電源設備用 125V 代替充電器へ給電する。
- ⑤ 運転員（中央制御室）A は、125V 直流主母線 2A-1 電圧、125V 直流主母線 2B-1 電圧及び 250V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑥ 発電課長は、運転員に 125V 代替蓄電池給電を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧を指示する。
- ⑦ 運転員（現場）B 及び C は、現場にて切り離していた 125V 直流負荷の復旧を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に切り離していた 125V 直流負荷の復旧が完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による 125V 代替充電器及び 250V 充電器の受電完了は 130 分以内で可能である。

125V 代替蓄電池を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作は、40 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

（添付資料 1. 14. 2-6）

e. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時、所内常設蓄電式直流電源設備が機能喪失した場合で、かつ電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 代替充電器へ給電ができない場合に、電源車を 125V 代替充電器用電源車接続設備に接続し、125V 代替充電器へ給電する。

また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合において、電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 代替充電器へ給電ができない場合。

(b) 操作手順

125V 代替充電器用電源車接続設備による 125V 代替充電器給電手順の概要是以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-29 図に、タイムチャートを第 1.14-30 図に示す。

(制御建屋北側の電源車接続口（北側）を使用する場合（制御建屋南側の電源車接続口（南側）を使用の場合は④、⑤、⑥を除く）)

- ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車、125V 代替充電器用電源車接続設備による 125V 代替充電器への給電準備開始を指示する。
- ② 発電課長は、発電所対策本部に電源車による 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電準備を依頼する。
- ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車による 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電準備開始を指示する。
- ④ 重大事故等対応要員は、電源車接続口（北側）～電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。
- ⑤ 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口（北側）～電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。
- ⑥ 運転員（現場）B 及び C は、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。
- ⑦ 重大事故等対応要員は、電源車を電源車接続口付近に配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを敷設する。
- ⑧ 重大事故等対応要員は、電源車接続口に電源車ケーブルを接続し、発電所対策本部に給電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。
- ⑨ 運転員（現場）B 及び C は、モータコントロールセンタ 2G 系から 125V 代替充電器へ給電するための遮断器を「切」とし、発電課長に給電準備が完了したことを報告する。

- ⑩ 発電課長は、発電所対策本部へ電源車による 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電を依頼する。
- ⑪ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車による 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電開始を指示する。
- ⑫ 重大事故等対応要員は、電源車を起動し、発電所対策本部に代替直流電源用切替盤へ給電が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。
- ⑬ 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替盤の受電開始を指示する。
- ⑭ 運転員（中央制御室）A は、電源車から代替直流電源用切替盤を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑮ 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替盤を経由し 125V 代替充電器の受電開始を指示する。
- ⑯ 運転員（現場）B 及び C は、代替直流電源用切替盤から 125V 代替充電器を受電するための遮断器を「入」とし、125V 代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電されたことを報告する。
- ⑰ 運転員（中央制御室）A は、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に異常のないことを報告する。
- ⑱ 発電課長は、運転員へ 125V 代替蓄電池の遮断器の「切」を指示する。
- ⑲ 運転員（現場）B 及び C は、125V 代替充電器の 125V 代替蓄電池へ給電するための遮断器を「切」とし、125V 代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認し、発電課長に 125V 代替蓄電池の切離しが完了したことを報告する。
- ⑳ 運転員（中央制御室）A は、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に異常のないことを報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。

- ・ 125V 代替充電器用電源車接続設備による 125V 代替充電器の受電完了は 140 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料 1. 14. 2-7)

(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保

- a. 常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電外部電源、非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電が可能な場合、モータコントロールセンタ 2C 系又はモータコントロールセンタ 2D 系を受電後、125V 充電器 2A 又は 125V 充電器 2B から 125V 直流主母線盤 2A 又は 125V 直流主母線盤 2B へ給電し、遮断器の制御電源を確保する。

なお、メタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系の受電時は、当該遮断器の制御電源が喪失していることから、手動にて遮断器を投入後、受電操作を実施する。

給電手段、電路構成及びメタクラ 2C 系並びにメタクラ 2D 系受電前準備については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。

代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。

1. ガスタービン発電機
2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）
3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）
4. 電源車

(a) 手順着手の判断基準

125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の電圧が喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。

(b) 操作手順

常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-6 図及び第 1.14-10 図に、タイムチャートを第 1.14-7 図から第 1.14-9 図及び第 1.14-11 図及び第 1.14-12 図に示す。

なお、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。

(c) 操作の成立性

操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様であ

る。

[優先 1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]

運転員（中央制御室）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 15 分以内で可能である。

[ガスタービン発電機の現場からの起動によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]

運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び保修班員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機の起動及びメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 45 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

[優先 2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]

2号炉運転員（中央制御室）2名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの号炉間電力融通ケーブル（常設）によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 30 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

[優先 3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]

2号炉運転員（中央制御室）2名、3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電完了まで 225 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

[優先 4. 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]

運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 125 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通

信連絡設備を整備する。

1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順

(1) 代替所内電気設備による給電

- a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電

非常用所内電気設備であるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系が機能喪失した場合に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。

代替交流電源設備によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電の優先順位は以下のとおり。

1. ガスタービン発電機
2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）
3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）
4. 電源車

また、上記給電を継続するためにガスタービン発電機及び電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

[ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電準備開始の判断基準]

非常用所内電気設備であるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系が同時に機能喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車からパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電が可能な場合。

(b) 操作手順

ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-31 図に、タイムチャートを第 1.14-32 図から第 1.14-35 図に示す。

[優先 1. ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]

- ①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機自動起動により、メタクラ 2F 系が受電されていることの確認及びメタクラ 2G 系、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電開始を指示する。
- ②^a 運転員（中央制御室）A は、メタクラ 2F 系の受電確認後、メタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ 2G 系、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系が受電されていることを確認し、発電課長に受電されたことを報告する。
- ③^a 発電課長は、運転員に 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の負荷の切替操作を指示する。
- ④^a 運転員（中央制御室）A は、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。
- ⑤^a 運転員（中央制御室）A は、ガスタービン発電機によるメタクラ 2G 系、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電が完了したことを報告する。

[優先 2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]

（本手順は、2 号炉で全交流動力電源が喪失し、3 号炉の非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用して 2 号炉の代替所内電気設備へ給電する操作手順を示す。）

- ①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び 3 号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2F 系の受電準備を指示する。
- ②^b 3 号炉発電課長は、3 号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2F 系の給電準備を指示する。
- ③^b 3 号炉運転員（中央制御室）A は、3 号炉の非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び 3 号炉の非常用ディーゼル発電機の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3 号炉発電課長に給電準備完了を報告する。また、3 号炉発電課長は発電課長に報告する。

- ④^b 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備として、ガスターBIN発電機からメタクラ2F系を受電するための遮断器、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器、3号メタクラ3D系からメタクラ2F系を受電するための遮断器、メタクラ2F系からメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電する遮断器の「切」又は「切」確認し、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。
- ⑤^b 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系への給電開始を指示する。
- メタクラ2F系の給電手順については、「1.14.2.1(1)b. (b) [優先2.号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の操作手順⑦^a～⑩^aと同様である。
- ⑥^b 発電課長は、運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機からのメタクラ2G系への受電開始を指示する。
- ⑦^b 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2F系からメタクラ2G系を給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電操作を実施する。
- ⑧^b 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑨^b 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。
- ⑩^b 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電機設備側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが完了したことを報告する。
- ⑪^b 運転員（中央制御室）Aは、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。

[優先3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]

- ① ° 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2G系への受電準備開始を指示する。
- ② ° 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び電路構成を依頼する。
- ③ ° 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2G系への受電準備開始を指示する。
- ④ ° 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2G系の受電準備として、メタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器、メタクラ2G系からメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電するための遮断器の「切」又は「切」確認する。
- ⑤ ° 運転員（中央制御室）Aは、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によりメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ2G系の受電準備が完了したことを報告する。
- ⑥ ° 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2G系への給電準備開始を指示する。
3号炉の給電準備及び号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設手順については、「1.14.2.1(1)b. (b) [優先3.号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の⑩^b～⑪^b操作手順と同様である。
- ⑦ ° 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ2G系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。
- ⑧ ° 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2G系への給電開始を指示する。
メタクラ2G系の給電手順については、「1.14.2.1(1)b. (b) [優先3.号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の⑭^b～⑯^b操作手順と同様である。
- ⑨° 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。

- ⑩^c 発電課長は、運転員に 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C 又は 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の負荷の切替操作を指示する。
- ⑪^c 運転員（中央制御室）A は、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C 又は 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが完了したことを報告する。
- ⑫^c 運転員（中央制御室）A は、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。

[優先 4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]

(原子炉建屋東側の電源車接続口（東側）を使用する場合（原子炉建屋西側の電源車接続口（西側）を使用の場合は④^d, ⑤^d, ⑥^dを除く))

- ①^d 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系の受電準備開始を指示する。
- ②^d 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ 2G 系への給電準備開始を依頼する。
- ③^d 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車からメタクラ 2G 系への給電準備開始を指示する。
- ④^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。
- ⑤^d 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。
- ⑥^d 運転員（現場）B 及び C は、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。
- ⑦^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口付近にて電源車（2 台）を配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを、電源車（2 台）の間に並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。
- ⑧^d 運転員（中央制御室）A は、給電準備としてメタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認を実施し、発電課長にメタクラ 2G 系への受電準備が完了したことを報告する。

- ⑨^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車からメタクラ 2G 系間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2G 系への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑩^d 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ 2G 系への給電準備が完了したことを連絡する。
- ⑪^d 発電課長は、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブルにより給電ができない場合、発電所対策本部へ電源車からメタクラ 2G 系へ給電を依頼する。
- ⑫^d 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車からメタクラ 2G 系への給電開始を指示する。
- ⑬^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車（2 台）の起動及び並列操作によりメタクラ 2G 系への給電を実施し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2G 系への給電が完了したことを報告する。
- ⑭^d 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ 2G 系への給電が完了しことを連絡する。
- ⑮^d 発電課長は、運転員によるメタクラ 2G 系への給電開始を指示する。
- ⑯^d 運転員（中央制御室）A は、電源車からメタクラ 2G 系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ 2G 系、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系が受電されたことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告する。
- ⑰^d 発電課長は、運転員に 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の負荷の切替操作を指示する。
- ⑱^d 運転員（中央制御室）A は、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。
- ⑲^d 運転員（中央制御室）A は、発電課長に負荷切替が完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

[優先 1. ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]

運転員（中央制御室）1 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系の受電完了まで 15 分以内で可能である。

[優先 2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した 3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]

2号炉運転員（中央制御室）1名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電完了まで 35 分以内で可能である。

[優先 3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した 3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]

2号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電完了まで 225 分以内で可能である。

[優先 4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]

運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名、重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系の受電完了まで 130 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料 1. 14. 2-8)

1. 14. 2. 4 燃料の補給手順

- (1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給
重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）に燃料を補給する。

上記設備に燃料を補給するため、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクとタンクローリをホースで接続し、タンクローリへ軽油の補給を行う。

なお、補給する軽油は、復旧が見込めない非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タンクの軽油を使用する。

また、非常用ディーゼル発電機により重大事故等の対処に必要な電源が確保されている場合は、停止しているガスタービン発電機が接続されているガスタービン発電設備軽油タンクの軽油を使用する。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を使用する場合。

b. 操作手順

軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給手順の概要（軽油タンク（A）又はガスタービン発電設備軽油タンク（A）使用）は以下のとおりである。

（軽油タンク（B）～（F）及び（G）並びにガスタービン発電設備軽油タンク（B）、（C）を使用する手順も同様。）

概要図を第1.14-36図及び第1.14-37図に、タイムチャートを第1.14-38図に示す。

- ① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況からタンクローリへの軽油補給に使用するタンク（軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク）を決定し、重大事故等対応要員にタンクローリへの軽油補給の開始を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は、補給活動に必要な装備品・資機材を準備し、車両保管場所へ移動し、タンクローリの健全性を確認する。

[軽油タンク（A）から補給する場合]

- ③^a 重大事故等対応要員は、補給先に指定された軽油タンクへ移動し、軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、D/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。
- ④^a 重大事故等対応要員は、タンクローリのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。
- ⑤^a 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースをD/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁に取り付けた専用接続金具へ接続する。
- ⑥^a 重大事故等対応要員は、車載タンク上部にてマンホール（上蓋）を開放する。
- ⑦^a 重大事故等対応要員は、D/G（A）軽油タンク（A）出口弁を「閉」及びD/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁を「開」とする。
- ⑧^a 重大事故等対応要員は、車両付ポンプを起動し、タンクローリの吐出弁を「開」とし軽油タンク（A）からタンクローリへの補給を開始する。
- ⑨^a 重大事故等対応要員は、タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、タンク内の満タンを確認後、マンホール（上蓋）を閉止及び車両付ポンプを停止させ、タンクローリの吐出弁及びD/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリからホースを取り外した後（継続的に

ホースを使用する場合は、当該ホースを軽油タンク側に接続したままとする), 発電所対策本部に軽油タンクからタンクローリへの補給が完了したことと報告する。

- ⑩^a 重大事故等対応要員は、「1. 14. 2. 4(2) タンクローリから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、タンクローリの軽油の残量に応じて、上記手順④^a から⑨^a (③^a は軽油タンク側にホースを接続済みのため実施不要) を繰り返す。

[ガスタービン発電設備軽油タンク (A) から補給する場合]

- ③^b 重大事故等対応要員は、補給先に指定されたガスタービン発電設備軽油タンクへ移動し、GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。
- ④^b 重大事故等対応要員は、タンクローリのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。
- ⑤^b 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースを GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁に取り付けた専用接続金具へ接続する。
- ⑥^b 重大事故等対応要員は、GTG 軽油タンク (A) 出口弁を「閉」及び GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「開」とする。
- ⑦^b 重大事故等対応要員は、タンクローリへ軽油を補給するため、車両付ポンプを作動させ、タンクローリの吐出弁を「開」とし、GTG 軽油タンクからタンクローリへの補給を開始する。
- ⑧^b 重大事故等対応要員は、タンクローリの補給状態をタンク頂部のハッチから目視で確認し、タンク内の満タンを確認後、タンクローリの吸入元弁及び GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリからホースを取り外した後（継続的にホースを使用する場合は、当該ホースをガスタービン発電設備軽油タンク側に接続したままとする）、発電所対策本部にガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給が完了したことを報告する。
- ⑨^b 重大事故等対応要員は、「1. 14. 2. 4(2) タンクローリから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、タンクローリの軽油の残量に応じて、上記手順④^b から⑧^b (③^b はガスタービン発電設備軽油タンク側にホースを接続済みのため実施不要) を繰り返す。

c. 操作の成立性

上記の操作は、タンクローリ 1 台当たり重大事故等対応要員 2 名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからタンクローリへの補給完了まで 135 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設

備を整備する。

(添付資料 1.14.2-9)

(2) タンクローリから各機器への補給

重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）に対して、タンクローリを用いて燃料の補給を行う。

なお、ガスタービン発電機の場合はガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する。ガスタービン発電機の運転に伴い燃料が消費されると、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料の補給が開始される。また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、燃料の補給完了後に自動停止する。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を運転した場合において、各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した補給時間※1となつた場合。

※1：補給間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯済するまでに補給することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃費から燃料が枯済する前に補給することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、補給間隔を考慮して作業を実施する。

- ・ガスタービン発電設備軽油タンク：運転開始後約10時間以降、4時間
- ・大容量送水ポンプ（タイプI）：運転開始後約5時間
- ・熱交換器ユニット：運転開始後約15時間

b. 操作手順

タンクローリから各機器への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14-39図及び第1.14-40図に、タイムチャートを第1.14-41図から第1.14-42図に示す。

[大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニットへ補給する場合]

大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニットへの補給手順の概要は以下のとおり。

- ①^a 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況から補給が必要な機器を判断し、重大事故等対応要員にタンクローリによる補

給対象設備への補給の開始を指示する。

- ②^a 重大事故等対応要員は、補給対象設備の近傍まで移動し、補給のためタンクローリの補給前準備を行い、必要な距離分の補給ホースを引き出す。
- ③^a 重大事故等対応要員は、タンクローリから対象の設備へ補給するため、車両付ポンプを作動させる。
- ④^a 重大事故等対応要員は、補給対象設備の燃料タンクの蓋及びタンクローリの吐出弁を「開」とし、補給ノズルレバーを握り、タンクローリによる補給対象設備への補給を開始する。
- ⑤^a 重大事故等対応要員は、補給対象設備の補給状態を目視で確認し、必要量の補給完了を確認後、補給ノズルレバーを開放し、タンクローリによる補給対象設備への補給を完了する。
- ⑥^a 重大事故等対応要員は、タンクローリの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4 (1)b. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順④^aから⑨^a又は④^bから⑧^b、及び「1.14.2.4 (2)b. タンクローリから各機器への補給」手順②^aから⑤^aを繰り返す。

[ガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する場合]

ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給手順の概要は以下のとおり。

- ①^b 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にガスタービン発電設備軽油タンクへの補給を指示する。
- ②^b 重大事故等対応要員は、ガスタービン発電設備軽油タンク近傍まで移動し、GTG 軽油タンク (A) 給油口の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。
- ③^b 重大事故等対応要員は、タンクローリのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。
- ④^b 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースを GTG 軽油タンク (A) 給油口に取り付けた専用接続金具へ接続する。
- ⑤^b 重大事故等対応要員は、車両付ポンプを作動させ、タンクローリの吐出弁を「開」とし、タンクローリから GTG 軽油タンク (A) への補給を開始する。
- ⑥^b 重大事故等対応要員は、ガスタービン発電設備軽油タンクの補給状態を油面レベルで確認し、必要量の補給完了を確認後、各バルブを「閉」操作し、タンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの給油が完了したことを発電所対策本部に報告する。
- ⑦^b 重大事故等対応要員は、タンクローリの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4 (1)b. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順④^aから

⑨^a、及び「1.14.2.4 (2)b. タンクローリから各機器への補給」手順②^bから⑥^bを繰り返す。

c. 操作の成立性

上記の操作は、タンクローリ 1 台当たり重大事故等対応要員 2 名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。

- ・タンクローリにて各機器へ補給する場合：40 分
- ・タンクローリにてガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する場合：50 分

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

なお、各設備の燃料が枯渇しないよう以下の時間までに補給を実施する。

- ・ガスタービン発電機の燃費は、定格容量にて約 2,460L/h であり、起動から枯渇までの時間は約 186 時間。
- ・大容量送水ポンプ（タイプ I）の燃費は、定格容量にて約 188L/h であり、起動から枯渇までの時間は約 5.2 時間。
- ・熱交換器ユニットの燃費は、定格容量にて約 56L/h であり、起動から枯渇までの時間は約 16 時間。

また、多くの補給対象設備が必要となる事象を想定した場合、事象発生後 7 日間、それらの設備（ガスタービン発電機、大容量送水ポンプ（タイプ I）、熱交換器ユニット）の運転継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約 234kL であり、軽油タンク（約 830kL）又はガスタービン発電設備用軽油タンク（約 330kL）から燃料補給が供給可能であるため、事象発生後 7 日間対応可能である。タイムチャートを第 1.14-43 図及び第 1.14-44 図に示す。

（添付資料 1.14.2-10）

1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順

(1) 非常用交流電源設備による給電

非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が健全な場合、自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）による作動、又は中央制御室からの手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動し、非常用高圧母線に給電する。

非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の運転により消費された燃料は、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクの油面が規定値以下まで低下すると非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、軽油タンクから非常用ディーゼル発

電設備燃料ディタンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクへの補給が開始される。その後燃料補給の完了に伴い、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプが自動停止する。

a. 手順着手の判断基準

外部電源が喪失した場合又はメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系又はメタクラ 2H 系の電圧がないことを確認した場合。

b. 操作手順

非常用交流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-45 図に示す。

- ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（中央制御室）に非常用交流電源設備による給電開始を指示する。
- ② 運転員（中央制御室）A は、非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）により自動起動し、受電遮断器が投入されたことを確認する。あるいは、中央制御室から手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動し、受電遮断器を投入する。
- ③ 運転員（中央制御室）A は、非常用高圧母線へ給電が開始されたことをメタクラ電圧指示値の上昇及び非常用ディーゼル発電機電力指示値又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機電力指示値の上昇により確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。

c. 操作の成立性

上記の操作は、運転員（中央制御室）1 名にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やかに対応できる。

(2) 非常用直流電源設備による給電

外部電源並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を経由した直流母線（125V 直流主母線盤）への給電から、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H による直流母線（125V 直流主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B については、蓄電池の延命のため、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後 1 時間以内に、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない 125V 直流主母線盤の直流負荷を切離し、その後、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機

及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後 8 時間以内に、中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施する。

a. 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失により、125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2H の交流入力電源の喪失が発生した場合。

b. 操作手順

125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-46 図に示す。なお、125V 蓄電池 2A 系及び 125V 蓄電池 2B による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整備する。

- ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2H からの給電が開始されたことの確認を指示する。
- ② 運転員（中央制御室）A は、125V 充電器 2H の交流入力電源が喪失したこと を「非常用高圧母線 2H 低電圧」にて確認し、125V 蓄電池 2H による給電が 開始され、HPCS125V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認 し、発電課長に給電が完了したことを報告する。

c. 操作の成立性

125V 蓄電池 2H からの給電は、運転員（中央制御室）1 名にて直流母線（125V 直流主母線盤）へ自動で給電されることを確認する。中央制御室での電圧確認で あるため、速やかに対応できる。

1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第 1.14-47 図及び第 1.14-48 図に示す。

(1) 代替電源（交流）による対応手段

全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として、ガスタービン発電機及び電源車による給電並びに号炉間電力融通ケーブルを使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機からの電力融通による給電がある。

短期的には、低圧代替注水として用いる復水補給水系への給電、中長期的には、発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系の給電が主な目的となることから、これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり、かつ短時間で給電が可能であるガスタービン発電機（優先 1）による給電を優先す

る。

優先 1 のガスタービン発電機からの給電ができず 3 号炉の非常用ディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先 2 の号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した電力融通を行う。

ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル（常設）による給電ができない場合は、優先 3 の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した電力融通を行う。

なお、号炉間電力融通ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する 3 号炉の発電用原子炉の冷却状況、非常用ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する 2 号炉の受電体制を確認した上で実施する。

ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）及び号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電ができない場合は、優先 4 の電源車から給電する。

上記の優先 1 から優先 4 までの給電手順を連続して実施した場合、125V 充電器の受電まで約 395 分で実施可能であり、所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている 24 時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。

(2) 代替電源（直流）による対応手段

全交流動力電源喪失時、直流母線への給電ができない場合の対応手段として、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、所内常設直流電源設備（3 系統目）、可搬型代替直流電源設備及び 125V 代替充電器用電源車接続設備がある。

原子炉圧力容器への注水で用いる原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、発電用原子炉の減圧で用いる自動減圧系、原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる原子炉格納容器フィルタベント系への給電が主な目的となる。短時間で電力供給が可能であり、長期間にわたる運転を期待できる手段から優先して準備する。

全交流動力電源の喪失により 125V 充電器を経由した 125V 直流主母線盤への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間は、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B を使用することで 24 時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転、及び自動減圧系の作動等に必要な直流電源の供給を行う。

全交流動力電源喪失後、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B による給電ができない場合は、125V 代替蓄電池を使用することで 24 時間にわたり高圧代替注水系の運転に必要な直流電源の供給を行う。125V 代替蓄電池の電圧が枯渇等により放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合は、第 3 直流電源設備用 125V 代替蓄電池から高圧代替注水系の運転に必要な直流電源の供給を行う。

全交流動力電源の喪失により 250V 充電器を経由した 250V 直流主母線盤への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間は、250V 蓄電池を使用することで低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）の

運転に必要な直流電源の供給を行う。

全交流動力電源喪失後、24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は、可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備を用いて直流電源母線へ給電するが、短時間で給電可能な可搬型代替直流電源設備を優先して準備する。

代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合には、125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。

125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bが枯渇した場合は、遮断器の制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し、125V充電器2A及び125V充電器2Bを経由して125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。

第 1.14-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
対応手段、対処設備、手順書一覧 (1/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	—	非常用交流電源設備による給電	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電機～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高压母線 2H 系電路	非常時操作手順書 (設備別) 「M/C C(D)母線受電」 非常時操作手順書 (設備別) 「M/C H 母線受電」

対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	—	非常用直流電源設備による給電	125V 蓄電池 2H ^{※1} 125V 充電器 2H 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失)	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電機～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路 ガスタービン発電機～緊急用低压母線 2G 系電路	重大事故等対処設備

※1 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (3/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失)	可搬型代替交流電源設備による給電	電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油 タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電設備燃料移送系配 管・弁 ガスタービン発電設備燃料 移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口(原子 炉建屋)電路 電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高压母線2C系及び 非常用高压母線2D系電路 電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用低压母線2G系電路	重大事故等対応要領書 「M/C C (D) 母線受電」
		号炉間電力融通設備による給電	号炉間電力融通ケーブル (常設) 号炉間電力融通ケーブル (可搬型) 号炉間電力融通ケーブル (常設)～非常用高压母線 2C系又は非常用高压母線2D 系電路 号炉間電力融通ケーブル (可搬型)～非常用高压母 線2C系又は非常用高压母 線2D系電路	非常時操作手順書(設備別) 「M/C C (D) 母線受電」 重大事故等対応要領書 「M/C C (D) 母線受電」
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失) 非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	125V蓄電池2A ^{※1} 125V蓄電池2B ^{※1} 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充 電器2A～125V直流主母線盤 2A及び125V直流主母線盤 2A-1電路 125V蓄電池2B及び125V充 電器2B～125V直流主母線盤 2B及び125V直流主母線盤 2B-1電路	非常時操作手順書(設備別) 「125V蓄電池2A(2B)の不要負荷 切り離し」
		常設代替直流電源設備による給電	125V代替蓄電池 250V蓄電池 ^{※1} 125V代替蓄電池～125V直流 主母線盤2A-1及び125V直 流主母線盤2B-1電路 250V蓄電池～250V直流主母 線盤電路	非常時操作手順書(設備別) 「125V代替蓄電池による125V直 流主母線盤2A-1(2B-1)への給電」 非常時操作手順書(設備別) 「250V蓄電池による250V直流主 母線盤への給電」

※1 125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B及び250V蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (4/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失) 非常用直流電源設備 (常設直流電源系統喪失)	(3 所内常設 直流電源 設備 目)による給電	第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池 第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路	非常時操作手順書（微候ベース） 「電源回復」 非常時操作手順書（設備別） 「第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A-1 (2B-1)への給電」
		可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 ^{※1} 125V 代替充電器 250V 充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池及び 250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A-1 (2B-1)への給電」 非常時操作手順書（設備別） 「250V 蓄電池による 250V 直流主母線盤への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電（G母線接続）」

※1 250V 蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (5/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失) 所内常設蓄電式直流電源設備（常設直流電源系統喪失, 可搬型交流電源設備の電源車から給電喪失)	125V代替充電器用電源車接続設備による給電	125V代替充電器 代替直流電源用切替盤 代替直流電源用変圧器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（制御建屋） 電路 電源車接続口（制御建屋）～125V直流主母線盤2A-1 及び 125V直流主母線盤2B-1 電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V代替蓄電池による125V直流主母線盤2A-1(2B-1)～の給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V代替充電器への給電（125V代替直流電源切替盤接続）」 自主対策設備
代替所内電気設備による給電	非常用所内電気設備	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2G系 緊急用動力変圧器2G系 緊急用低圧母線2G系 緊急用交流電源切替盤2G系 緊急用交流電源切替盤2C系 緊急用交流電源切替盤2D系 非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系	非常時操作手順書（設備別） 「緊急用G母線受電」 重大事故等対応要領書 「緊急用G母線受電」 重大事故等対応設備
燃料補給	—	燃料補給設備による補給	軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース	重大事故等対応要領書 「燃料補給設備による給油」 重大事故等対応設備

第 1.14-2 表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/9)

手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)		
1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電 a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電					
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」					
非常時操作手順書 「ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電」					
重大事故等対応要領書 「ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧		
		GTG 運転監視	GTG 発電機電圧 GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力		
	操作	電源	6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧		
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧		
		電源車運転監視	電源車電圧 電源車周波数		
	操作	電源	6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧		

監視計器一覧 (2/9)

手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1. 14. 2. 1 代替電源 (交流) による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電 b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電		
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」		275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧
非常時操作手順書 (設備別) 「号炉間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」	判断基準	電源の確保 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)
		6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧
	操作	D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」	判断基準	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧
重大事故等対応要領書 「号炉間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」		D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)
		6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧
	操作	D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)

監視計器一覧 (3/9)

手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)
1. 14. 2. 2 代替電源 (直流) による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電			
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧
	操作	電源	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2A 受電」	判断基準	電源の確保	4-2C 母線電圧
	操作	電源	125V 直流主母線 2A 電圧
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2B 受電」	判断基準	電源の確保	4-2D 母線電圧
	操作	電源	125V 直流主母線 2B 電圧
1. 14. 2. 2 代替電源 (直流) による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 b. 常設代替直流電源設備による給電			
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「常設代替直流電源設備による給電」	判断基準	電源の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧
	操作	電源	125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧
1. 14. 2. 2 代替電源 (直流) による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 c. 所内常設直流電源設備 (3 系統目) による給電			
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「所内常設直流電源設備 (3 系統目) による給電」	判断基準	電源の確保	125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 第3 直流電源設備用 125V 代替充電器盤蓄電池電圧
	操作	電源	125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧

監視計器一覧 (4/9)

手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)
1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 d. 可搬型代替直流電源設備による給電			
非常時操作手順書（微候ベース） 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「可搬型代替直流電源設備による給電」	判断基準	電源の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧
		電源車運転監視	電源車電圧 電源車周波数
		電源	6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧
1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 e. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電	判断基準	電源の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧
		電源車運転監視	電源車電圧 電源車周波数
		電源	125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧

監視計器一覧 (5/9)

手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)
1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順 (2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保			
非常時操作手順書（微候ベース） 「電源回復」 非常時操作手順書（設備別） 「ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧
		GTG 運転監視	GTG 発電機電圧 GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力
		電源	6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧
非常時操作手順書（微候ベース） 「電源回復」 非常時操作手順書（設備別） 「号炉間電力融通ケーブル（常設）による 電力融通」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧
			D/G (3A) 電圧 (3 号炉) D/G (3B) 電圧 (3 号炉) D/G (3A) 電力 (3 号炉) D/G (3B) 電力 (3 号炉) D/G (3A) 周波数 (3 号炉) D/G (3B) 周波数 (3 号炉)
		電源	6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧
	操作	D/G 運転監視 (3 号炉)	D/G (3A) 電圧 (3 号炉) D/G (3B) 電圧 (3 号炉) D/G (3A) 電力 (3 号炉) D/G (3B) 電力 (3 号炉) D/G (3A) 周波数 (3 号炉) D/G (3B) 周波数 (3 号炉)

監視計器一覧 (6/9)

手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)	
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号炉間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	
			D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	
			6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧	
			D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	
	操作	電源	6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧	
			D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	
		D/G 運転監視 (3号炉)	6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧	
			D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	
			電源車電圧 電源車周波数	
			6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧	
	操作	電源車運転監視	電源車電圧 電源車周波数	
			6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧	
		電源	6-2G 母線電圧 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧	
1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順				
(1)代替所内電気設備による給電				
a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電				
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電」	判断基準	電源の確保	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	
			GTG 運転監視	
	操作	GTG 運転監視	GTG 発電機電圧 GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力	
			電源	
6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧				

監視計器一覧 (7/9)

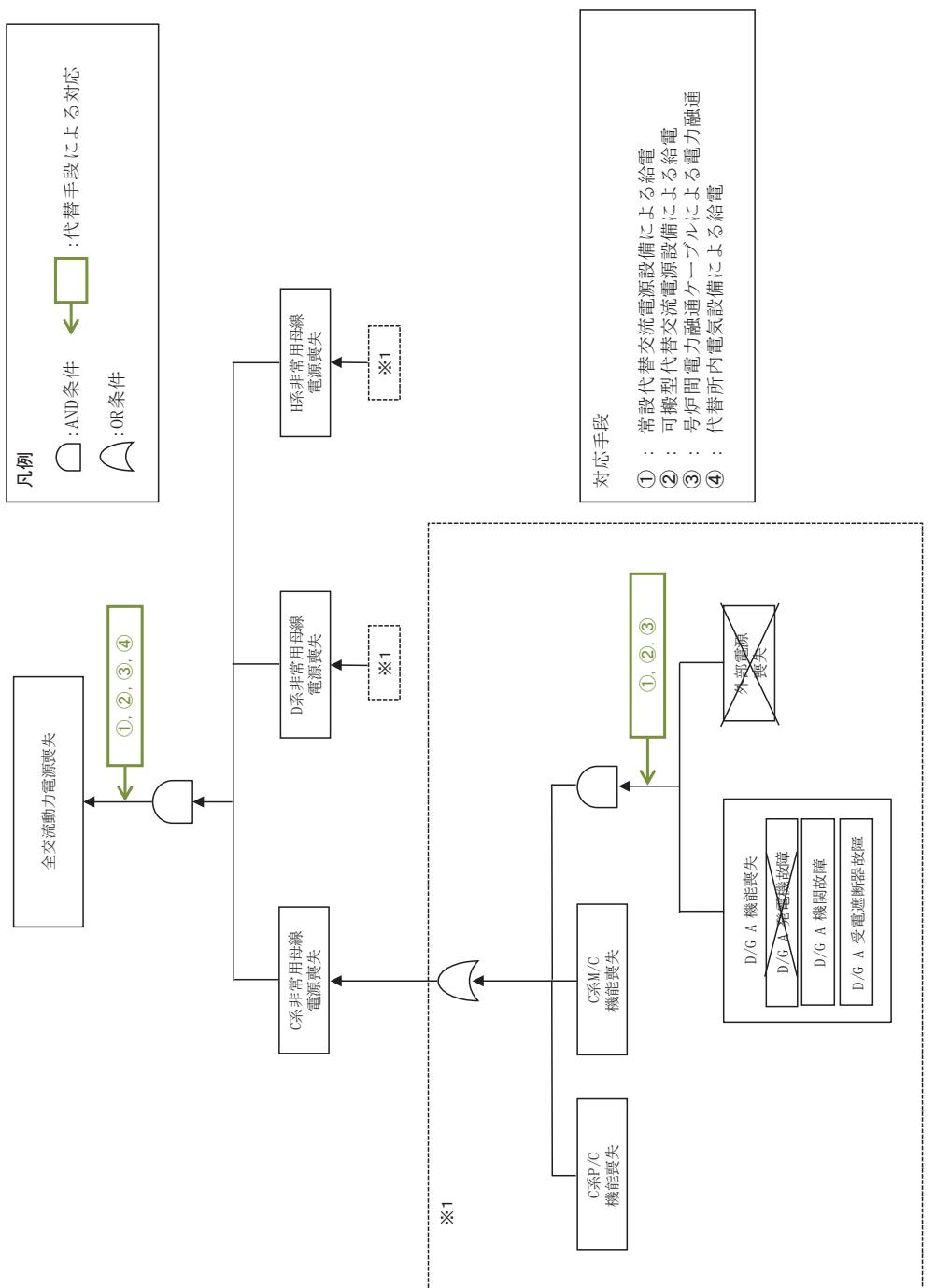
手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応手順 (1)代替所内電気設備による給電 a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電		
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電」	判断基準	電源の確保 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧
	操作	電源車運転監視 電源車電圧 電源車周波数
		電源 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「号炉間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」	判断基準	電源の確保 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3 号炉) D/G (3B) 電圧 (3 号炉) D/G (3A) 電力 (3 号炉) D/G (3B) 電力 (3 号炉) D/G (3A) 周波数 (3 号炉) D/G (3B) 周波数 (3 号炉)
	操作	電源 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧
		D/G 運転監視 (3 号炉) D/G (3A) 電圧 (3 号炉) D/G (3B) 電圧 (3 号炉) D/G (3A) 電力 (3 号炉) D/G (3B) 電力 (3 号炉) D/G (3A) 周波数 (3 号炉) D/G (3B) 周波数 (3 号炉)
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号炉間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」	判断基準	電源の確保 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3 号炉) D/G (3B) 電圧 (3 号炉) D/G (3A) 電力 (3 号炉) D/G (3B) 電力 (3 号炉) D/G (3A) 周波数 (3 号炉) D/G (3B) 周波数 (3 号炉)
	操作	電源 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧
		D/G 運転監視 (3 号炉) D/G (3A) 電圧 (3 号炉) D/G (3B) 電圧 (3 号炉) D/G (3A) 電力 (3 号炉) D/G (3B) 電力 (3 号炉) D/G (3A) 周波数 (3 号炉) D/G (3B) 周波数 (3 号炉)

監視計器一覧 (8/9)

手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1. 14. 2. 4 燃料の補給手順 (1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給		
重大事故等対応要領書 「軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給」	判断基準	補機監視機能 軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル
	操作	補機監視機能 軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル
1. 14. 2. 4 燃料の補給手順 (2) タンクローリから各機器への補給		
重大事故等対応要領書 「タンクローリから各機器への補給」	判断基準	補機監視機能 タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル
	操作	補機監視機能 タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル

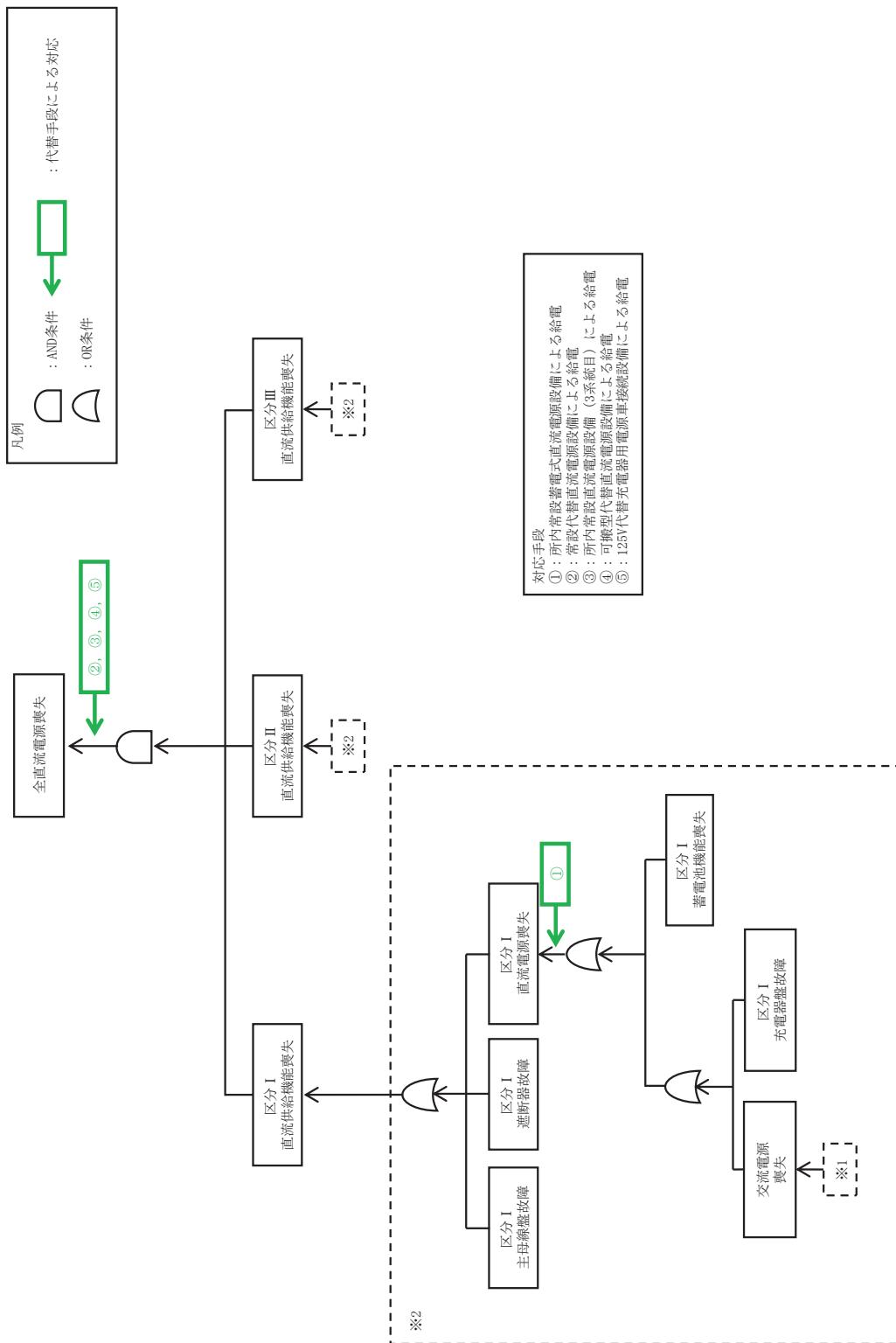
監視計器一覧 (9/9)

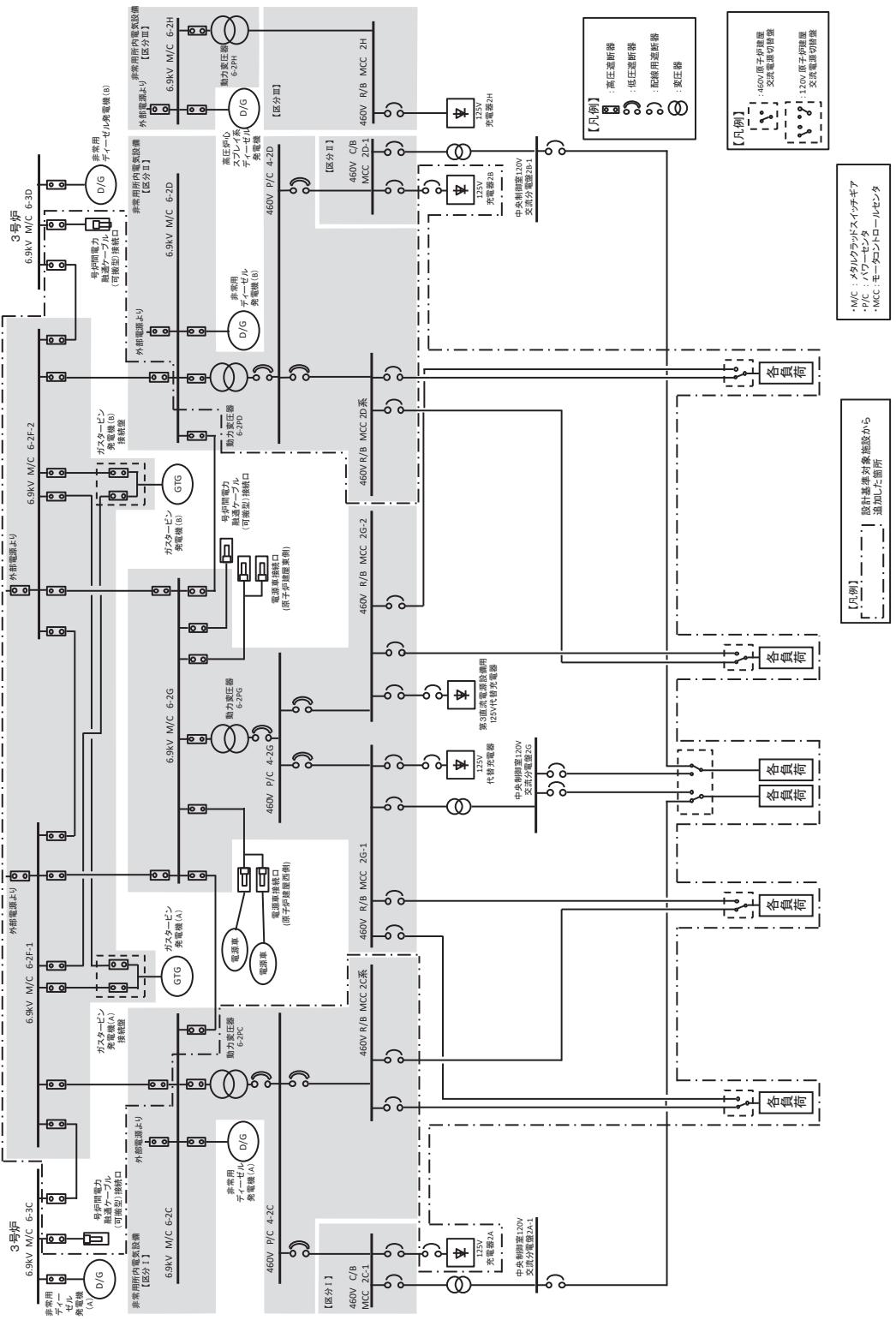
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)		
1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の対応手順					
(1) 非常用交流電源設備による給電					
非常時操作手順書（微候ベース） 「交流／直流電源供給回復」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2H 母線電圧		
重大事故等対応要領書 「交流／直流電源供給回復」		電源	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2H 母線電圧		
		D/G 運転監視	D/G (2A) 電圧 D/G (2B) 電圧 D/G (2H) 電圧 D/G (2A) 電力 D/G (2B) 電力 D/G (2H) 電力 D/G (2A) 周波数 D/G (2B) 周波数 D/G (2H) 周波数		
	操作	補機監視機能	軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 原子炉補機冷却水系 A 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 B 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 A 系冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 B 系冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 A 系冷却水供給 温度 原子炉補機冷却水系 B 系冷却水供給 温度 高圧炉心スプレイ補機冷却水系冷却 水供給圧力 高圧炉心スプレイ補機冷却水系冷却 水供給温度		
1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の対応手順					
(2) 非常用直流電源設備による給電					
非常時操作手順書（微候ベース） 「交流／直流電源供給回復」	判断基準	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2H 母線電圧		
重大事故等対応要領書 「交流／直流電源供給回復」		電源	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 HPCS 125V 直流主母線電圧		



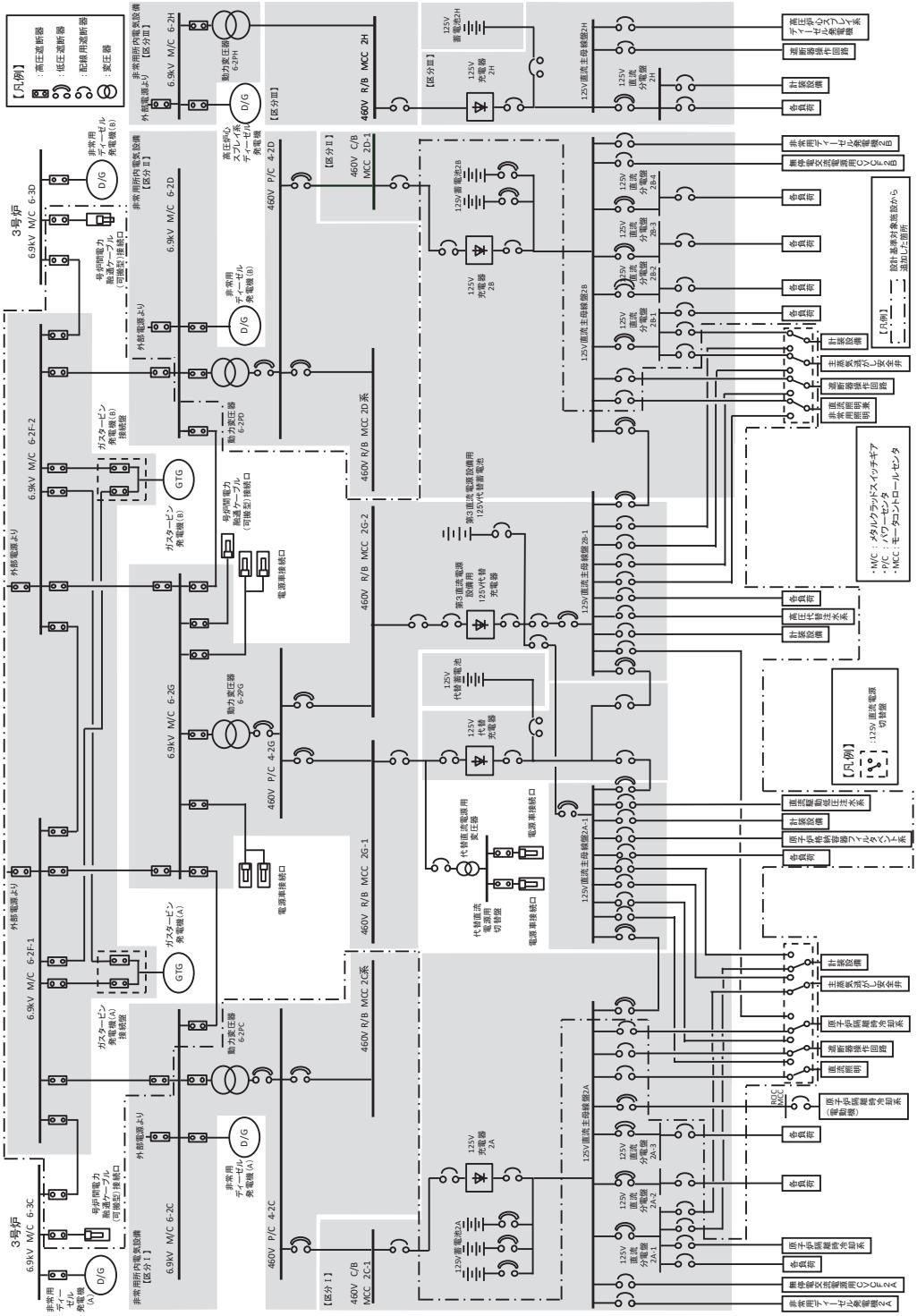
第 1. 14-1 図 機能喪失原因対策分析 (1/2)

第 1.14-1 図 機能喪失原因対策分析 (2/2)

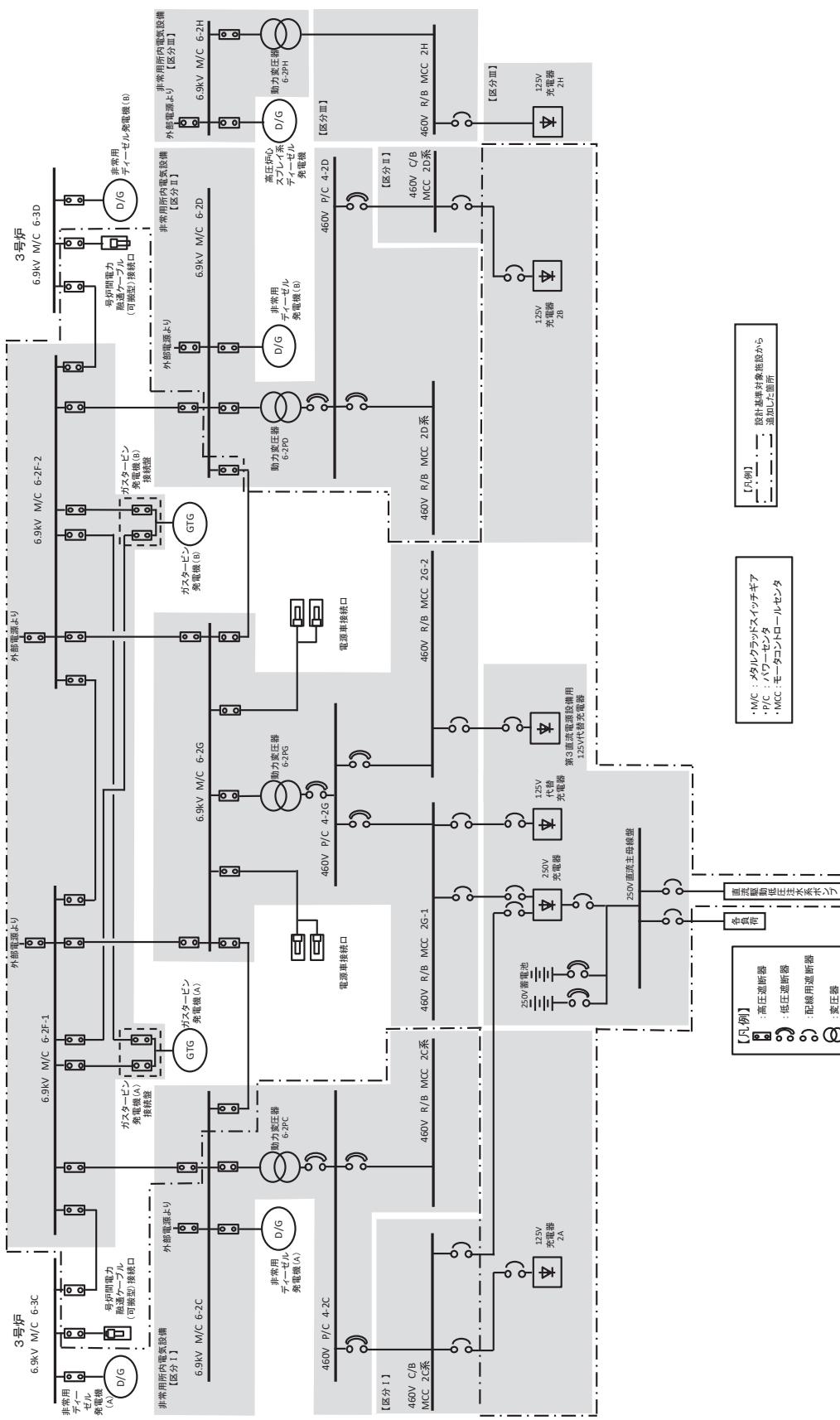




第1.14-2 図 交流電源単線接続図



第 1.14-3 図 直流電源單線結線圖 (125V 系統)



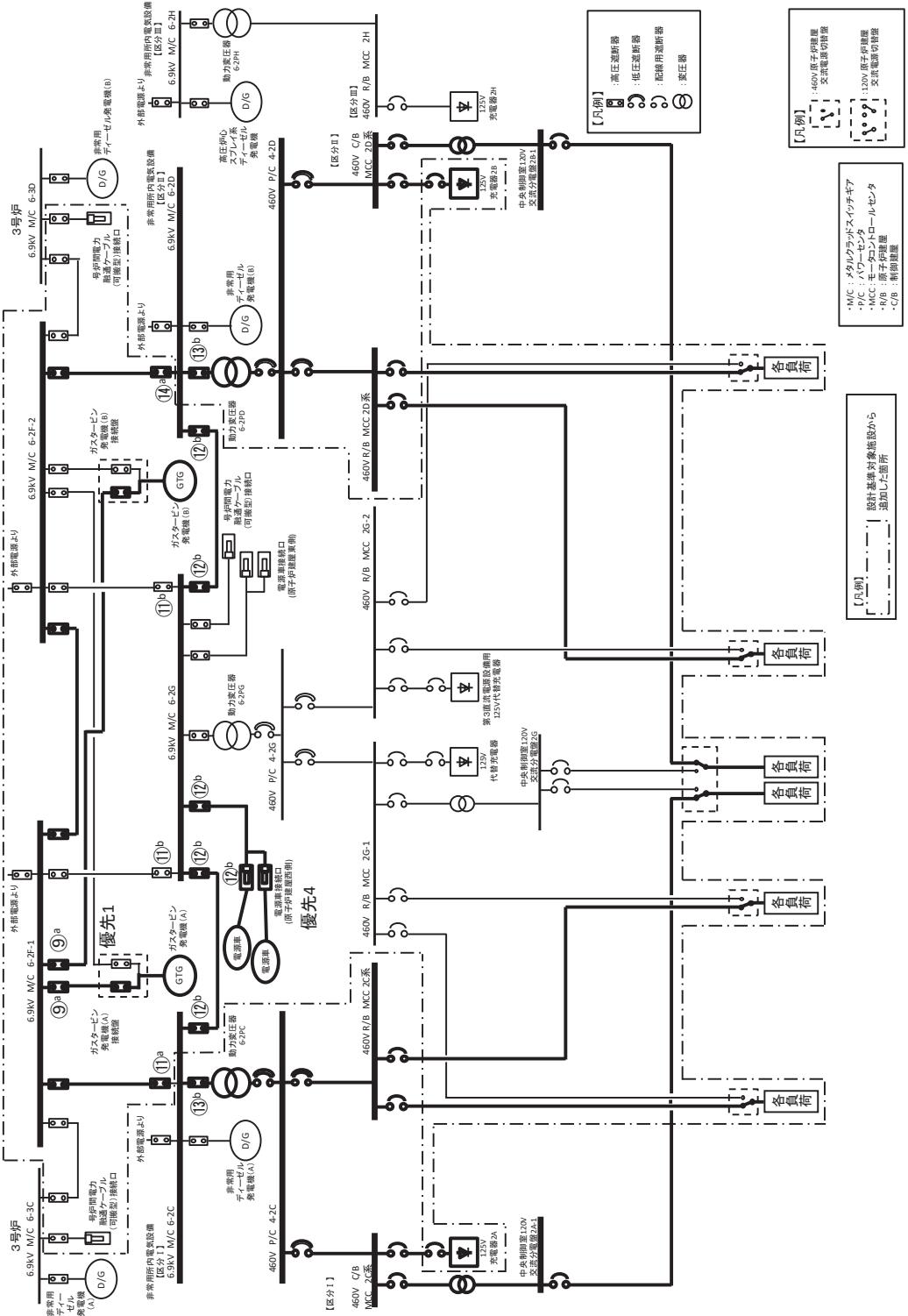
第1.14-4図 直流電源単線結線図（250V系統）

枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1.14-5 図 非常時操作手順書（微候ベース）〔電源回復〕における手順の対応フロー（1 / 2）

1.14-5 図 非常時操作手順書（徴候ベース）〔電源回復〕における手順の対応フロー（2 / 2）

枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。



第1.14-6 図 ガスターービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電概要図

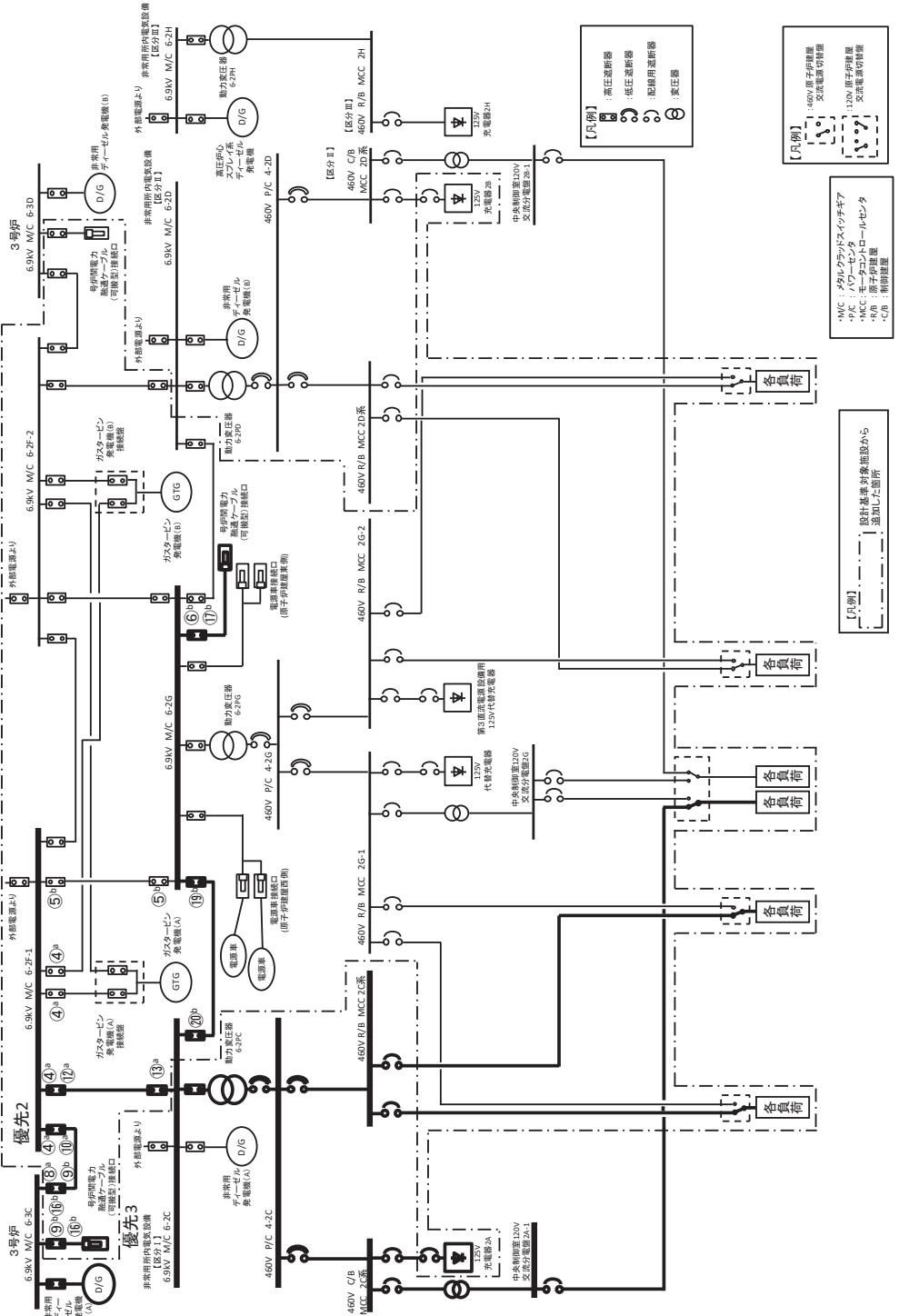
ガススタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電
(ガスタービン発電機使用の場合) タイムチャート (1/2)

手順の項目	要員 (数)	経過時間										備考
		10分	20分	30分	40分	50分	60分	26時間	27時間	28時間		
優先1. ガスターービン発電機によるM/C 2C系及CM/C 2D系受電の場合 【現場起動の場合】	運転員(中央制御室)A, B 運転員(現場)C, D 修理工員	M/C 2C系及CM/C 2D系受電前準備※2※3 M/C 2F, M/C 2C系及CM/C 2D系受電準備操作、受電確認※2※3 不要交流負荷切離し※4 不要交流負荷切離し※5 ガスターービン発電機起動準備、起動操作※2 ガスターービン発電機起動準備、起動操作※2	45分									操作手順 ⑦ ^a ⑨ ^a ⑩ ^a ⑪ ^a ⑫ ^a ⑯ ^a
※1：緊急時対策所から緊急用電気品建屋への移動 ※2：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※3：中央制御室での状況確認に必要な想定時間 ※4：事象発生から1時間以内に実施 ※5：事象発生から27時間以内に実施												

第 1.14-8 図 ガスターービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電
(ガスターービン発電機使用の場合) タイムチャート (2/2)

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)																備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150		
運転員(中央制御室)A, B	2	W/C 2C系及OM/C 2D系受電前準備操作※1 120分																電源車給電 電源車によるM/C 2C系及びM/C 2D系受電
運転員(現場)C, D	2	移動、W/C 2C系及OM/C 2D系受電前準備操作※1 125分																⑨ ^b ⑪ ^b ⑫ ^b ⑬ ^b ⑯ ^b
重大事故等対応要員	3	屋開放(原子炉建屋内の電源車接続口を使用する場合) 移動、W/C 2C系及OM/C 2D系受電前準備操作※1 125分																⑩ ^b ⑧ ^b ⑯ ^b ⑤ ^b ④ ^b ⑦ ^b ⑮ ^b
優先4. 電源車によるM/C 2C系及OM/C 2D系受電の場合		保管場所への移動※4, 8&5 電源車走行前点検※6 電源車の移動※7 電源車準備※8 電源車起動※9 電源車引合※10																※1 : 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※2 : 中央制御室での状況確認に必要な想定時間 ※3 : 中央制御室から隔壁までの移動時間及び隔壁の扉開放操作時間に余裕を見込んだ時間 ※4 : 電源車の保管場所は第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア ※5 : 緊急時救援所から第2保管エリアまでの移動時間を想定した移動時間に余裕を見込んだ時間 ※6 : 電源車の走行前点検を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※7 : 電源車の保管場所から電源車直接口までの移動時間に余裕を見込んだ時間 ※8 : 電源車の準備(ケーブルの接続及び接続)の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※9 : 電源車の起動の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※10 : 電源車の給電の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間

第1.14-9 図 ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C系及びメタクラ 2D系 受電
(電源車使用の場合) タイムチャート



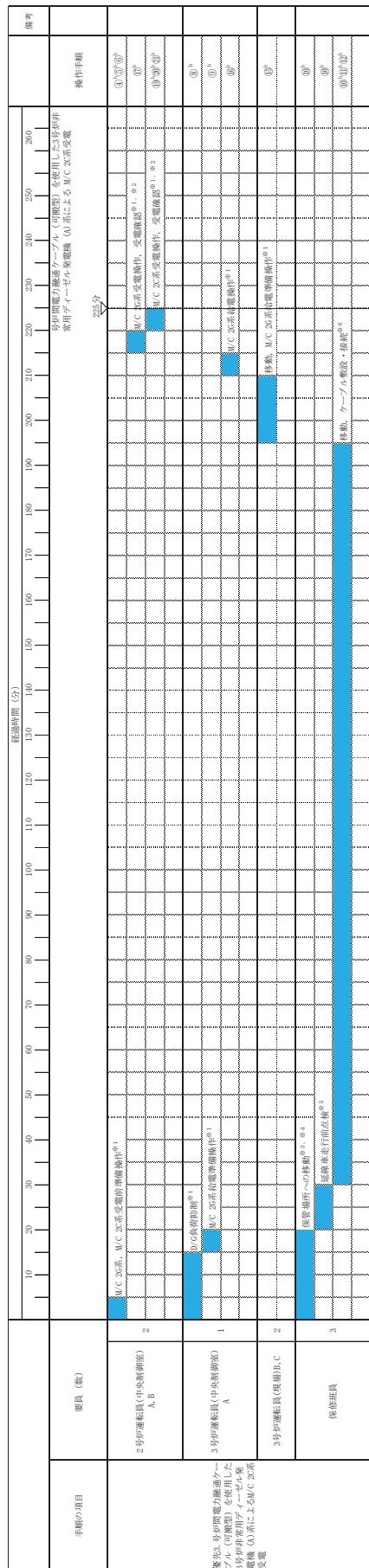
第 1.14-10 図 2C 系又はメタク ラ 2D 系受電概要図
メタク ラ 2C 系又はメタク ラ 2D 系受電概要図 (A) による
号炉間電力融通ケーブルを使用した 3号炉非常用ディーゼル発電機 (A) による

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	
優先2. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A)によるM/C 2C系受電の場合	2号炉運転員(中央制御室) A, B	M/C 2F系、M/C 2C系受電前準備操作※1 M/C 2F系受電操作、受電確認※1, ※2 M/C 2C系受電操作、受電確認※1, ※2										(4) ^a (5) ^a (10) ^a (12) ^a (13) ^a (14) ^a
	3号炉運転員(中央制御室) A	D/G負荷抑制※1 M/C 2B系給電操作※1										(3) ^a (8) ^a

※1：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

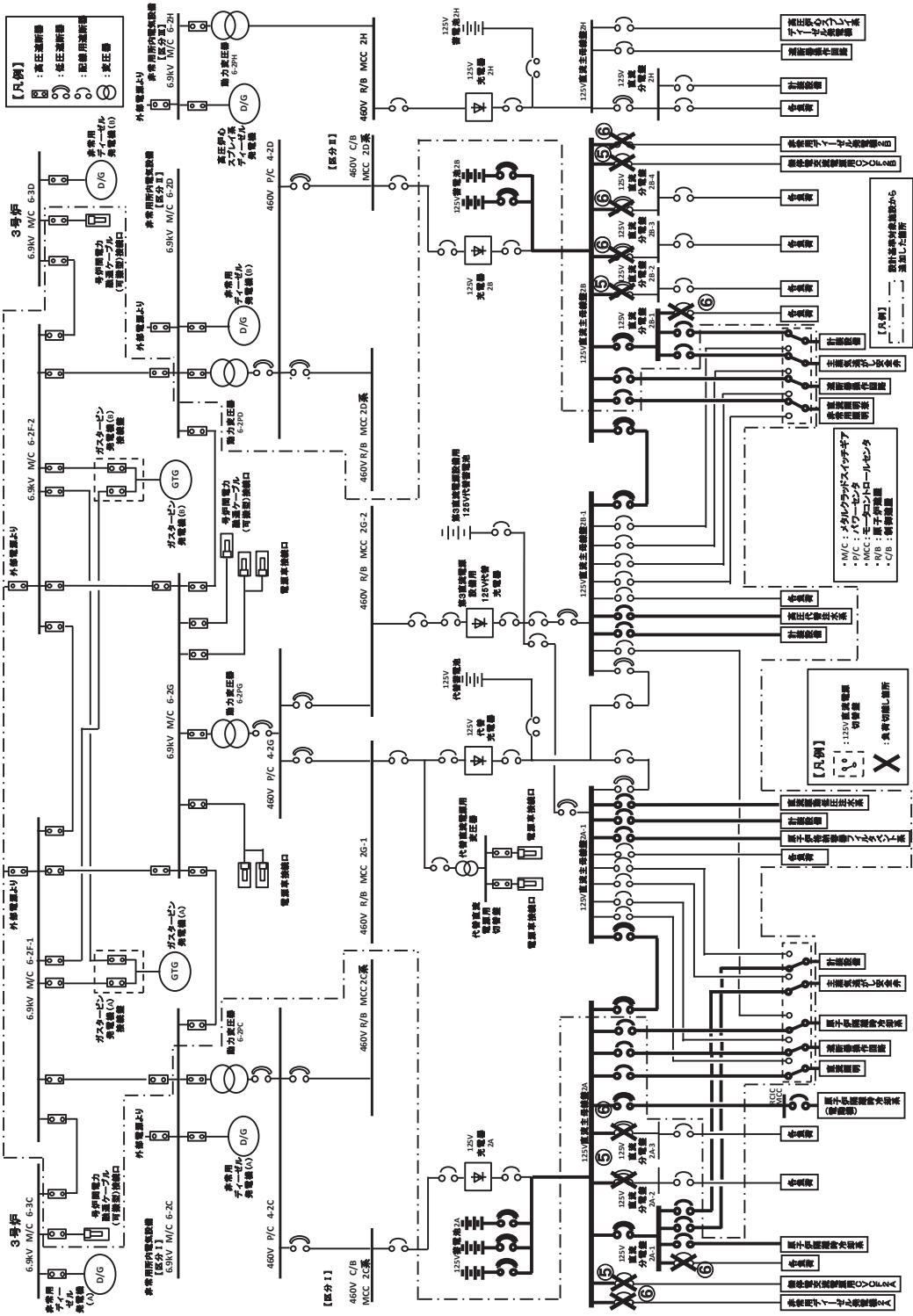
※2：中央制御室での状況確認に必要な想定時間

第1.14-11 図 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A)による
メタクラ2C系又はメタクラ2D系受電
(号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した場合) タイムチャート



※1：機器の運作時間に余裕を見込んだ時間
 ※2：中央制御室での状況に必要な起動時間
 ※3：延焼の保管方法は部材別、形状別、ゴムアーチの移動を想定した移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：急速の燃焼が発生する場合、アーチの移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※5：延焼の燃焼が発生する場合、アーチの移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※6：延焼及び搭載ケーブルの露出状況を考慮して計上された作業時間に余裕を見込んだ時間

第1.14-12図 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A)による
メタクラ2C系又はメタクラ2D系受電
(号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した場合) タイムチャート



第1.14-13 図 概要図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (時)																								備考	
		1	2	3	7	8	9	22	23	24																	
		1時間負荷切離し 1時間																									
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	運転員(中央制御室)A	電源確認※1																									②③
	運転員(現場)B, C																										⑤
																											⑥

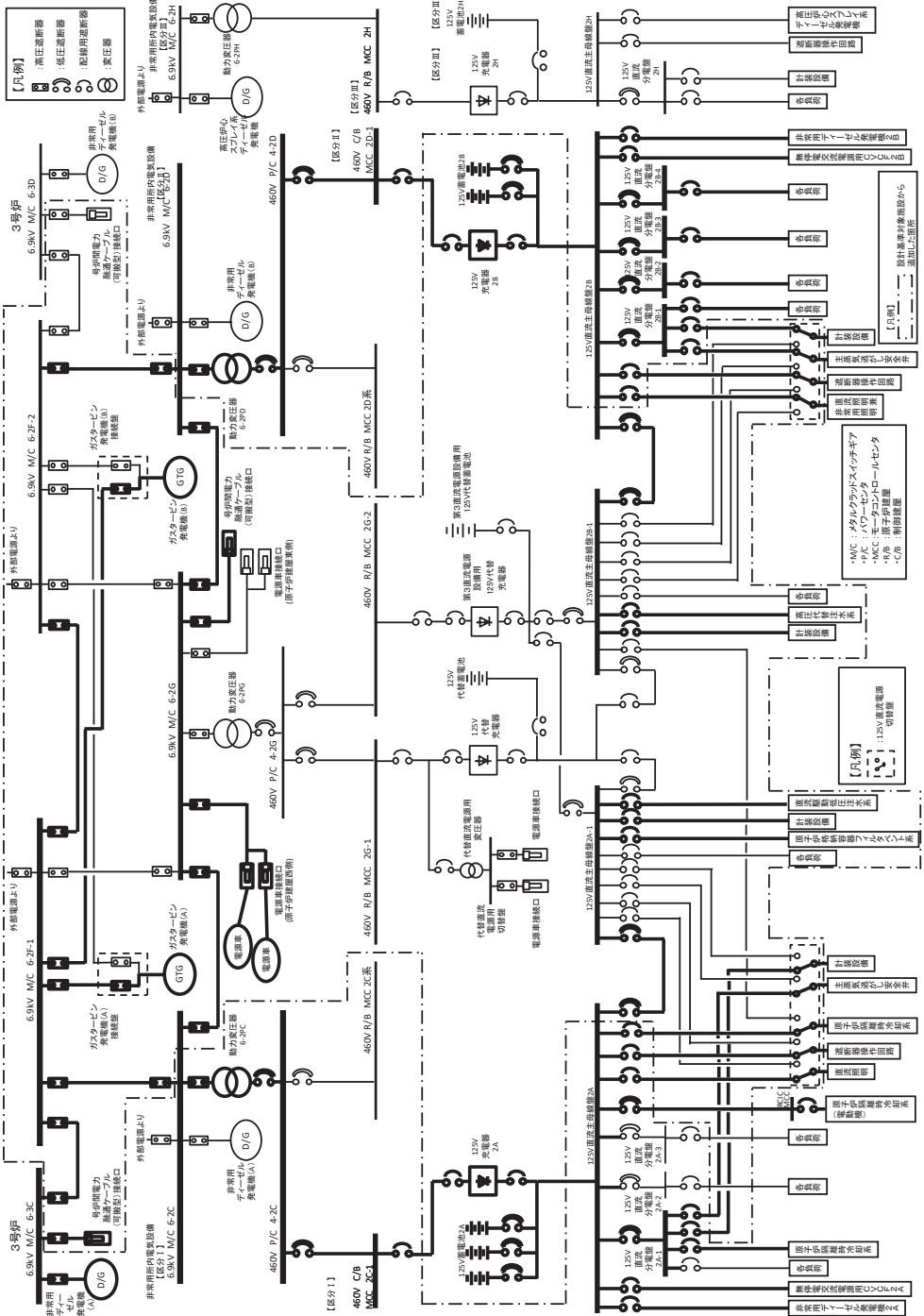
※1：中央制御室での状況確認に必要な想定時間

※2：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

※3：1時間以内に切離しを実施

※4：8時間以内に切離しを実施

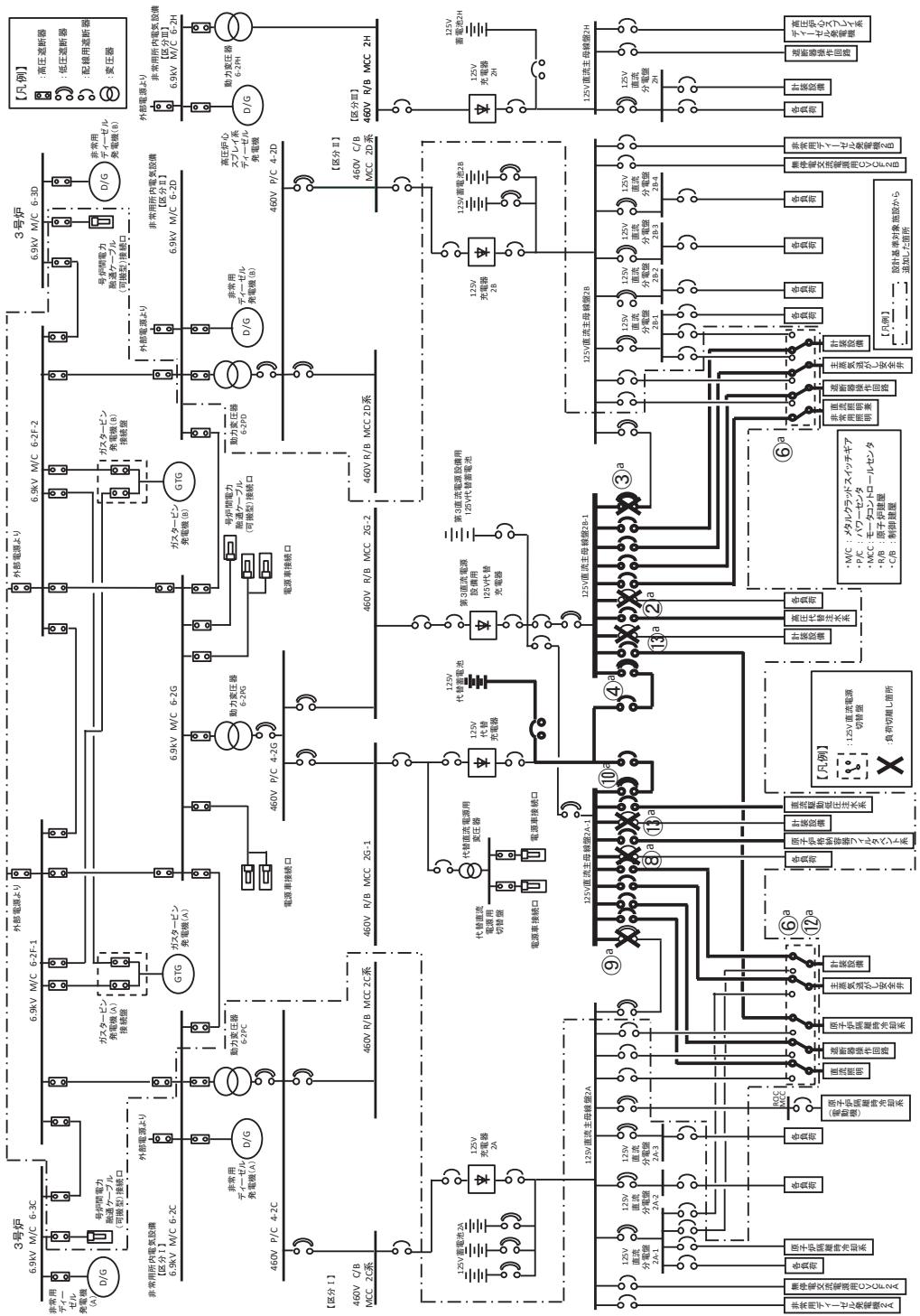
第1.14-14図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電タイムチャート



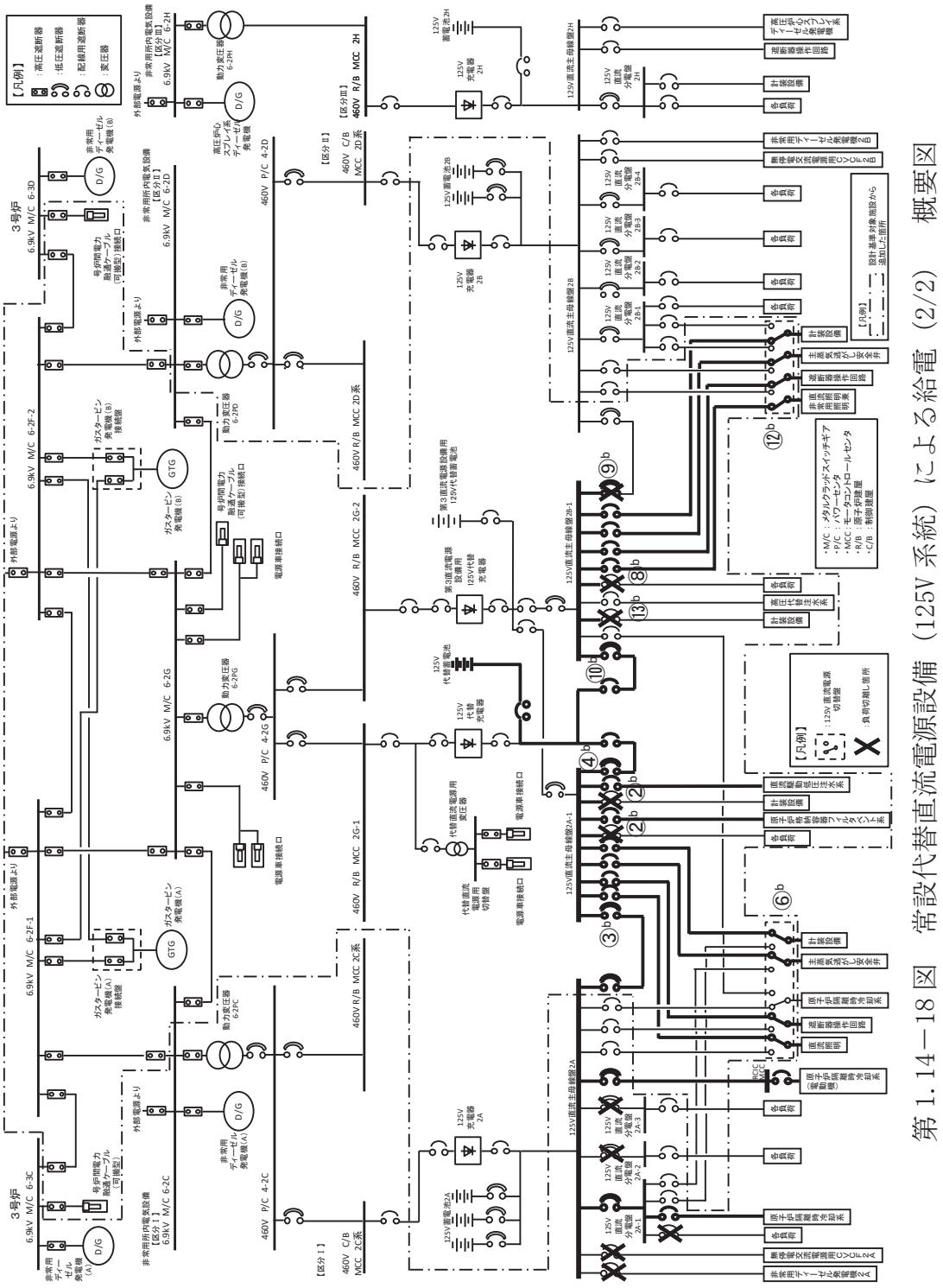
第 1.14-15 図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）概要図

第1.14-16図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備）

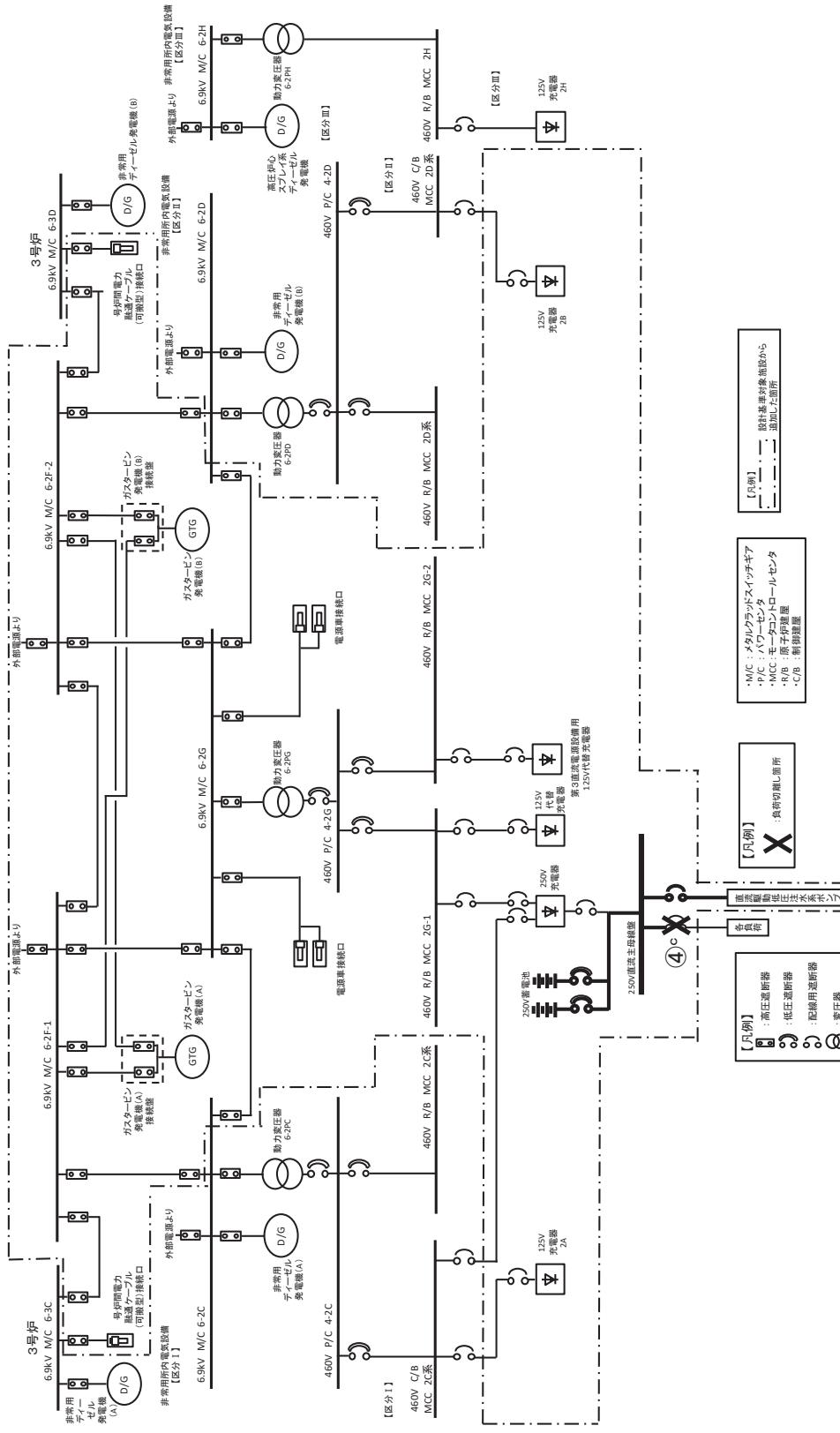
（号）炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合） タイムチャート



第1.14-17 図 常設代替直流電源設備 (125V 系統) による給電 (1/2)



第1.14-18図 常設代替直流電源設備(125V系統)による給電(2/2) 概要図



第1.14-19 図 常設代替直流电源設備 (250V 系統)による給電 概要図

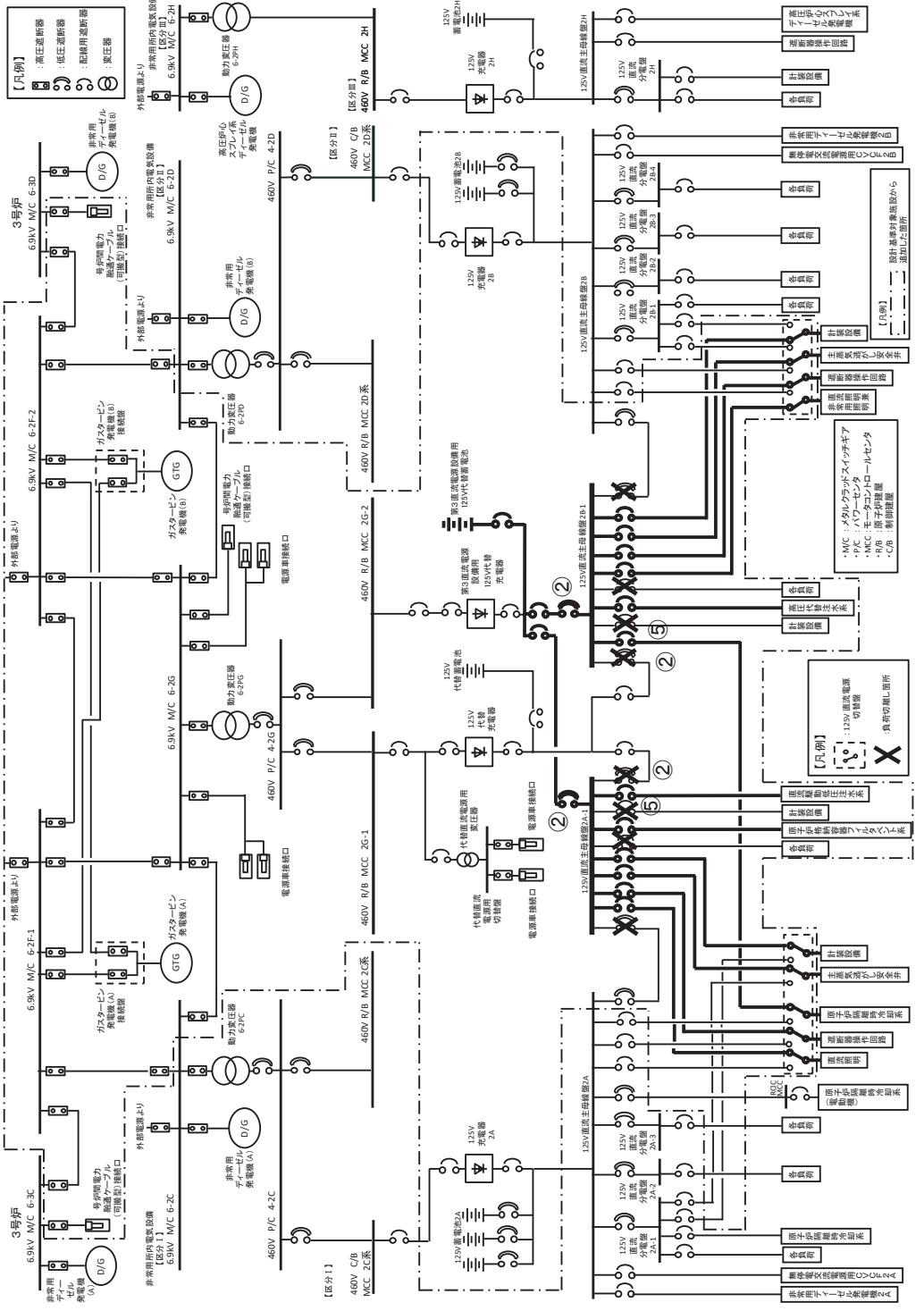
第1.14-20 図 常設代替直流電源設備 (125V 系統) による給電タイムチャート (1/2)

第1.14-21 異常設代替直流電源設備(125V系統)による給電タイムチャート(2/2)

手順の項目	要員(数)	経過時間										備考
		10分	20分	30分	40分	50分	60分	70分	80分	90分	100分	
常設代替直流電源設備による給電 【250V蓄電池から250V直流主母線盤へ給電する場合】	運転員(中央制御室)A 1	250V蓄電池による受電確認※1										操作手順 ③ ^c ④ ^c

※1：中央制御室での状況確認に必要な想定時間
 ※2：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：1時間以内に切離しを実施
 ※4：発電機水素ガス放出後切離しを実施

第1.14-22 図 常設代替直流電源設備(250V系統)による給電タイムチャート

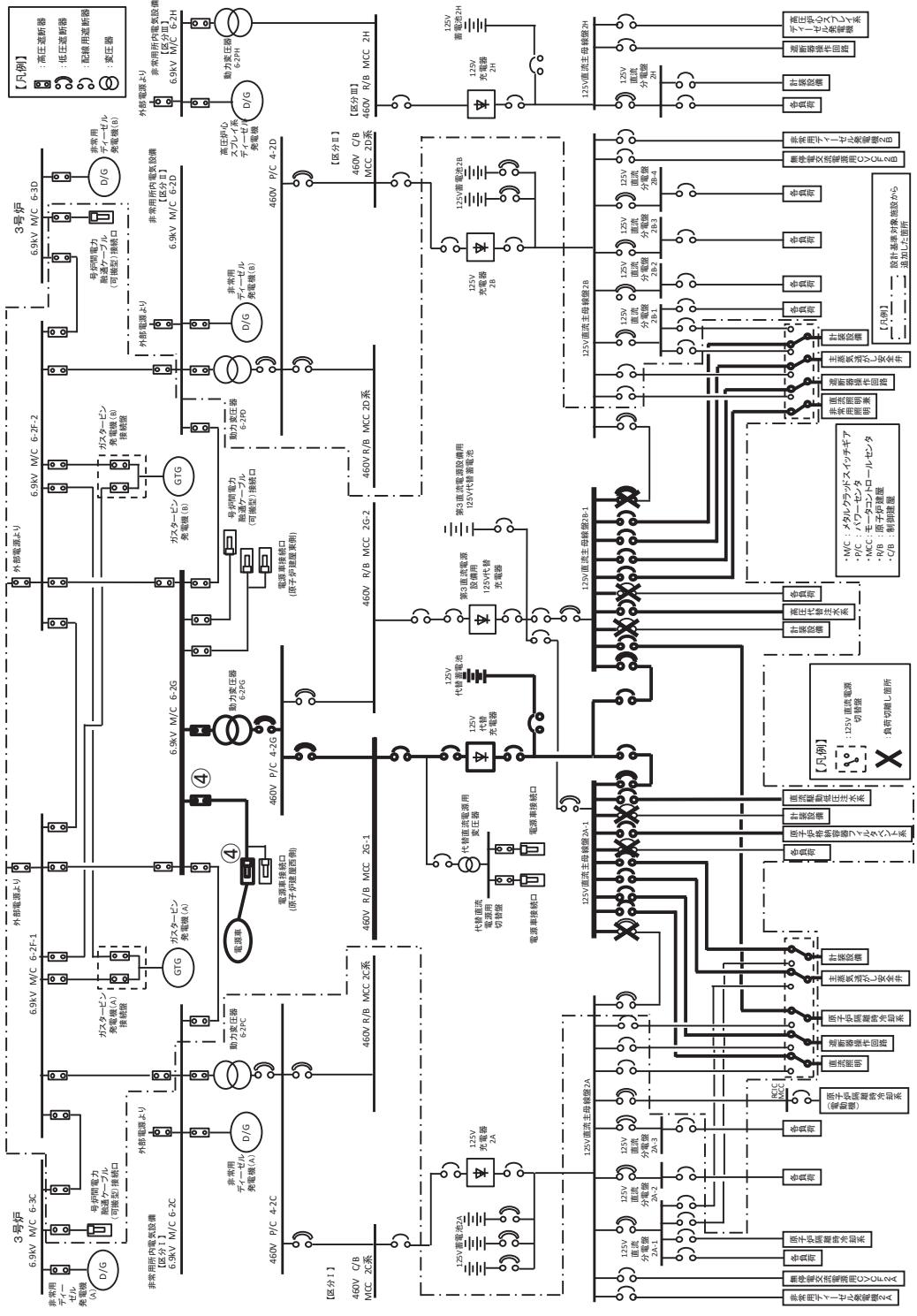


概要図 第1.14-23 図 所内常設直流電源設備（3系統目）による給電

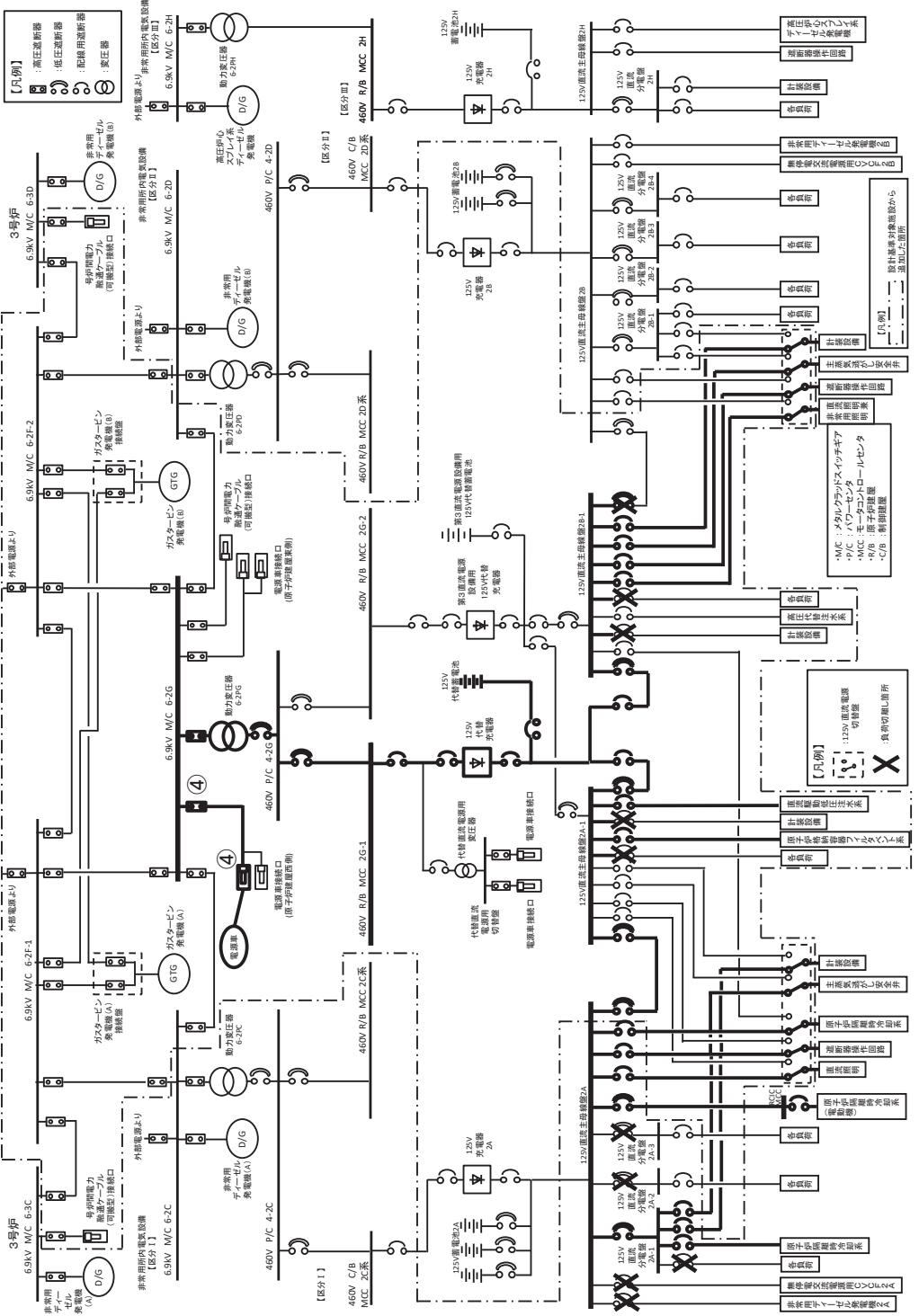
手順の項目	要員 (数)	経過時間										操作手順 備考
		10分	20分	30分	40分	50分	60分	70分	7時間	8時間	9時間	
所内常設直流電源設備 (3系統目)による給電	運転員(中央制御室)A 運転員(現場)B,C	1 2	125V代替蓄電池から第3直流電源設備用125V代替蓄電池への切替え ^{*1} 不要直流負荷切離し ^{*1, 2} ⑤									②

*1: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
*2: 8時間以内に切離しを実施

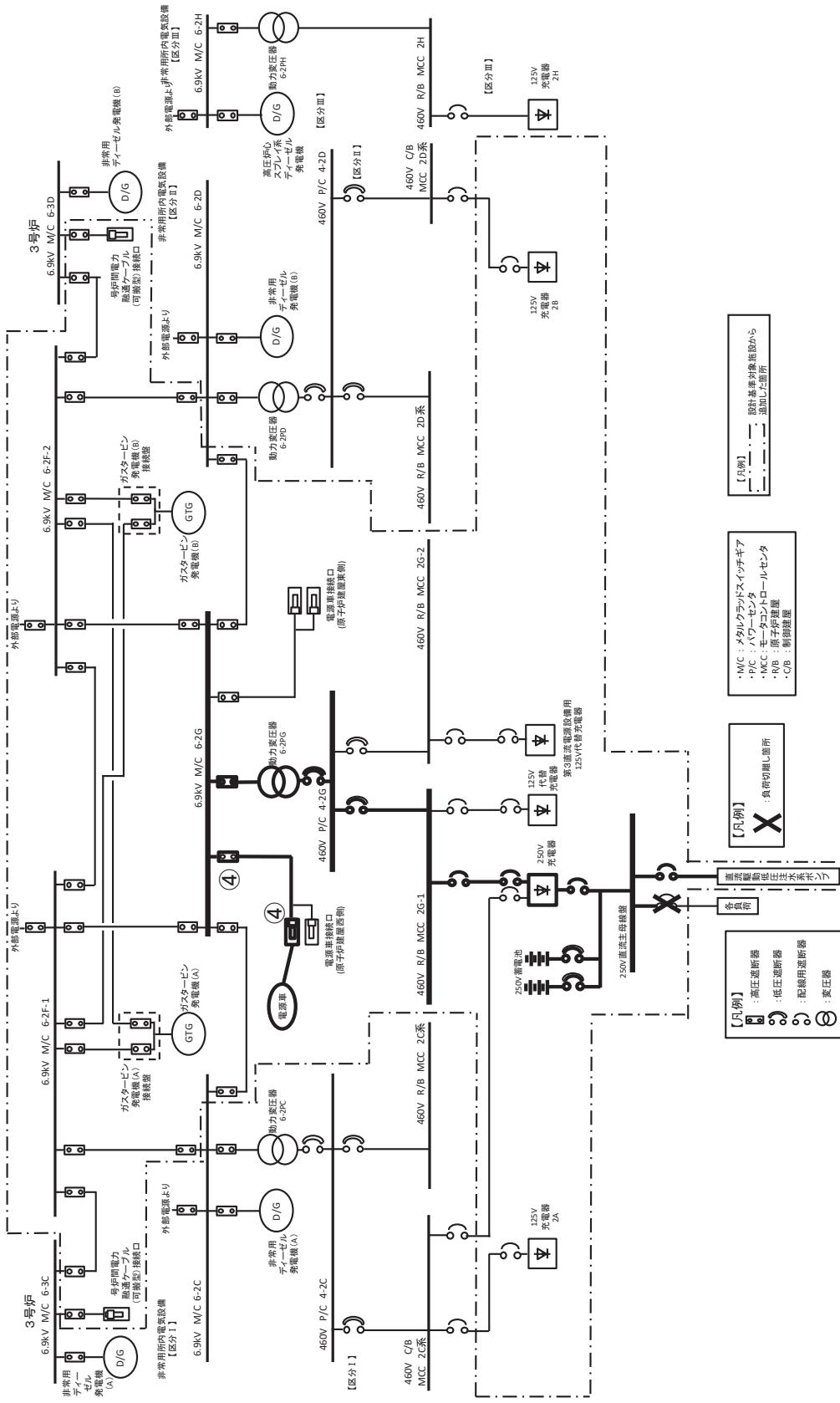
第1.14-24 図 所内常設直流電源設備（3系統目）による給電（125V系統）による給電タイムチャート



第1.14-25 図 可搬型代替直流電源設備 (125V 系統) による給電 (1/2)

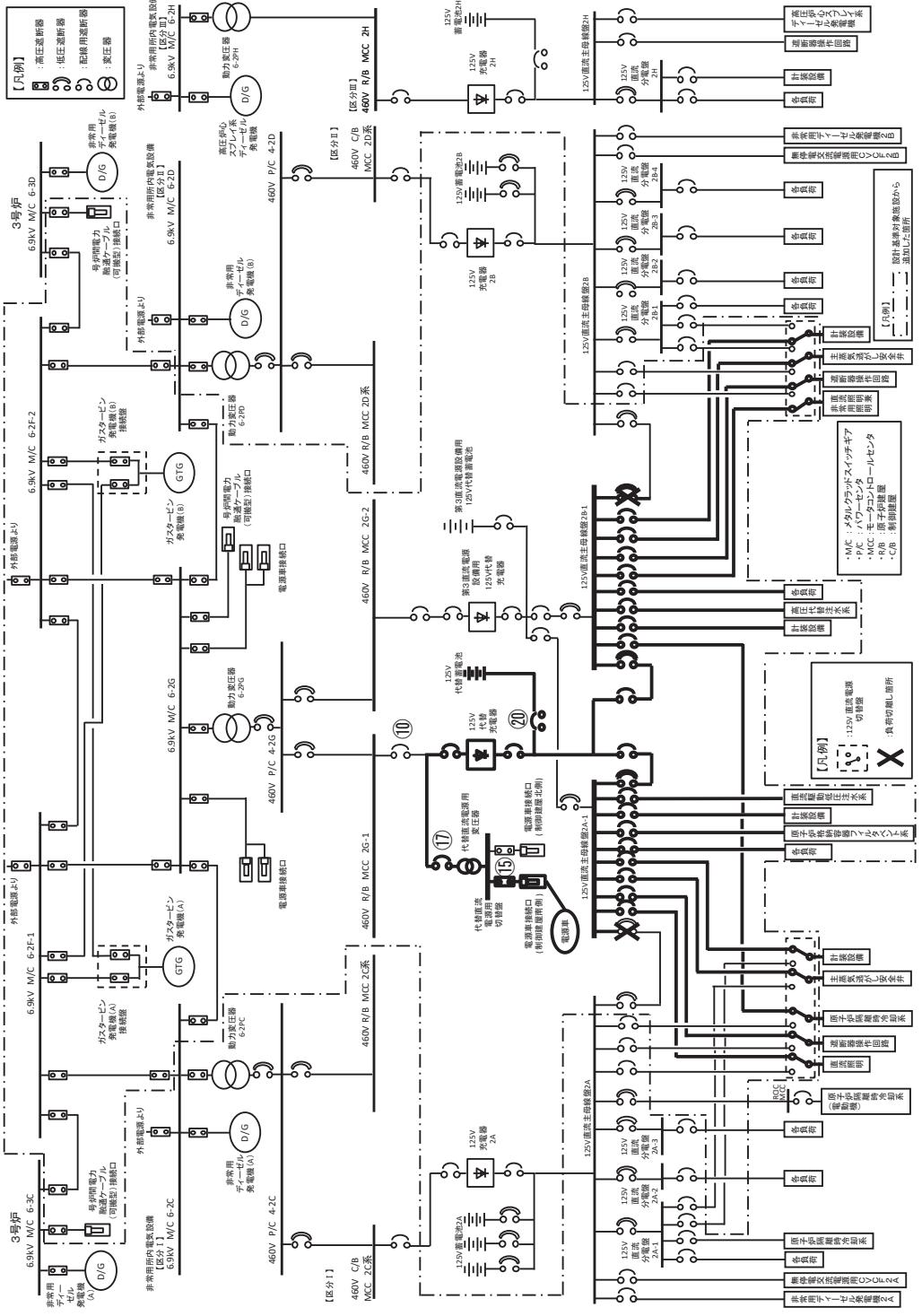


第1.14-26 図 可搬型代替直流電源設備 (125V系) による給電 (2/2) 概要図



第 1.14-27 図 可搬型代替直流電源設備 (250V 系統) による給電概要図

第1.14-28 図 可搬型代替直流電源設備による給電 タイムチャート



第1.14-29 図 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電概要図

※1：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

※2：中央制御室や他の状況認識に必要な想定時間

図表3：中央副御室から廊まで移動時間及び類似の扉扇操作時間に余裕をもたらすための時間

※※5：電除車の休官期間は第2休官期間、第3休官期間までの移動を想定した移動時間

※6：電源車の走行前点検の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間

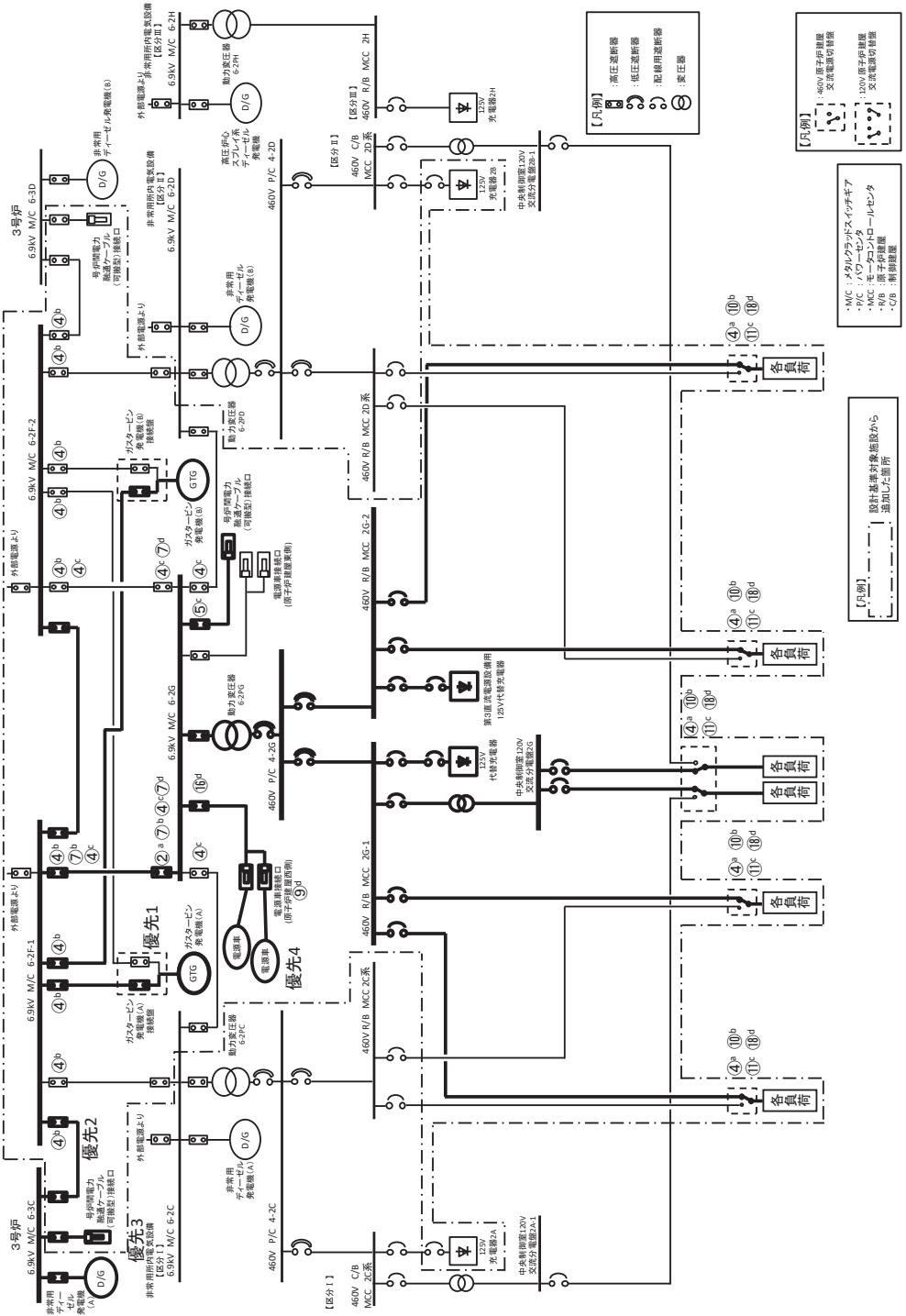
*7：電源車の保管場所から電源車接続口までの移動の実績を考慮した時間に余裕を見込んだ

※8：電源車の準備（ケーブルの敷設及び接続）の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ

※9：電源車の起動の実績を考慮した作業時間に余裕をもつた時間

※10：電源車の船電の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間

第1.14-30 図 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電タイムチャート



第 1.14-31 図 ガスターービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電概要図

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (分)										操作手順	備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100		
優先1. ガススタービン発電機によるP/C 2G系及びMCC 2G系受電の場合	運転員(中央制御室)A 1	ガススタービン発電機による P/C 2G系及びMCC 2G系受電 15分	電源確認※1	M/C 2G系受電操作, 受電確認※1, ※2 負荷切替操作※2	中央制御室監視計器復旧確認※1							① ^a	
※1：中央制御室での状況確認に必要な想定時間 ※2：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間												② ^a	
												④ ^a	
												⑤ ^a	

第 1.14-32 図 ガススタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセシタ 2G 系給電
(ガススタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセシタ 2G 系給電の場合) タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	
号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉 非常用ディーゼル発電機(A)系によるP/C 2G系及 OMCC 2G系受電 35分												
2号炉運転員(中央制御室) A	M/C 2G系受電前準備操作※1											操作手順
優先2. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉 非常用ディーゼル発電機(A)系によるP/C 2G系及び OMCC 2G系受電の場合		M/C 2F系受電操作、受電確認※1、※2										② ^b
		M/C 2G系、P/C 2G系及OMCC 2G系受電操作、受電確認※1、※2										⑤ ^b
			負荷切替操作※1									⑦ ^b ⑧ ^b
				中央制御室監視計器復旧確認※2								⑩ ^b
3号炉運転員(中央制御室) A	D/G負荷抑制※1											⑪ ^b
		M/C 2F系給電操作※1										④ ^b
												⑤ ^b

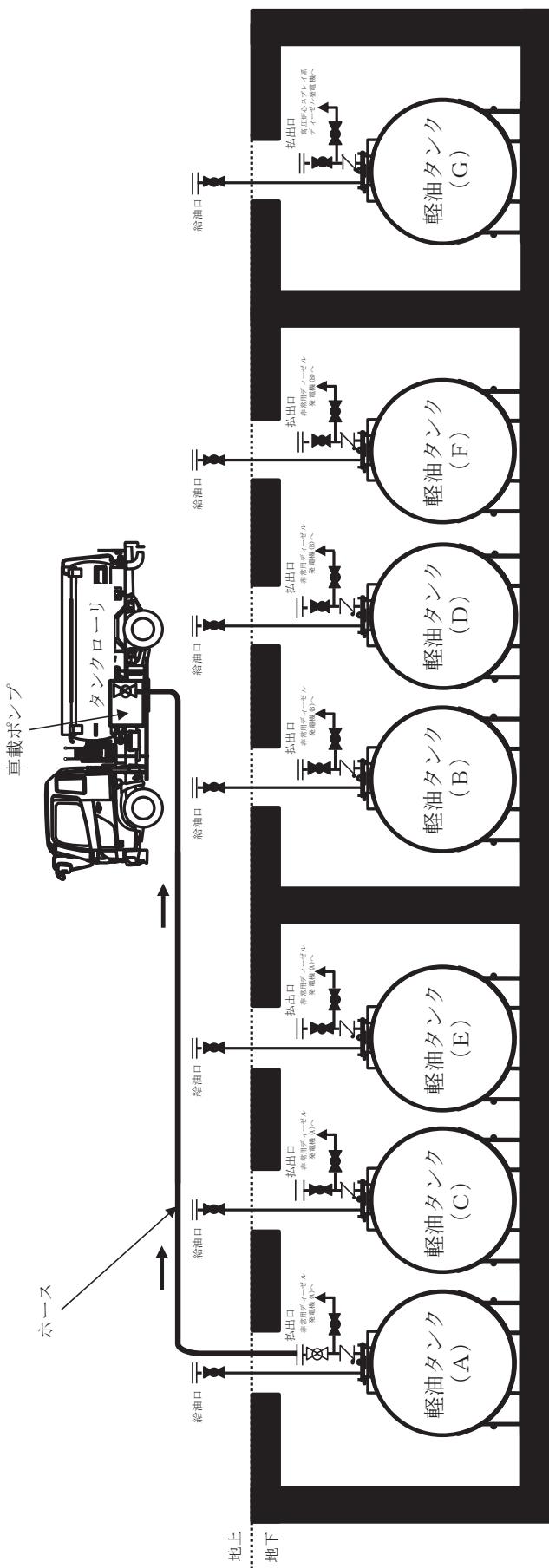
※1：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
※2：中央制御室での状況確認に必要な想定時間

第1.14-33図 ガスターービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセントラル2G系給電

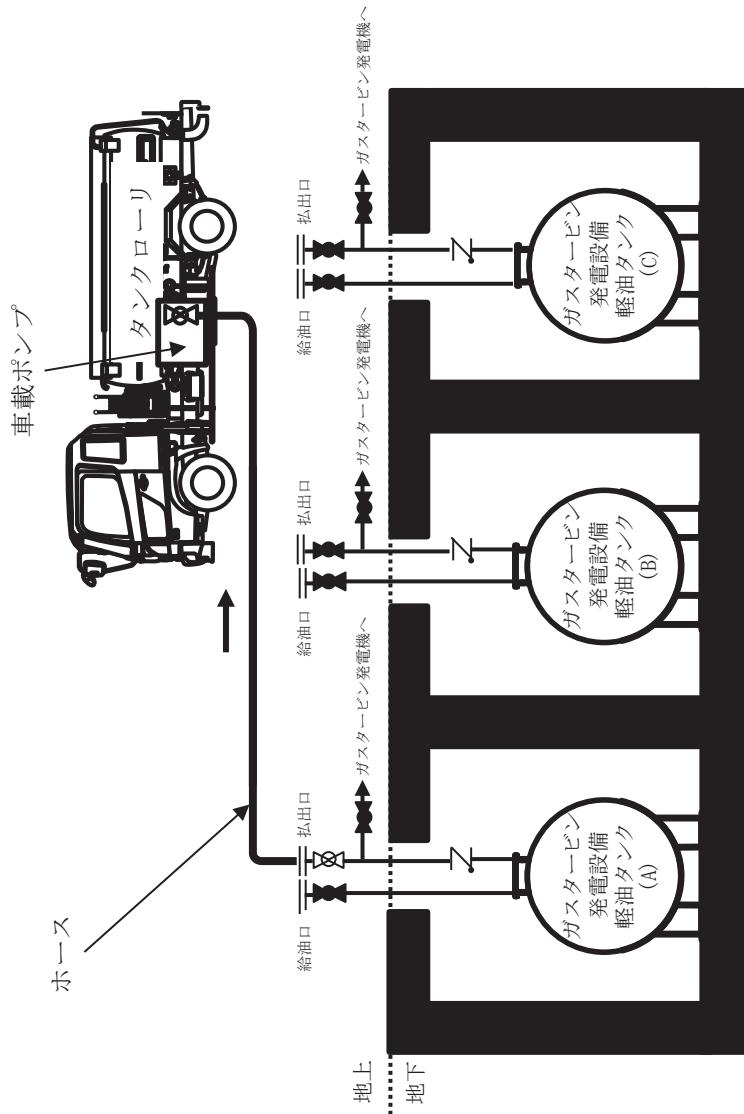
(号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A)によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセントラル2G系給電の場合) タイムチャート

第 1. 14-34 図 ガスターービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセントラル (号炉間電力融通ケーブル (可搬型) を使用した 3 号炉非常用ディーゼル発電機 (A) によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセントラル 2G 系給電の場合) タイムチャート

第1.14-35図 ガスターBIN発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電
(電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電の場合) タイムチャート



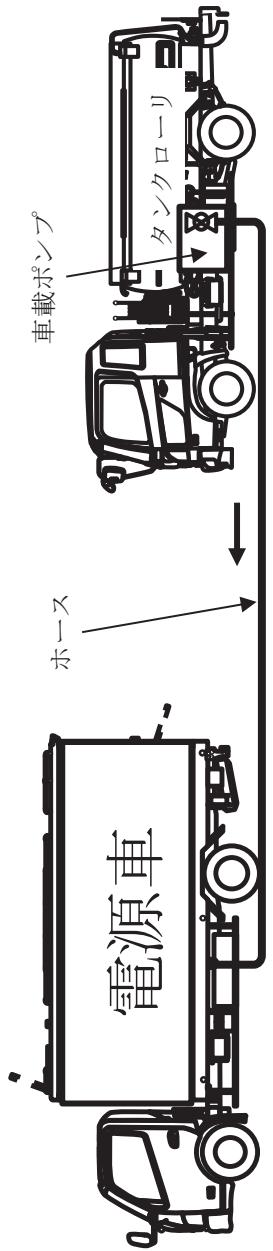
第1.14-36図 軽油タンクからタンクローリーへの補給 概要図



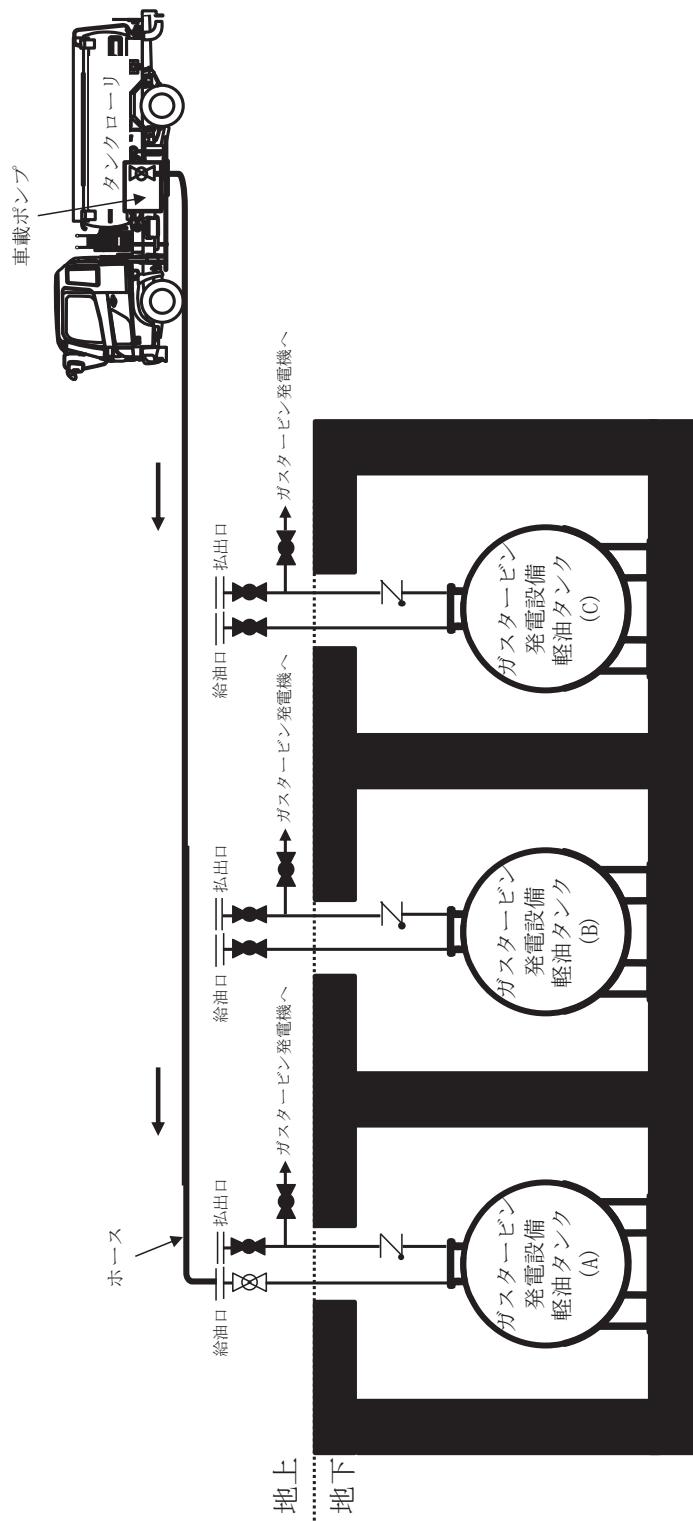
第 1.14-37 図 ガスター・ビン発電設備 軽油タンクからタンクローリへの補給 概要図

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (分)												備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130
軽油タンク又はガスターイリからタンクローリーへの軽油補給 135分														
軽油タンク又はガスターイリの移動※1, ※2	2													
タンクローリーの移動 設置※3														
重大事故等対応要員A, B														
軽油タンクから タンクローリーへの軽油補給														
タンクローリーへの軽油補給※4														
補給準備※4														
軽油補給※4														

※1：タンクローリーの保管場所は第2保管エリア、第3保管エリア、4保管エリア
 ※2：重大事故等対応要員の移動は、緊急時対応所から保管エリアまでの移動を想定した時間
 ※3：タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じた時間
 ※4：タンクローリーへの補給は軽油補給作業の実績に余裕を見込んだ想定時間



第1.14-39図 タンクローリーから各機器への補給 概要図



第1.14-40図 タンクローリーからガスター・ビン発電設備軽油タンクへの補給 概要図

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (分)												操作手順	備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130		
タンクローリから各機器への補給																

※1：タンクローリの移動時間は、各設備までの移動距離に応じた時間
 ※2：各機器への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間

第 1.14-41 図 タンクローリから各機器への補給 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130
タンクローリーからガスステーション発電設備軽油タンクへの補給														
タンクローリーからガスステーション発電設備軽油タンクへの補給	重大事故等対応要員A,B 2	移動 ^{*1}												②
			補給準備 ^{*2}											②③ ^b ④ ^b
				補給 ^{*2}										⑤ ^b ⑥ ^b

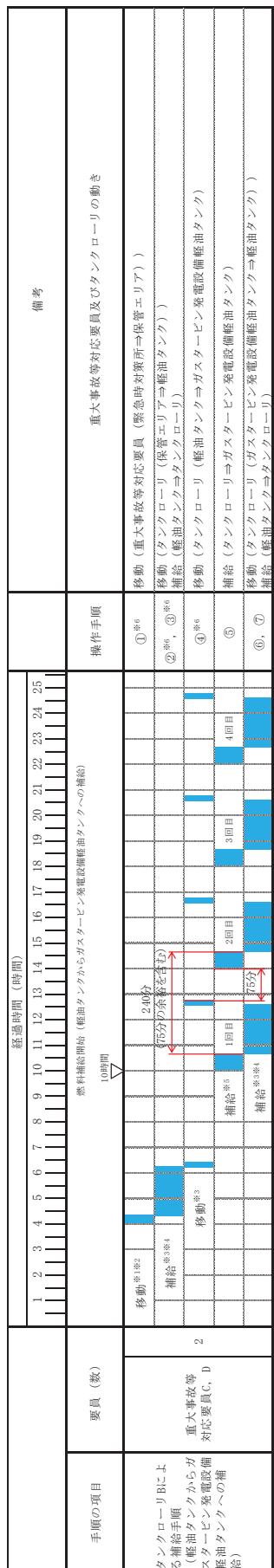
※1：タンクローリーの移動距離として軽油タンクからガスステーション発電設備軽油タンクまでの移動時間を想定時間

※2：ガスステーション発電設備軽油タンクへの補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間

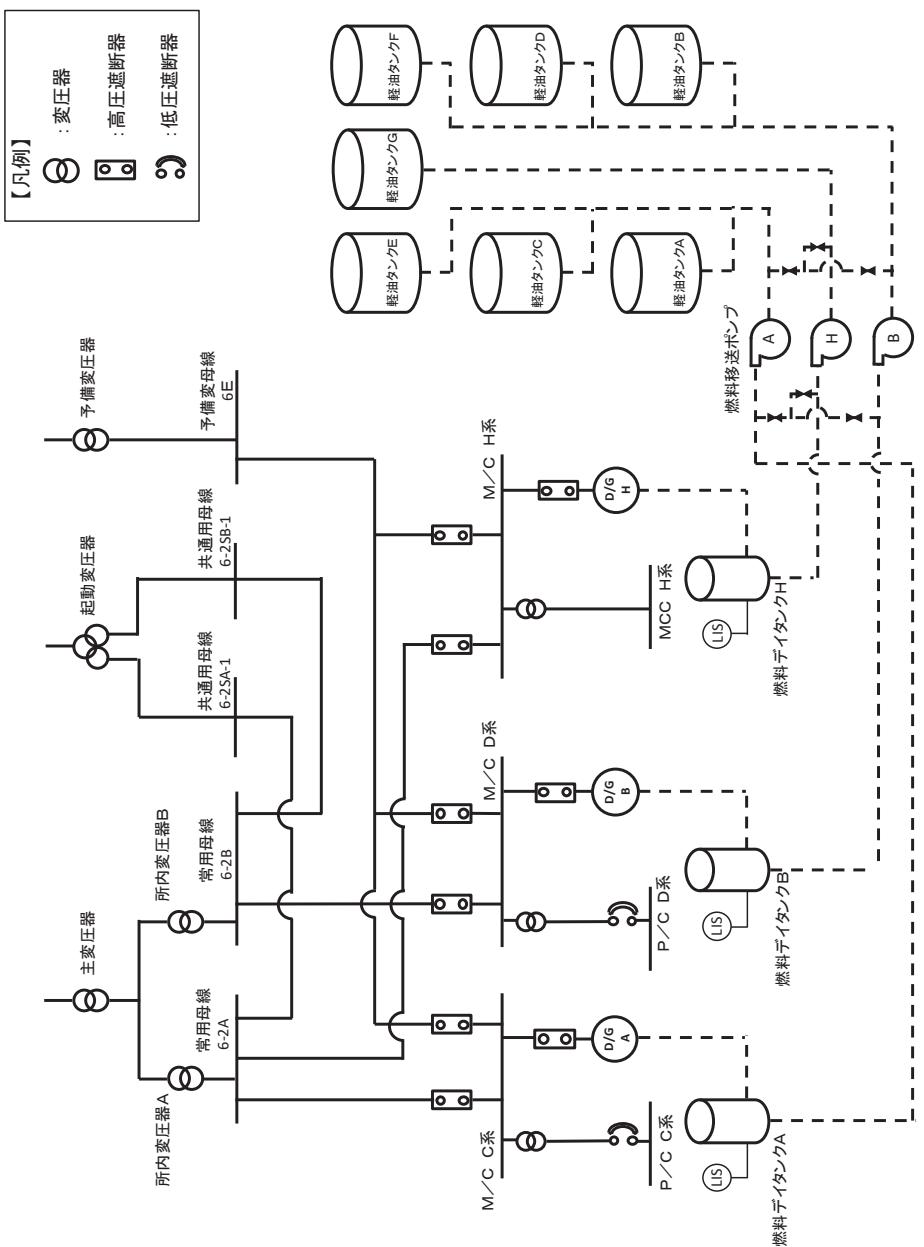
第1.14-42 図 タンクローリーからガスステーション発電設備軽油タンクへの補給 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)																								備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
注水用の大容量送水ボンブ (タイプ1) 起動																											
1時間間																											
熱交換器ユニット用の大容量送水ボンブ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット起動																											
19時間間																											
操作手順																											
重大事故等対応要員及びタンクローリーの動き																											
①※7 移動(重大事故等対応要員(緊急時対策所⇒保管エリア))																											
②※7, ③※7 移動(タンクローリー(保管エリア⇒陸油タンク))																											
補給(陸油タンク⇒タンクローリー)																											
④※7 移動(タンクローリー(陸油タンク⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所))																											
⑤, ⑥, ⑦ 準備(タンクローリー⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1))																											
⑧ 移動(タンクローリー(注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所⇒陸油タンク))																											
⑨ 補給(陸油タンク⇒タンクローリー)																											
⑩ 移動(タンクローリー(陸油タンク⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)))																											
⑪ 準備(タンクローリー⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所⇒熱交換器ユニット設置場所)																											
⑫ 移動(タンクローリー(熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所))																											
⑬ 準備(タンクローリー(熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)))																											
⑭ 移動(タンクローリー(熱交換器ユニット設置場所))																											
⑮ 準備(タンクローリー⇒熱交換器ユニット)																											
⑯ 移動(タンクローリー(熱交換器ユニット設置場所⇒陸油タンク))																											
重大事故等による補給手順 (注水用の大容量送水ボンブ(タイプ1), 热交換器ユニット用の大容量送水ボンブ(タイプ1), 热交換器ユニットへの補給)	2																										
重大事故等による補給手順 (注水用の大容量送水ボンブ(タイプ1), 热交換器ユニット用の大容量送水ボンブ(タイプ1), 热交換器ユニットへの補給)	A, B																										
※1：タンクローリーの保管場所は管工保管エリア、第3保管エリア、第4保管エリア																											
※2：重大事故等対応要員の移動は、緊急時対策所から保管エリアまでの移動を想定した時間																											
※3：タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じた時間																											
※4：タンクローリーへの補給は陸油補給作業の実績に余裕を見込んだ想定時間																											
※5：各機器への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間																											
※6：热交換器ユニットへの補給は15時間に1回で評価するため、実運用の際は不要																											
※7：タンクローリAの手順①②③④はアセスメントの復旧が完了する事象発生後4時間から、注水用の大容量送水ボンブ(タイプ1)が起動する事象発生後10時間までに実施する																											

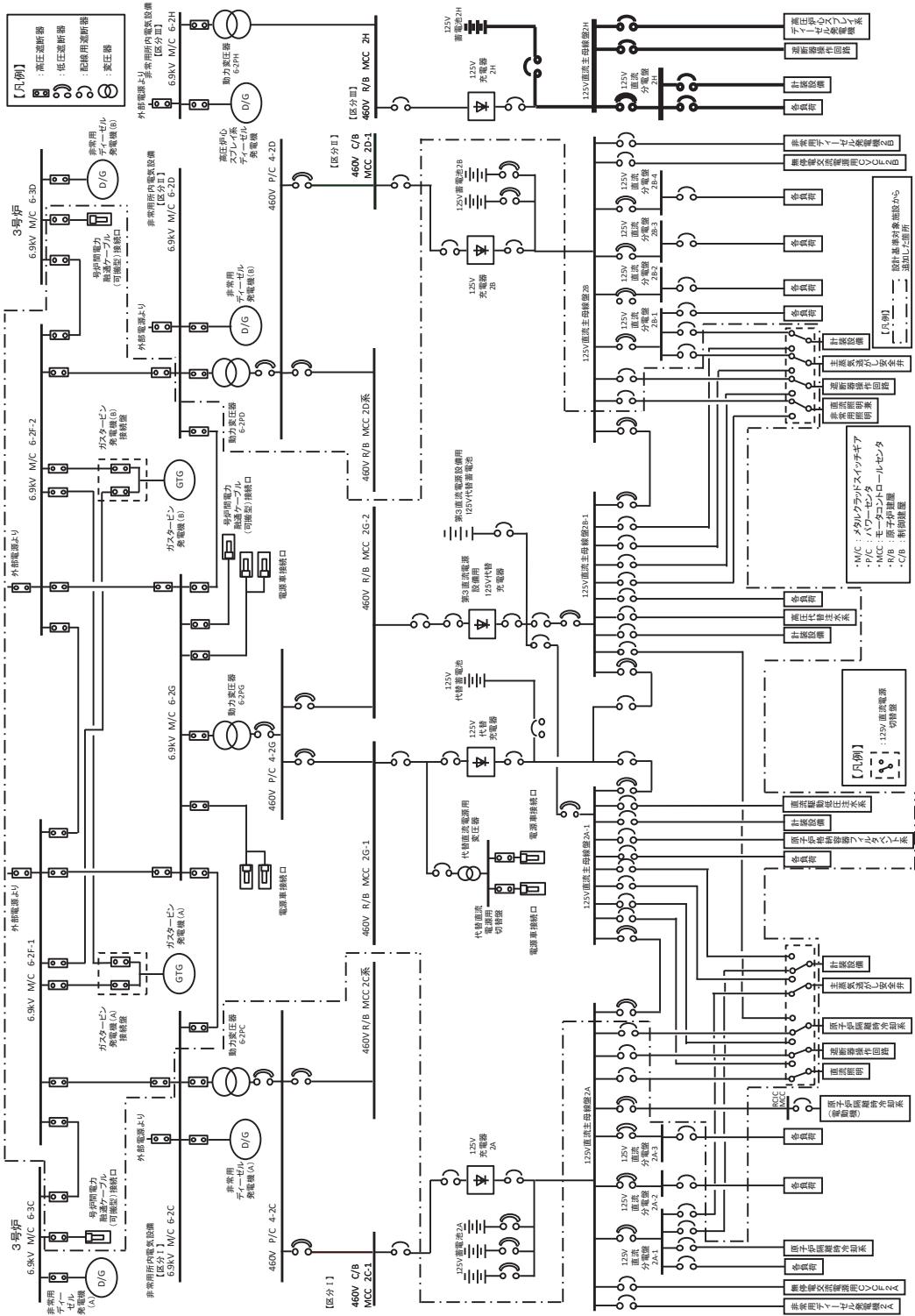
第1.14-43図 タンクローリから各機器への補給約7日間サイクル タイムチャート



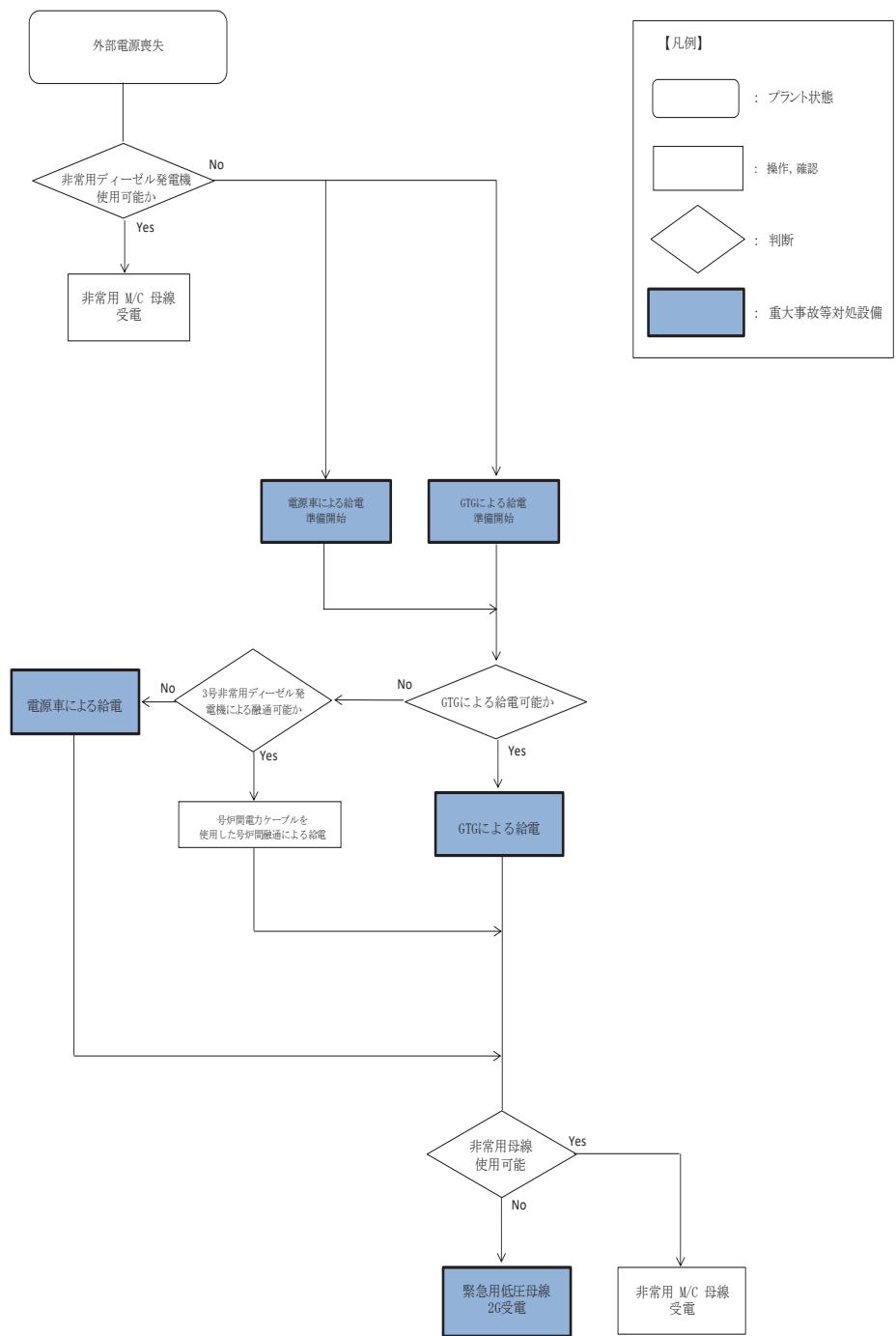
第 1.14-44 図 タンクローリーからガスタンクへの補給約7日間サイクル タイムチャート



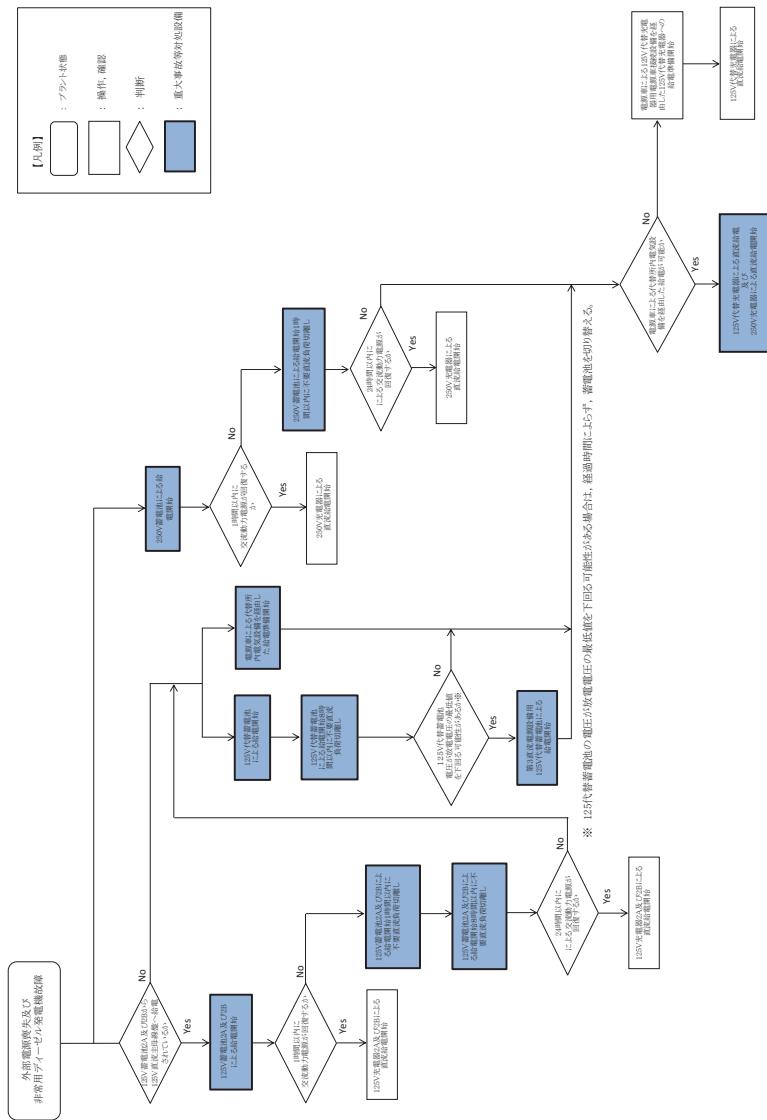
第1.14—45図 非常用交流電源設備による給電 概要図



第1.14-46図 非常用直流電源設備による給電 概要図



第 1.14-47 図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャート
代替電源（交流）による対応手段



第 1.14-48 図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャート
代替電源（直流）による対応手段

添付資料 1.14.1

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/6)

技術的能力審査基準 (1.14)	番号	設置許可基準規則 (57 条)	技術基準規則 (72 条)	番号
【本文】発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	①	【本文】発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。 2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。	【本文】発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設しなければならない。 2 発電用原子炉施設には、第四十五条第一項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設しなければならない。	⑤
【解説】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—	【解説】 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解説】 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	—
(1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保 a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。	②	a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリ等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。	a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリ等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。	⑥
b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内外に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できること。	③	b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行なうことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。	b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行なうことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。	⑨
c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。	—	d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。	d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。	—
d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンタ（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。	④	e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンタ（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。	e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンタ（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。	⑪
—	—	2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。 a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行なうことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。	2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。 a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行なうことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。	⑫

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/6)

■ : 重大事故等対処設備 ■ : 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策					
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に使 用可能か	対応可能な人數 で使用可能か	備考
非常用交流電源設備による給電	非常用ディーゼル発電機	既設	① ⑤	—	—	—	—	—	—
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	既設		—	—	—	—	—	—
	非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク	既設		—	—	—	—	—	—
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク	既設		—	—	—	—	—	—
	軽油タンク	新設		—	—	—	—	—	—
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	既設		—	—	—	—	—	—
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	既設		—	—	—	—	—	—
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	新設		—	—	—	—	—	—
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	新設		—	—	—	—	—	—
	非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路[電路]	新設		—	—	—	—	—	—
非常用直流電源設備による給電	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線2H系電路[電路]	新設	① ⑤	—	—	—	—	—	—
	原子炉補機冷却系	既設		—	—	—	—	—	—
	125V 蓄電池 2A	新設		—	—	—	—	—	—
	125V 蓄電池 2B	新設		—	—	—	—	—	—
	125V 充電器 2A	新設		—	—	—	—	—	—
非常用交流電源設備による給電	125V 充電器 2B	新設	① ⑤	—	—	—	—	—	—
	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路[電路]	新設		—	—	—	—	—	—
	125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]	新設		—	—	—	—	—	—

審査基準、基準規則と対処設備との対応表（3/6）

■ : 重大事故等対処設備 ■ : 重大事故等対処設備（設計基準拡張）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策					
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に使 用可能か	対応可能な人數 で使用可能か	備考
非 常用 による 直流 電源 設備	125V 蓄電池 2H	既設	① ⑤	—	—	—	—	—	—
	125V 充電器 2H	既設							
	125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直 流主母線盤 2H 電路[電 路]	既設							
常 設 代 替 交 流 電 源 設 備 に よ る 給 電	ガスタービン発電機	新設	① ② ⑤ ⑦ ⑧	—	—	—	—	—	—
	ガスタービン発電設備 軽油タンク	新設							
	タンクローリー	新設							
	軽油タンク	新設							
	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ	新設							
	ガスタービン発電設備 燃料移送系配管・弁[燃 料流路]	新設							
	ホース	新設							
	非常用ディーゼル発電 設備燃料移送系配管・ 弁[燃料流路]	新設							
	高圧炉心スプレイ系デ ィーゼル発電設備燃料 移送系配管・弁[燃料流 路]	新設							
	ガスタービン発電機～ 非常用高压母線 2C 系及 び非常用高压母線 2D 系 電路[電路]	新設							
可 搬 型 代 替 交 流 電 源 設 備 に よ る 給 電	ガスタービン発電機～ 緊急用低压母線 2G 系電 路[電路]	新設							
	電源車	新設	① ② ③ ⑤ ⑥ ⑧	—	—	—	—	—	—
	軽油タンク	新設							
	ガスタービン発電設備 軽油タンク	新設							
	タンクローリー	新設							
	非常用ディーゼル発電 設備燃料移送系配管・ 弁[燃料流路]	新設							
	高圧炉心スプレイ系デ ィーゼル発電設備燃料 移送系配管・弁[燃料流 路]	新設							
	ガスタービン発電設備 燃料移送系配管・弁[燃 料流路]	新設							
	ホース[燃料流路]	新設							

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (4/6)

■ : 重大事故等対処設備 ■ : 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策						
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に使 用可能か	対応可能な人數 で使用可能か	備考	
可搬型代替交流電源設備による給電	電源車～電源車接続口 (原子炉建屋) 電路[電路]	新設	① ② ③ ⑤ ⑥ ⑧	-	-	-	-	-	-	
	電源車接続口(原子炉建屋)～非常用高压母線2C系及び非常用高压母線2D系電路[電路]	新設								
	電源車接続口(原子炉建屋)～緊急用低压母線2G系電路[電路]	新設								
号炉間電力融通設備による給電	-	-	号炉間電力融通設備による給電	号炉間電力融通ケーブル (常設) 号炉間電力融通ケーブル (可搬型) 号炉間電力融通ケーブル (常設)～非常用高压母線2C系又は非常用高压母線2D系電路 号炉間電力融通ケーブル (可搬型)～非常用高压母線2C系又は非常用高压母線2D系電路 号炉間電力融通ケーブル (常設)～緊急用低压母線2G系電路 号炉間電力融通ケーブル (可搬型)～緊急用低压母線2G系電路	常設 可搬 常設 常設 可搬 常設 常設 可搬	常設 可搬 常設 常設 可搬 常設 常設 可搬	30分 (225分) 35分 (225分)	3名 (8名) 3名 可搬型ケーブル (7名)	3名 可搬型ケーブル (8名) 3名 可搬型ケーブル (7名)	自主対策とする理由は本文 1.14.1(2)a. (b)参照
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	125V 蓄電池 2A	新設	① ② ⑤ ⑨	-	-	-	-	-	-	
	125V 蓄電池 2B	新設								
	125V 充電器 2A	新設								
	125V 充電器 2B	新設								
	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路[電路]	新設								
	125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]	新設								
	125V 代替蓄電池	新設								
常設代替直流電源設備による給電	250V 蓄電池	新設	① ② ⑤ ⑧	-	-	-	-	-	-	
	125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]	新設								
	250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路[電路]	新設								
	125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]	新設								

審査基準、基準規則と対処設備との対応表（5/6）

■：重大事故等対処設備 ■：重大事故等対処設備（設計基準拡張）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策					
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に使 用可能か	対応可能な人數 で使用可能か	備考
所内常設直流電源設備（3系）による給電	第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池	新設	① ② ⑤ ⑧ ⑫	—	—	—	—	—	—
	第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]	新設							
可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池	新設	125V 代替充電器用電源車接続設備 ① ② ⑤ ⑥ ⑧ ⑩	125V 代替充電器	常設	140 分 6名	自主対策とする理由は本文 1.14.1(2)b. (d) 参照		
	250V 蓄電池	新設		代替直流電源用切替盤	常設				
	125V 代替充電器	新設		代替直流電源用変圧器	常設				
	250V 充電器	新設		電源車	可搬				
	電源車	新設		電源車～電源車接続口（制御建屋）電路[電路]	可搬				
	軽油タンク	新設		電源車接続口（制御建屋）～代替直流電源用切替盤～代替直流電源用変圧器～125V 代替充電器電路[電路]	常設				
	ガスターイン発電設備軽油タンク	新設		軽油タンク	常設				
	タンクローリ	新設		ガスターイン発電設備軽油タンク	常設				
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	新設		非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	常設				
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	新設		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	可搬				
	ガスターイン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	新設		ガスターイン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	常設				
	ホース[燃料流路]	新設		ホース[燃料流路]	可搬				
	125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]	新設		タンクローリ	可搬				
	250V 蓄電池及び 250V 充電器～250V 直流主母線盤電路[電路]	既設		—	—				
	電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路[電路]	新設		—	—				
	電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]	新設		—	—				
	電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路[電路]	新設		—	—				

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (6/6)

■ : 重大事故等対処設備 ■ : 重大事故等対処設備（設計基準拡張）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策					
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に使 用可能か	対応可能な人數 で使用可能か	備考
代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤	新設	① ④ ⑤ ⑪	—	—	—	—	—	—
	緊急用高圧母線 2F 系	新設							
	緊急用高圧母線 2G 系	新設							
	緊急用動力変圧器 2G 系	新設							
	緊急用低圧母線 2G 系	新設							
	緊急用交流電源切替盤 2G 系	新設							
	緊急用交流電源切替盤 2C 系	新設							
	緊急用交流電源切替盤 2D 系	新設							
	非常用高圧母線 2C 系	既設							
燃料補給設備による補給	非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	新設	① ② ⑤ ⑧	—	—	—	—	—	—
	タンクローリ	新設							
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	新設							
	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	新設							
	ホース[燃料流路]	新設							

重大事故対策の成立性

1. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電

(1) 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の受電前準備操作

a. 操作概要

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失によりメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電できない場合において、電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の受電前準備操作としてモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器の「切」操作を実施する。

b. 作業場所

原子炉建屋	地下 1 階（非管理区域）
制御建屋	地下 1 階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電のうち、受電前準備操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員（現場）2名）
想定時間：110 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

(2) 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の電源車ケーブル敷設、接続及び電源車操作

a. 操作概要

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失によりメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電できない場合において、電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の際、電源車と電源車接続口（原子炉建屋西側又は東側）間に電源車ケーブルを敷設及び接続し、その後電源車を起動し、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系に給電する。

b. 作業場所

屋外 電源車接続口（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）近傍

c. 必要要員数及び操作時間

電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電のうち、電源車ケーブル敷設、接続、電源車起動、メタクラ 2C 系給電及びメタクラ 2D 系給電に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：3名（重大事故等対応要員3名）

想定時間：120分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：電源車ケーブルの接続は屋外の接続口含めプラグイン式（コネクタ接続）であることから、容易に敷設及び接続可能であり、また、電源車の起動は電源車の操作パネルでの簡易なボタン操作であり、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。



MCC負荷の切離し操作



電源車ケーブル接続

2. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電

(1) 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の給電準備操作

a. 操作概要

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル（常設）によりメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電できない場合において、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の際、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の接続後、メタクラ 3C 系又はメタクラ 3D 系においてメタクラ 3C 系又はメタクラ 3D 系とメタクラ 2G 系を連絡するための遮断器の給電準備操作を実施する。

b. 作業場所

3 号炉 原子炉建屋 地下 1 階又は地下 2 階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電のうち、3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系の給電準備操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2 名（3 号炉運転員（現場）2 名）

想定時間：15 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

(2) 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び接続

a. 操作概要

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル（常設）によりメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電できない場合において、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の際、メタクラ 2G 系と 3 号メタクラ 3C 系又はメタクラ 3D 系間に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び接続を実施する。

b. 作業場所

屋外（2 号炉号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口近傍及び 3 号炉号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口近傍）

c. 必要要員数及び操作時間

号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電のうち、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び接続に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：3 名（保修班員 3 名）

想定時間：195 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の接続はプラグイン式（コネクタ接続）であることから容易に接続可能であり、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。

3. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電

(1) 必要な負荷以外の切離し操作

a. 操作概要

全交流動力電源喪失事象発生から 8 時間以内に 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流分電盤 2A-1, 125V 直流分電盤 2B-1, 125V 直流分電盤 2A-3, 125V 直流分電盤 2B-3 及び 125V 直流分電盤 2B-4 の不要な直流負荷の切離し操作を実施する。

b. 作業場所

制御建屋 地下 1 階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流分電盤 2A-1, 125V 直流分電盤 2B-1, 125V 直流分電盤 2A-3, 125V 直流分電盤 2B-3 及び 125V 直流分電盤 2B-4 の不要な直流負荷の切離し操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員（現場）2名）

想定時間：60 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。



必要な負荷以外の切離し操作

(2) 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 紙電を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作

a. 操作概要

全交流動力電源喪失事象発生から、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 紙電を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流分電盤 2A-1, 125V 直流分電盤 2B-1, 125V 直流分電盤 2A-3, 125V 直流分電盤 2B-3 及び 125V 直流分電盤 2B-4 の直流負荷の復旧操作を実施する。

b. 作業場所

制御建屋 地下 1 階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流分電盤 2A-1, 125V 直流分電盤 2B-1, 125V 直流分電盤 2A-3, 125V 直流分電盤 2B-3 及び 125V 直流分電盤 2B-4 の直流負荷の復旧操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員（現場）2名）

想定時間：30 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ペーディング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

4. 常設代替直流電源設備による給電

(1) 125V 直流主母線盤の給電切替操作

a. 操作概要

125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への給電の際、125V 直流主母線盤 2A 及び 2B に給電されないようにあらかじめ遮断器の「切」操作を実施する。また、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。

b. 作業場所

原子炉建屋 地上 1 階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

125V 直流主母線盤 2A 及び 2B に給電されないように、あらかじめ遮断器の「切」操作を実施し、さらに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 の不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員（現場）2名）

想定時間：50 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

(2) 125V 直流主母線盤の不要直流負荷の切離し操作

a. 操作概要

125V 代替蓄電池による電源供給開始から 8 時間以内に 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の不要な直流負荷の切離し操作を実施する。

b. 作業場所

原子炉建屋 地上 1 階 (非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の不要な直流負荷の切離し操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員（現場）2名）

想定時間：15 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

5. 所内常設直流電源設備（3系統目）による給電

(1) 125V 直流主母線盤の不要直流負荷の切離し操作

a. 操作概要

第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池による電源供給開始から 8 時間以内に 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の不要な直流負荷の切離し操作を実施する。

b. 作業場所

原子炉建屋 地上 1 階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の不要な直流負荷の切離し操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員（現場）2名）

想定時間：15 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ペーディング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

6. 可搬型代替直流電源設備による給電

(1) 電源車による 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電

a. 操作概要

全交流動力電源喪失後、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤への給電ができない場合において、電源車により代替所内電気設備を経由し、125V 代替充電器及び 250V 充電器の給電操作を実施する。

b. 作業場所

屋外 電源車接続口（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）近傍

c. 必要要員数及び操作時間

電源車による 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電のうち、電源車ケーブル敷設、接続、電源車起動、125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：3名（重大事故等対応要員3名）

想定時間：120分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：電源車ケーブルの接続は屋外の接続口含めプラグイン式（コネクタ接続）であることから、容易に敷設及び接続可能であり、また、電源車の起動は電源車の操作パネルでの簡易なボタン操作であり、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。



電源車ケーブル接続

(2) 125V 代替蓄電池を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作

a. 操作概要

全交流動力電源喪失事象発生から、125V 代替蓄電池を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷の復旧操作を実施する。

b. 作業場所

原子炉建屋 地上 1 階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷の復旧操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員（現場）2名）

想定時間：40 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ペーディング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

7. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電

(1) 電源車による 125V 代替充電器用電源車接続設備への接続及び給電

a. 操作概要

全交流動力電源喪失後、24 時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合及び電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器による給電ができない場合において、電源車を 125V 代替充電器用電源車接続設備（代替直流電源用切替盤、代替直流電源用変圧器）へ接続し 125V 代替充電器に給電する。

b. 作業場所

屋外 電源車接続口（制御建屋北側又は制御建屋南側）近傍

c. 必要要員数及び操作時間

125V 代替充電器用電源車接続設備による給電のうち、電源車ケーブル敷設、接続、電源車起動及び 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：3名（重大事故等対応要員3名）

想定時間：120分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：電源車ケーブルの接続は屋外の接続口含めプラグイン式（コネクタ接続）であることから、容易に敷設及び接続可能であり、また、電源車の起動は電源車の操作パネルでの簡易なボタン操作であり、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。



電源車ケーブル接続

(2) 125V 代替充電器用電源車接続設備による 125V 代替充電器の受電操作

a. 操作概要

電源車からの 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電完了後, 125V 代替充電器用電源車接続設備の遮断器操作を実施し, 125V 代替充電器を受電する。また, 125V 代替充電器受電確認後, 125V 代替蓄電池遮断器の開放操作を実施する。

b. 作業場所

制御建屋 地下 1 階 (非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

125V 代替充電器用電源車接続設備による給電のうち, 125V 代替充電器受電操作に必要な要員数, 時間は以下のとおり。

必要要員数 : 2 名 (運転員 (現場) 2 名)

想定時間 20 分 (訓練実績等)

d. 操作の成立性について

作業環境 : 可搬型照明 (ヘッドライト及び懐中電灯) により, 建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから, 操作は防護具 (全面マスク, 個人線量計及びゴム手袋等) を装備又は携行して作業を行う。

移動経路 : 可搬型照明 (ヘッドライト及び懐中電灯) を携行しており, 建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 通常運転時に行う遮断器操作と同じであり, 容易に実施可能である。

連絡手段 : 通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備 (PHS 端末) 及び送受話器 (ページング) を配備しており, 重大事故等の環境下において, 通常の連絡手段が使用不能となった場合でも, 携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。



125V 代替充電器の受電状態確認



125V 代替蓄電池の切操作

8. ガスターイン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電

(1) 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電のケーブル敷設、接続及び電源車操作

a. 操作概要

非常用所内電気設備の 2 系統が機能喪失した場合に、電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電の際、電源車と電源車接続口（原子炉建屋西側又は東側）間に電源車ケーブルを敷設及び接続し、その後電源車を起動し、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系に給電する。

b. 作業場所

屋外 電源車接続口（原子炉建屋西側又は東側）近傍

c. 必要要員数及び操作時間

電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電のうち、電源車ケーブル敷設、接続、電源車起動、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：3名（重大事故等対応要員 3名）

想定時間：120 分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：電源車ケーブルの接続は屋外の接続口含めプラグイン式（コネクタ接続）であることから、容易に敷設及び接続可能であり、また、電源車の起動は電源車の操作パネルでの簡易なボタン操作であり、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において

て、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。



電源車ケーブル接続

(2) 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び接続

a. 操作概要

非常用所内電気設備の2系統が機能喪失した場合に、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電の際、メタクラ2G系と3号メタクラ3C系又はメタクラ3D系間に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び接続を実施する。

b. 作業場所

屋外（2号炉号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口近傍及び3号炉号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口近傍）

c. 必要要員数及び操作時間

号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の給電のうち、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び接続に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：3名（重大事故等対応要員3名）

想定時間：195分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の接続はプラグイン式（コネクタ接続）であることから容易に接続可能であり、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ペーディング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。

(3) 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の給電準備操作

a. 操作概要

非常用所内電気設備の2系統が機能喪失した場合に、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の際、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の接続後、メタクラ3C系又はメタクラ3D系においてメタクラ3C系又はメタクラ3D系とメタクラ2G系を連絡するための給電準備操作を実施する。

b. 作業場所

3号炉 原子炉建屋 地下1階又は地下2階（非管理区域）

c. 必要要員数及び操作時間

号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電のうち、3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の給電準備操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（3号炉運転員（現場）2名）

想定時間：15分（訓練実績等）

d. 操作の成立性について

作業環境：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、建屋内常用照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常運転時に行う遮断器操作と同じであり、容易に実施可能である。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。

9. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給

a. 操作概要

軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへ軽油を補給する。

b. 作業場所

屋外（軽油タンク又はガスタービン発電備軽油タンク近傍）

c. 必要要員数及び操作時間

軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（重大事故等対応要員2名）

想定時間：135分（訓練実績等）

d. 操作の成立性

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：複雑な操作手順はなく、タンクローリの各操作（ハッチ開放等）も同時に並行して行える作業が主体であるため、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。



タンクローリへのホース接続

10. タンクローリから各機器及びガスタービン発電設備軽油タンクへの補給

a. 操作概要

タンクローリへ補給した軽油を重大事故等の対処に必要な燃料補給対象の設備へ補給する。

b. 作業場所

屋外（重大事故等の対処に必要な燃料補給対象の設備近傍）

c. 必要要員数及び操作時間

タンクローリから各機器への補給に必要な要員数、時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（重大事故等対応要員2名）

想定時間：40分（訓練実績等）

50分（訓練実績等）

d. 操作の成立性

作業環境：車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、夜間における作業性を確保している。放射性物質が放出される可能性があることから、操作は防護具（全面マスク、個人線量計及びゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。

移動経路：車両のヘッドライトのほか、可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を携行しており、夜間においてもアクセス可能である。また、現場への移動は、地震等による重大事故等が発生した場合でも安全に移動できる経路を移動する。

操作性：複雑な操作手順はなく、タンクローリの各操作（ハッチ開放等）も同時に並行して行える作業が主体であるため、操作性に支障はない。

連絡手段：通常の連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバ（携帯）により発電所対策本部に連絡することが可能である。



タンクローリーから補給ホースの延長



電源車への補給

ガスタービン発電機による受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト

自動起動防止対象負荷リスト

操作場所	電源	機器名称	負荷容量 (kW)	自動起動防止措置又は 切離しのタイミング
中央制御室	M/C 2C	低圧炉心スプレイ系ポンプ	1000.0	非常用母線受電前 ^{※1}
	M/C 2C	残留熱除去系ポンプ(A)	540.0	
	P/C 2C	原子炉補機冷却水ポンプ(A)	235.0	
	P/C 2C	原子炉補機冷却水ポンプ(C)	235.0	
	M/C 2C	原子炉補機冷却海水ポンプ(A)	420.0	
	M/C 2C	原子炉補機冷却海水ポンプ(C)	420.0	
	M/C 2D	タービン補機冷却水ポンプ(A)	330.0	
	M/C 2C	タービン補機冷却海水ポンプ(A)	350.0	
	M/C 2D	残留熱除去系ポンプ(B)	540.0	
	M/C 2D	残留熱除去系ポンプ(C)	540.0	
	P/C 2D	原子炉補機冷却水ポンプ(B)	235.0	
	P/C 2D	原子炉補機冷却水ポンプ(D)	235.0	
	M/C 2D	原子炉補機冷却海水ポンプ(B)	420.0	
	M/C 2D	原子炉補機冷却海水ポンプ(D)	420.0	
	M/C 2D	タービン補機冷却水ポンプ(B)	330.0	
	M/C 2D	タービン補機冷却水ポンプ(C)	330.0	
	M/C 2D	タービン補機冷却海水ポンプ(B)	350.0	
	M/C 2D	タービン補機冷却海水ポンプ(C)	350.0	

※1 母線電圧の回復に伴う機器の自動起動によりガスタービン発電機容量を超過しないよう
非常用母線受電前に自動起動防止措置を実施

切離し対象負荷リスト

操作場所	電源	機器名称	負荷容量 (kW)	自動起動防止措置又は 切離しのタイミング
中央制御室	T/B MCC 2D-2	HPCP(B)補助油ポンプ	3.7	初動対応終了後 ^{※2}
	T/B MCC 2D-2	MD-RFP(B)補助油ポンプ	5.5	
	T/B MCC 2D-2	HPCP(C)補助油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2D-2	グランド蒸気排風機(B)	15.0	
	T/B MCC 2D-2	第4軸受ジャッキング油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2D-2	第6軸受ジャッキング油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2D-2	第8軸受ジャッキング油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2D-2	RFP-T(B)ターニング装置	1.5	
	T/B MCC 2D-2	主油タンクガス抽出機(B)	5.5	
	T/B MCC 2D-2	密封油真空ポンプ(B)	2.2	
	T/B MCC 2D-2	密封油再循環ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2C-2	HPCP(A)補助油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2C-2	MD-RFP(A)補助油ポンプ	5.5	
	T/B MCC 2C-2	グランド蒸気排風機(A)	15.0	
	T/B MCC 2C-2	主油タンクガス抽出機(A)	5.5	
	T/B MCC 2C-2	第3軸受ジャッキング油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2C-2	第5軸受ジャッキング油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2C-2	第7軸受ジャッキング油ポンプ	3.7	
	T/B MCC 2C-2	RFP-T(A)ターニング装置	1.5	
	T/B MCC 2C-2	密封油真空ポンプ(A)	2.2	
	T/B MCC 2C-2	密封油ポンプ	15.0	
	T/B MCC 2C-2	主タービンターニング装置	37.0	
	T/B MCC 2C-2	モータサクション油ポンプ	55.0	
	T/B MCC 2C-2	ターニング油ポンプ	75.0	
	—	その他、故障等により停止したポンプの設置エリアの空調機は順次停止		
原子炉建屋 (原子炉棟外)	C/B MCC 2C-1	250V充電器	130.0	事象発生27時間 ^{※3} 以内
	R/B MCC 2G-1			
	R/B MCC 2C-5	燃料油ドレンポンプ(A)	0.20	
	R/B MCC 2C-5	燃料移送ポンプ(A)	2.2	
	R/B MCC 2C-5	機関付動弁注油電動ポンプ(A)	0.40	
	R/B MCC 2C-5	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(A-1)	15.00	
	R/B MCC 2C-5	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(A-2)	15.00	
	R/B MCC 2C-5	清水加熱器(A)	45.0	
	R/B MCC 2C-5	潤滑油加熱器(A)	40.0	
	R/B MCC 2C-5	清水加熱器ポンプ(A)	1.5	
	R/B MCC 2C-5	潤滑油ブライミングポンプ(A)	11.0	
	R/B MCC 2D-5	燃料油ドレンポンプ(B)	0.20	
	R/B MCC 2D-5	燃料移送ポンプ(B)	2.2	
	R/B MCC 2D-5	機関付動弁注油電動ポンプ(B)	0.40	
	R/B MCC 2D-5	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(B-1)	15.00	
	R/B MCC 2D-5	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(B-2)	15.00	
	R/B MCC 2D-5	清水加熱器(B)	45.0	
	R/B MCC 2D-5	潤滑油加熱器(B)	40.0	
	R/B MCC 2D-5	清水加熱器ポンプ(B)	1.5	
	R/B MCC 2D-5	潤滑油ブライミングポンプ(B)	11.0	

※2 有効性評価（資源の評価）では事象発生 1 時間後まで運転を行う評価としている

※3 有効性評価（資源の評価）では事象発生 27 時間後まで運転を行う評価としている

必要な直流負荷以外の切離しリスト (1/10)

125V 蓄電池 2A (1 時間切離し)

操作場所	ユニット及びCCKT	用途名称	使用時間
125V直流主母線盤2A	6	無停電交流電源用CVCF 2A	1h
125V直流分電盤2A-2	1	励磁制御盤	1h
125V直流分電盤2A-2	2	統括AVQC盤	1h
125V直流分電盤2A-2	3	タービン系制御盤(1)	1h
125V直流分電盤2A-2	4	湿分分離加熱器制御盤	1h
125V直流分電盤2A-2	6	補助ボイラー制御盤(A)	1h
125V直流分電盤2A-2	7	PLR-VVVF (A) 制御	1h
125V直流分電盤2A-2	14	タービン系計装伝送補助盤	1h
125V直流分電盤2A-2	15	原子炉再循環流量制御系盤	1h
125V直流分電盤2A-2	17	給水流量制御系盤	1h
125V直流分電盤2A-2	20	RFP-T制御系盤	1h
125V直流分電盤2A-2	21	2号AVQC盤	1h
125V直流分電盤2A-2	23	原子炉系補助盤	1h
125V直流分電盤2A-2	25	タービン系制御盤(2)	1h
125V直流分電盤2A-2	28	AVC盤	1h
125V直流分電盤2A-2	29	励磁制御共通電源	1h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (2/10)

125V 蓄電池 2A (8 時間切離し) (1/2)

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
125V 直流主母線盤2A	7-1	非常用ディーゼル発電機 2A 制御	8h
125V 直流主母線盤2A	8-1	タービン系多重伝送現場盤(C)	8h
125V 直流主母線盤2A	8-2	発電機・変圧器保護盤A系電源	8h
125V 直流主母線盤2A	8-3	タービン系多重伝送現場盤(E)	8h
125V 直流主母線盤2A	8-4	発電機界磁しゃ断器	8h
125V 直流主母線盤2A	8-5	タービン系多重伝送現場盤(G)	8h
125V 直流主母線盤2A	8-6	起動変圧器ロックアウトリレー	8h
125V 直流主母線盤2A	8-7	2A主復水器連続洗浄装置制御盤	8h
125V 直流主母線盤2A	8-8	常用HVAC故障表示	8h
125V 直流主母線盤2A	8-9	S/R弁LVDT用変換器	8h
125V 直流主母線盤2A	10-1	シールキャビティ圧力制御流止弁(A)	8h
125V 直流主母線盤2A	10-2	純水・復水移送ポンプ論理	8h
125V 直流主母線盤2A	10-3	HNCW冷凍機故障表示	8h
125V 直流主母線盤2A	10-4	M/C補助継電器盤(2A・2SA-1・2SA-2)	8h
125V 直流主母線盤2A	10-7	主タービンEHC盤	8h
125V 直流主母線盤2A	10-10	屋外変圧器消火装置	8h
125V 直流主母線盤2A	10-11	GIS主変ユニット制御盤	8h
125V 直流分電盤2A-1	1	RHR(A)論理	8h
125V 直流分電盤2A-1	3	RSS制御(RCIC)	8h
125V 直流分電盤2A-1	6	LPCS論理	8h
125V 直流分電盤2A-1	8	RCW・RSW(A)制御	8h
125V 直流分電盤2A-1	9	原子炉補機(A)室HVAC論理	8h
125V 直流分電盤2A-1	13	M/C 補助継電器盤(2C)	8h
125V 直流分電盤2A-1	14	非常用HVAC(I)制御	8h
125V 直流分電盤2A-1	15	RPSバックアップスクラム弁(A)	8h
125V 直流分電盤2A-1	19	燃料移送ポンプ (A)室換気空調系 現場操作箱 警報用電源	8h
125V 直流分電盤2A-1	20	FCS(A)制御	8h
125V 直流分電盤2A-1	22	SGTS(A)制御	8h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (3/10)

125V 蓄電池 2A (8 時間切離し) (2/2)

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
125V直流分電盤2A-3	1	所内変圧器2A冷却制御盤	8h
125V直流分電盤2A-3	2	AUX B／B MCC 2S-1 MCC母線接地装置	8h
125V直流分電盤2A-3	3	2号起動変圧器冷却制御盤	8h
125V直流分電盤2A-3	4	BOP温度記録計盤	8h
125V直流分電盤2A-3	5	消火ポンプ制御盤	8h
125V直流分電盤2A-3	6	タービン系多重伝送現場盤(A)	8h
125V直流分電盤2A-3	8	OFケーブル洞道監視制御盤	8h
125V直流分電盤2A-3	9	PLRポンプ停止検出用不足電圧継電器盤(1)	8h
125V直流分電盤2A-3	11	タービン系多重伝送補助盤(1)	8h
125V直流分電盤2A-3	12	起動変圧器NGR盤2-1	8h
125V直流分電盤2A-3	13	CUW F/D故障表示	8h
125V直流分電盤2A-3	14	HECW(A)(C)冷凍機故障表示	8h
125V直流分電盤2A-3	15	IA空気圧縮機制御盤故障表示	8h
125V直流分電盤2A-3	16	SA空気圧縮機制御盤故障表示	8h
125V直流分電盤2A-3	17	IA除湿装置制御盤 (A) 故障表示	8h
125V直流分電盤2A-3	18	床漏えい検出表示盤	8h
125V直流分電盤2A-3	19	PLR-VVVVF冷却装置制御盤(A)	8h
125V直流分電盤2A-3	20	PCV所員用エアロック非常用照明(No. 4 TBX)	8h
125V直流分電盤2A-3	21	サンプポンプ制御	8h
125V直流分電盤2A-3	22	原子炉系多重伝送補助盤	8h
125V直流分電盤2A-3	23	サンプ制御盤故障表示	8h
125V直流分電盤2A-3	24	除塵装置制御盤	8h
125V直流分電盤2A-3	25	原子炉系多重伝送現場盤(A)	8h
125V直流分電盤2A-3	26	タービン系多重伝送補助盤(2)	8h
125V直流分電盤2A-3	27	廃棄物処理運転状態監視盤故障表示	8h
125V直流分電盤2A-3	28	補助ボイラー変圧器クーラ盤(A)	8h
125V直流分電盤2A-3	29	アクセス・コントロール警報(A)	8h
125V直流分電盤2A-3	30	補助ボイラーO L T C 盤(A)	8h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (4/10)

125V 蓄電池 2B (1 時間切離し)

操作場所	ネット及びCKT	用途名称	使用時間
125V直流主母線盤2B	6	無停電交流電源用CVCF 2B	1 h
125V直流分電盤2B-2	1	励磁制御盤	1 h
125V直流分電盤2B-2	2	タービン系制御盤(3)	1 h
125V直流分電盤2B-2	3	補助ボイラー制御盤(B)	1 h
125V直流分電盤2B-2	4	タービン系制御盤(4)	1 h
125V直流分電盤2B-2	6	統括AVQC盤	1 h
125V直流分電盤2B-2	7	PLR-VVVF(B)制御	1 h
125V直流分電盤2B-2	8	タービン系計装制御盤	1 h
125V直流分電盤2B-2	17	RFP-T制御系盤	1 h
125V直流分電盤2B-2	23	BOPアンシェータ盤	1 h
125V直流分電盤2B-2	29	気体廃棄物処理系盤	1 h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (5/10)

125V 蓄電池 2B (8 時間切離し) (1/2)

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
125V直流主母線盤2B	7-1	タービン系多重伝送現場盤(B)	8 h
125V直流主母線盤2B	7-2	発電機・変圧器保護盤B系電源	8 h
125V直流主母線盤2B	7-3	タービン系多重伝送現場盤(D)	8 h
125V直流主母線盤2B	7-4	タービン系制御盤(5) (補機制御)	8 h
125V直流主母線盤2B	7-5	タービン系多重伝送現場盤(F)	8 h
125V直流主母線盤2B	7-6	2B主復水器連続洗浄装置制御盤	8 h
125V直流主母線盤2B	7-7	タービン系多重伝送現場盤(H)	8 h
125V直流主母線盤2B	7-8	湿分分離加熱器伝送補助盤	8 h
125V直流主母線盤2B	7-9	制御棒駆動水温度故障表示	8 h
125V直流主母線盤2B	7-10	タービン発電機軸連続振動監視盤	8 h
125V直流主母線盤2B	8-1	非常用ディーゼル発電機 2B 制御	8 h
125V直流主母線盤2B	10-1	排ガス乾燥器制御盤	8 h
125V直流主母線盤2B	10-2	排ガス真空ポンプ設備制御盤	8 h
125V直流主母線盤2B	10-3	M/C補助継電器盤 (2B・2SB-1・2SB-2)	8 h
125V直流主母線盤2B	10-4	MSH・SC・TGS制御盤故障表示	8 h
125V直流主母線盤2B	10-5	タービン系制御盤(5) (給復水系・ANN)	8 h
125V直流主母線盤2B	10-6	シールキャビティ圧力制御流止弁 (B)	8 h
125V直流主母線盤2B	10-11	GIS起変ユニット制御盤	8 h
125V直流分電盤2B-1	1	RHR (B) 論理	8 h
125V直流分電盤2B-1	8	RCW/RSW (B) 制御	8 h
125V直流分電盤2B-1	9	原子炉補機 (B) 室HVAC論理	8 h
125V直流分電盤2B-1	13	M/C補助継電器盤 (2D)	8 h
125V直流分電盤2B-1	14	非常用HVAC (II) 制御	8 h
125V直流分電盤2B-1	15	RPSバックアップスクラム弁(B)	8 h
125V直流分電盤2B-1	19	燃料移送ポンプ(B)室換気空調系 現場操作箱 警報用電源	8 h
125V直流分電盤2B-1	20	FCS (B) 制御	8 h
125V直流分電盤2B-1	22	SGTS (B) 制御	8 h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (6/10)

125V 蓄電池 2B (8 時間切離し) (2/2)

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
125V直流分電盤2B-3	1	所内変圧器2B冷却制御盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	2	CW溢水検知盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	3	TSW溢水検知盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	4	主変圧器冷却装置盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	5	電気室直流125V分電盤 (C/B-B1-3)	8 h
125V直流分電盤2B-3	6	発電機水素ガス固定子冷却水制御	8 h
125V直流分電盤2B-3	7	PLRポンプ停止検出用不足電圧継電器盤 (2)	8 h
125V直流分電盤2B-3	8	2号SPC・SO事故検出装置	8 h
125V直流分電盤2B-3	9	発電機・変圧器保護盤共通電源	8 h
125V直流分電盤2B-3	10	起動変圧器NGR盤2-2	8 h
125V直流分電盤2B-3	11	HECW(B)(D)冷凍機故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-3	12	復水脱塩装置故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-3	13	FPC故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-3	14	復水ろ過装置故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-3	15	FPC F/D故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-3	17	PLR-VVVF冷却装置制御盤(B)	8 h
125V直流分電盤2B-3	18	補助ボイラー故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-3	19	TIP制御盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	21	計算機トランジューサ盤(2)	8 h
125V直流分電盤2B-3	22	タービン監視計器盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	23	IA除湿装置制御盤(B)故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-3	24	タービン監視計器盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	25	原子炉系多重伝送現場盤(B)	8 h
125V直流分電盤2B-3	26	タービン発電機試験盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	27	補助ボイラー変圧器クーラ盤(B)	8 h
125V直流分電盤2B-3	28	循環水ポンプ可動翼制御盤	8 h
125V直流分電盤2B-3	29	アクセス・コントロール警報(B)	8 h
125V直流分電盤2B-3	30	補助ボイラーOLTC盤(B)	8 h
125V直流分電盤2B-4	5	RW制御室 HVAC故障表示	8 h
125V直流分電盤2B-4	10	RW補助継電器盤	8 h
125V直流分電盤2B-4	11	RW/A MCC 2S-1母線接地装置	8 h
125V直流分電盤2B-4	13	RW/A MCC 2S-2母線接地装置	8 h
125V直流分電盤2B-4	29	プラスチック固化（固化・薬剤）制御回路	8 h
125V直流分電盤2B-4	30	ドラムハンドリング装置制御回路	8 h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (7/10)

125V 代替蓄電池（給電開始前にあらかじめ「切」）(1/2)

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
125V直流主母線盤2A-1	3-1	フィルタ装置出口放射線モニタ (A)	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-2	代替電源制御 (1)	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-3	SFP監視盤	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-4	格納容器内水素濃度計盤 (A)	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-5	R/B水素ベント／PAR温度監視 (A)	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-6	代替注水制御盤	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-7	AM制御盤	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-8	フィルタベント系制御盤	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-9	代替RHR計装	0h
125V直流主母線盤2A-1	3-10	PHCS制御盤	0h
125V直流主母線盤2A-1	4-5	2号SPDSサーバ筐体 (A)	0h
125V直流主母線盤2A-1	4-7	代替電源ロジック盤	0h
125V直流主母線盤2A-1	4-8	ガスタービン発電機切替盤 (1)	0h
125V直流主母線盤2A-1	4-10	耐圧強化ベント系放射線モニタ (A)	0h
125V直流主母線盤2A-1	5-1	DCLI制御	0h
125V直流主母線盤2A-1	5-8	主蒸気逃がし安全弁制御 (A)	0h
125V直流主母線盤2A-1	5-9	格納容器内雰囲気モニタ盤区分 (I)	0h
125V直流主母線盤2A-1	5-10	RCIC計装	0h
125V直流主母線盤2A-1	7A	D/Wベント用出口隔離弁	0h
125V直流主母線盤2A-1	7B	S/Cベント用出口隔離弁	0h
125V直流主母線盤2A-1	8A	FCVSベントライン隔離弁 (A)	0h
125V直流主母線盤2A-1	8B	FCVSベントライン隔離弁 (B)	0h
125V直流主母線盤2A-1	9A	DCLIポンプミニマムフロー弁	0h
125V直流主母線盤2A-1	10A	DCLIポンプ吸込弁	0h
125V直流主母線盤2A-1	10B	DCLIポンプ流量調整弁	0h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (8/10)

125V 代替蓄電池 (給電開始前にあらかじめ「切」) (2/2)

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
125V直流主母線盤2B-1	3-1	フィルタ装置出口放射線モニタ (B)	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-4	格納容器内水素濃度計盤 (B)	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-5	R/B水素ベント／PAR温度監視 (B)	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-6	代替注水制御盤	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-7	AM制御盤	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-8	フィルタベント系制御盤	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-9	直流照明電源盤	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-10	中小区画水素濃度計	0h
125V直流主母線盤2B-1	3-11	HAPS制御盤	0h
125V直流主母線盤2B-1	4-9	ガスタービン発電機切替盤 (2)	0h
125V直流主母線盤2B-1	4-10	耐圧強化ベント系放射線モニタ (B)	0h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (9/10)

125V 代替蓄電池及び第3直流電源設備用 125V 代替蓄電池（8時間切離し）

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
125V直流主母線盤2A-1	4-3	2号SPDS緊急時伝送盤 (1)	8h
125V直流主母線盤2A-1	4-4	2号SPDS緊急時伝送盤 (3)	8h
125V直流主母線盤2B-1	4-3	2号SPDS緊急時伝送盤 (2)	8h
125V直流主母線盤2B-1	4-4	2号SPDS緊急時伝送盤 (4)	8h
125V直流主母線盤2B-1	4-5	2号SPDSサーバ筐体 (B)	8h

必要な直流負荷以外の切離しリスト (10/10)

250V 蓄電池 (1時間切離し)

操作場所	ユニット及びCKT	用途名称	使用時間
250V直流主母線盤	4A	主タービン非常用油ポンプ	1h
250V直流主母線盤	5	プロセス計算機用CVCF 2A	1h
250V直流主母線盤	7A	非常用油ポンプタービン駆動原子炉給水ポンプ (A)	1h
250V直流主母線盤	8A	非常用油ポンプタービン駆動原子炉給水ポンプ (B)	1h
250V直流主母線盤	9B	非常用密封油ポンプ	1h

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (1/16)

対象条文	審査基準の要件に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	: 交流	: 直流
【1.1】緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 ・ほう酸水注入	非常用交流電源設備	MCC C 系 MCC D 系	• SLCボンブ(A) • SLC(A)系電動弁	• SLCボンブ(B) • SLC(B)系電動弁

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (2/16)

対象条文	重大事故等対処設備を用いたための手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備
【1.2】 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に起用原子炉を冷却するための手順等	<ul style="list-style-type: none"> 高圧代替注水系の中央制御室からの操作による発電用原子炉の冷却 代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電 代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電 	<pre> graph LR A[常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備] --> B[125V充電器2A 125V充電器2B 125V代替充電器] B --> C[所内常設蓄電式直流水源設備 常設代替直流水源設備 所内常設直流電源設備 (3系統目) 可搬型代替直流水源設備] C --> D[HPAC系電動弁 RCIC系電動弁 FPMW系電動弁] </pre>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (3/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備
I.3] 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	<ul style="list-style-type: none"> ・手動による減圧（主蒸気逃がし安全弁） ・可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復 ・代替直流電源設備による復旧 ・代替交流電源設備による復旧 	<pre> graph LR A[所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備 所内常設直流電源設備(3系統) 可搬型代替直流電源設備] --> B[12.5V充電器2A 12.5V蓄電器2R 12.5V代替元電器] C[常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備] --> B D[主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能付)] --> E[主蒸気逃がし安全弁] </pre>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (4/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要件に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	
		：交流	：直流
11.4	原子炉冷却材圧力パウンドアリ低圧時に発電用原子炉の冷却材を冷却するための手順等	<ul style="list-style-type: none"> MWCポンプ(A) RHR(A)系電動弁 MWCポンプ(B), (C) RHR (B)系電動弁 FPMUW系電動弁 RHRポンプ(A) LPCSポンプ RHRポンプ(B), (C) 代替循環冷却ポンプ 代替循環冷却ポンプ MWCポンプ(A) RHR(A)系電動弁 MWCポンプ(B), (C) RHR (B)系電動弁 MWCポンプ(A), (B), (C) RHR(A)系電動弁 FPMUW系電動弁 	
	非常用交流電源設備	<ul style="list-style-type: none"> 125V充電器2B M/C C系 M/C D系 M/C G系 MCC C系 MCC D系 MCC G系 常設代替交流電源設備 常設型代替交流電源設備 125V充電器2A 125V充電器2B 125V充電器2C 250V充電器 	
			<p>所内常設者電式直流水源設備 常設代替直流水源設備 所内常設直流水源設備(3系統目)</p>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (5/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	■ : 交流 □ : 直流
【1.5】 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	<p>原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む） ・熱圧強化メント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む） ・原子炉補機代替冷却水系による除熱</p> <p>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</p> <pre> graph LR MCC_C[MCC C系] --> RCWA[RCW(A)系電動弁] MCC_C --> SGTA[SGTS(A)系電動弁] MCC_D[MCC D系] --> RCWB[RCW(B)系電動弁] MCC_D --> SGTSB[SGTS(B)系電動弁] MCC_G[MCC G系] --> AC[AC系電動弁] MCC_G --> RCWA_AC[RCW(A)系電動弁] MCC_G --> AC_AC[AC系電動弁] 125V[125V充電器2A] --> FCVS[FCVS電動弁] 125V --> AC_FCVS[AC系電動弁] </pre> <p>所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備（3系統目） 所内常設直流電源設備 可搬型代替直流電源設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> RCW(A)系電動弁 SGTS(A)系電動弁 RCW(B)系電動弁 SGTS(B)系電動弁 AC系電動弁 RCW(A)系電動弁 AC系電動弁 FCVS電動弁 AC系電動弁 	

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (6/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備
【1.6】 原子炉格納容器内の冷却 等のための手順等	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器代替スブレイ冷却系 (常設)による原子炉格納容器内の冷却 ・原子炉格納容器代替スブレイ冷却系 (可搬型)による原子炉格納容器内の冷却 ・常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スブレイ冷却モード) ・常設代替交流電源設備による残留熱除去系(サブレッショングーレ水冷却モード)の復旧 	<pre> graph LR MCC_C1[MCC C系] --> RHR_A[RHRポンプ (A)] MCC_D1[MCC D系] --> RHR_B[RHRポンプ (B), (C)] MCC_C2[MCC C系] --> RHR_C[RHRポンプ (A)] MCC_D2[MCC D系] --> RHR_D[RHRポンプ (B), (C)] RHR_A --> CHARGER[125V充電器2B] RHR_B --> CHARGER RHR_C --> CHARGER RHR_D --> CHARGER CHARGER --> FPMUW[FPMUW系電動弁] </pre> <p>■ : 交流 ■ : 直流</p>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (7/16)

対象条文	重大事故等対応設備を使用した手段 審査基準の要件に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備
【1.7】 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	<p>・原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む） ・代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</p> <p>常設代替交流電源設備</p>	<pre> graph TD MCC_C[MCC C系] --> MCC_G[MCC G系] MCC_G --> RHR_A["RHR (A)系電動弁"] MCC_G --> MWC_A["MWC (A)系電動弁"] MCC_G --> RHR_B["RHR (B)系電動弁"] MCC_G --> MWC_B["MWC (B)系電動弁"] MCC_D[MCC D系] --> MCC_G MCC_D --> RHR_A MCC_D --> MWC_A MCC_D --> RHR_B MCC_D --> MWC_B MCC_G --> 125V["125V充電器2A"] MCC_G --> FCVS["FCVS電動弁"] MCC_G --> AC["AC系電動弁"] </pre> <p>電源設備、給電経路、給電対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流 ・直流 <p>• 代替循環冷却水ポンプ</p> <p>• 代替循環冷却水ポンプ</p> <p>• RHR (A)系電動弁</p> <p>• MWC (A)系電動弁</p> <p>• RHR (B)系電動弁</p> <p>• MWC (B)系電動弁</p> <p>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備 所内常設直流電源設備（3系統目） 可搬型代替直流電源設備</p>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (8/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要件に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備
I.8 原子炉格納容器下部の浴融炉心を冷却するための手順等	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器下部注水系(常設)による原子炉格納容器下部への注水 ・原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水 ・代替循環冷却ポンプ ・代替循環冷却ポンプ ・MUNCポンプ(A) ・RHK(A)系電動弁 ・SLCポンプ(A) ・SLCA(A)系電動弁 ・MUNCポンプ(B), (C) ・MUNC系電動弁 ・SLCポンプ(B) ・MUNCポンプ(A), (B), (C) ・MUNC系電動弁 ・RHK系電動弁 ・RHR(A)系電動弁 ・HPAC系電動弁 ・RCIC系電動弁 ・FPNU系電動弁 	<pre> graph TD MCC_C[MCC C系] --> Target[常設代替交流電源設備] MCC_G[MCC G系] --> Target MCC_D[MCC D系] --> Target P125[125V充電器2B] --> Target P1[MUNCポンプA] --> MCC_C P2[RHKポンプA] --> MCC_C P3[SLCポンプA] --> MCC_C P4[SLCAポンプA] --> MCC_C P5[MUNCポンプB] --> MCC_G P6[RHKポンプB] --> MCC_G P7[SLCポンプB] --> MCC_G P8[MUNCポンプC] --> MCC_D P9[RHKポンプC] --> MCC_D P10[SLCAポンプC] --> MCC_D P11[HPAC系電動弁] --> P125 P12[RCIC系電動弁] --> P125 P13[FPNU系電動弁] --> P125 </pre>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (9/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用したる手段 審査基淮による原子炉格納容器水素爆発防止の要件に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備
[1.9] 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器水素爆発防止 可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度監視 格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視 格納容器内水素濃度及び酸素濃度監視 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内への窒素ガス供給 原子炉格納容器フィルタヘント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出 水素濃度及び酸素濃度の監視 	<pre> graph TD MCC_C[MCC C系] --> AC_A[AC系電動弁] MCC_C --> AC_B[AC系電動弁] MCC_C --> AC_C[AC系電動弁] MCC_C --> AC_D[AC系電動弁] MCC_C --> AC_E[AC系電動弁] MCC_C --> AC_F[AC系電動弁] MCC_C --> AC_G[AC系電動弁] MCC_C --> AC_H[AC系電動弁] MCC_C --> AC_I[AC系電動弁] MCC_C --> AC_J[AC系電動弁] MCC_C --> AC_K[AC系電動弁] MCC_C --> AC_L[AC系電動弁] MCC_C --> AC_M[AC系電動弁] MCC_C --> AC_N[AC系電動弁] MCC_C --> AC_O[AC系電動弁] MCC_C --> AC_P[AC系電動弁] MCC_C --> AC_Q[AC系電動弁] MCC_C --> AC_R[AC系電動弁] MCC_C --> AC_S[AC系電動弁] MCC_C --> AC_T[AC系電動弁] MCC_C --> AC_U[AC系電動弁] MCC_C --> AC_V[AC系電動弁] MCC_C --> AC_W[AC系電動弁] MCC_C --> AC_X[AC系電動弁] MCC_C --> AC_Y[AC系電動弁] MCC_C --> AC_Z[AC系電動弁] MCC_C --> FCVS[FCVS電動弁] MCC_C --> MCC_D[MCC D系] MCC_C --> MCC_G[MCC G系] MCC_D --> AC_D MCC_D --> AC_E MCC_D --> AC_F MCC_D --> AC_G MCC_D --> AC_H MCC_D --> AC_I MCC_D --> AC_J MCC_D --> AC_K MCC_D --> AC_L MCC_D --> AC_M MCC_D --> AC_N MCC_D --> AC_O MCC_D --> AC_P MCC_D --> AC_Q MCC_D --> AC_R MCC_D --> AC_S MCC_D --> AC_T MCC_D --> AC_U MCC_D --> AC_V MCC_D --> AC_W MCC_D --> AC_X MCC_D --> AC_Y MCC_D --> AC_Z MCC_D --> FCVS MCC_G --> AC_D MCC_G --> AC_E MCC_G --> AC_F MCC_G --> AC_G MCC_G --> AC_H MCC_G --> AC_I MCC_G --> AC_J MCC_G --> AC_K MCC_G --> AC_L MCC_G --> AC_M MCC_G --> AC_N MCC_G --> AC_O MCC_G --> AC_P MCC_G --> AC_Q MCC_G --> AC_R MCC_G --> AC_S MCC_G --> AC_T MCC_G --> AC_U MCC_G --> AC_V MCC_G --> AC_W MCC_G --> AC_X MCC_G --> AC_Y MCC_G --> AC_Z MCC_G --> FCVS FCVS --> AC_D FCVS --> AC_E FCVS --> AC_F FCVS --> AC_G FCVS --> AC_H FCVS --> AC_I FCVS --> AC_J FCVS --> AC_K FCVS --> AC_L FCVS --> AC_M FCVS --> AC_N FCVS --> AC_O FCVS --> AC_P FCVS --> AC_Q FCVS --> AC_R FCVS --> AC_S FCVS --> AC_T FCVS --> AC_U FCVS --> AC_V FCVS --> AC_W FCVS --> AC_X FCVS --> AC_Y FCVS --> AC_Z FCVS --> MCC_D FCVS --> MCC_G </pre> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> 所内常設代替式直流水源設備 常設代替式直流水源設備 (3系統目) 可搬型代替直流水源設備 </div>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (10/16)

対象条文	重大事故等対処設備を運用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備
【1.10】 水素爆発による原子炉建屋等の損傷等の防止等の手順等	・静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制 ・原子炉建屋内の水素濃度監視 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	<pre> graph TD MCC_C[MCC C系] --> 125A[125V充電器2A] MCC_D[MCC D系] --> 125A MCC_G[MCC G系] --> 125A 125A --> Monitor[所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備 (3系統目) 可搬型代替直流電源設備] MCC_C --> 125B[125V充電器2B] MCC_D --> 125B MCC_G --> 125B 125B --> Monitor </pre> <p>電源設備、給電経路、給電対象設備</p> <p>■ : 交流 □ : 直流</p>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (11/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	交流	直流
【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却 等のための手順等	・使用済燃料プールの監視 ・代替電源による給電 ・燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱	<p>MCC C系</p> <p>MCC D系</p> <p>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</p> <p>125V充電器A 125V充電器B 125V代替充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備 所内常設直流電源設備(3系統目) 可搬型代替直流電源設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール監視カメラ (ハイドロレス式) ・FPCポンプ(A) ・FPC(A)系電動弁 <ul style="list-style-type: none"> ・FPCポンプ(B) ・FPC(B)系電動弁 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール水位/温度 (ハイドロレス式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高精度量、低誤差) 	

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (12/16)

対象条文	重大事故等対処設備を適用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	■：交流 ■：直流
【1.12】 発電所外への放射性物質 の搬散を抑制するための 手順等	—	—	—

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (13/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用したための手段 審査基準の要求に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	交流 直流
[1.13] 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	<ul style="list-style-type: none"> ・高压代替注水系の中央制御室からの操作による発電用原子炉の冷却 ・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による発電用原子炉の冷却 ・低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水ポンプ）による発電用原子炉の冷却 ・低圧代替注水系（常設）による残存溶融炉心の冷却 ・原子炉格納容器代替スプレイ系（常設）による原子炉格納容器内の冷却 ・代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 	<pre> graph LR A[125V充電器2A] --> D[常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備] B[125V代替充電器] --> D C[常設代替直流電源設備 (3系統目)] --> D D --> E[所内常設直流電源設備 (3系統目)] E --> F[常設代替直流電源設備 (3系統目) 可搬型代替直流電源設備] F --> G[•圧力抑制室水位 •復水貯藏タンク水位] </pre>	

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (14/16)

対象条文 【1.15】 事故時の計装に関する手順等	重大事故対処設備を適用した手段 審査基準の要求に適合するための手段 ・重要監視パラメータへの給電	電源設備、給電経路、給電対象設備	
		交流	直流
		常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	125V充電器2A 125V代替蓄光電器
		常設代替直流電源設備（3系統目） 所内常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	• 区分 I 直流電源 ※ 1
		常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	125V充電器2B 125V代替蓄光電器
		常設代替直流電源設備（3系統目） 所内常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	• 区分 II 直流電源 ※ 2
		MCC C系	
		常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
		常設代替直流電源設備（3系統目） 所内常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	• 区分 I 無停電交流電源 ※ 3
		MCC D系	
		常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
		常設代替直流電源設備（3系統目） 所内常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	• 区分 II 無停電交流電源 ※ 4
		MCC G系	
		常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
		常設代替直流電源設備（3系統目） 所内常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備	• 区分 I 交流計測制御電源 ※ 5
		125V充電器H	
		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
			• 区分 II 交流計測制御電源 ※ 6 • 区分 III 交流計測制御電源 ※ 7

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (15/16)

対象条文	重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要件に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	■ : 交流 ■ : 直流
[1.15] 事故時の計装に関する手順等	・重要監視パラメータへの給電	<p>※1 区分 I 直流電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位 (S.A.燃料域) 原子炉圧力容器温度 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッド)スライライン洗浄流量 原子炉隔壁離時冷却系ポンプ出口流量 代替燃料冷却ポンプ出口流量 低圧炉心スライ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 ドライウェル温度 圧力抑制室圧力 フィルタ装置入口圧力 (広帶域) フィルタ装置出口圧力 (広帶域) フィルタ装置水位 (広帶域) フィルタ装置水温 海水貯蔵タンク水位 原子炉隔壁離時冷却系ポンプ出口圧力 海水送送ポンプ出口圧力 代替燃料冷却ポンプ出口圧力 使用済燃料アール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 使用済燃料アール水位/温度 (ヒートソトモード) 直流动脈動低圧注水系ポンプ出口流量 直流动脈動低圧注水系ポンプ出口圧力 <p>※2 区分 II 直流電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位 (S.A.広帶域) 残留熱除去系洗浄ライン流量 高压代替注水系ポンプ出口流量 サブレッシュポンプアール水温 高压代替注水系ポンプ出口圧力 使用済燃料アール水位 (ガイド・ハルス式) <p>※5 区分 I 交流計測制御電源</p> <ul style="list-style-type: none"> フィルタ装置出口水素濃度 使用済燃料アール監視カメラ 低圧炉心スライ系ポンプ出口圧力 <p>※6 区分 I 及び区分 II 交流計測制御電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内空気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C) 耐圧強化シート系放射線モニタ フィルタ装置出口放射線モニタ 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 原子炉格納容器下部水温 残留熱除去系ポンプ出口流量 <p>※7 区分 III 直流電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 高压炉心スライ系ポンプ出口流量 高压炉心スライ系ポンプ出口圧力 	<p>■ : 交流</p> <p>■ : 直流</p>
		<p>※1, ※2 区分 I 及び区分 II 直流電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位 (広帶域)、原子炉圧力 (S.A.) 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 原子炉格納容器代替スライ流量 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 格納容器内水素濃度 (S/C) 格納容器内空気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C) 耐圧強化シート系放射線モニタ フィルタ装置出口放射線モニタ 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 原子炉格納容器下部水温 残留熱除去系ポンプ出口流量 <p>※1, ※5 区分 I 及び区分 II 交流計測制御電源</p> <ul style="list-style-type: none"> フィルタ装置出口水素濃度 使用済燃料アール監視カメラ 低圧炉心スライ系ポンプ出口圧力 <p>※1, ※5 区分 I 直流電源、</p> <p>区分 II 交流計測制御電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料アール水位/温度 (ガイド・ハルス式) <p>※3, ※4 区分 I 及び区分 II 無停電交流電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 起動領域モニタ 平均出力領域モニタ 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 	<p>■ : 交流</p> <p>■ : 直流</p>
		<p>※1, ※2, ※5, ※6 区分 I 及び区分 II 直流電源並びに区分 I 及び区分 II 交流計測制御電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口圧力 原子炉建屋内水素濃度 	<p>■ : 交流</p> <p>■ : 直流</p>
		<p>※7 区分 III 直流電源</p>	<p>■ : 交流</p> <p>■ : 直流</p>

審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (16/16)

対象条文	重大会故等に対する対応設備を適用した手段 審査基準の要件に適合するための手段	電源設備、給電経路、給電対象設備	交流	直流
【1.16】 原子炉制御室の居住性等 に関する手順等	・居住性の確保 ・被ばく線量の低減	P/C系 P/C D系 MCC C系 MCC D系 非常用交流電源設備 常設代替交流電源設備	MCR送風機(A) MCR送風機(B) MCR再循環送風機(A) MCR(A)系給排気隔壁弁 中央制御室待避所加圧設備 SGTS(A)系 MCR再循環送風機(B) MCR排風機(B) MCR(B)系給排気隔壁弁 中央制御室待避所加圧設備 SGTS(B)系 原子炉建屋プローブト開止装置	
【1.17】 監視測定等に関する手順等	・モニタリングボスト らの給電	MCC C系 MCC D系	・モニタリングボスト (モニタリングボストN _o . 1, 3, 5モニタリングボスト) ・モニタリングボスト (モニタリングボストN _o . 2, 4, 6モニタリングボスト、気象盤)	
【1.18】 緊急時対策所の居住性等 に関する手順等	※ ガスターービン発電機及び電源車による緊急時対策所の給電に関する手順等 【1.18】にて整理	常設代替交流電源設備		
【1.19】 通信連絡に関する手順等	・発電所内の通信連絡 ・発電所外(社内)の通信連絡	MCC C系 MCC D系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 125V充電器2A 125V充電器2B	・データ収集装置 ・データ収集装置 ・データ収集装置 ・データ電話設備(固定) ・トランシーバ(固定)	

所内常設直流電源設備（3系統目）を直流電源に追加する場合の有効性評価への影響について

所内常設直流電源設備（3系統目）を追加するにあたり、炉心損傷防止対策等の有効性評価への影響について検討した。検討の結果、所内常設直流電源設備（3系統目）は、有効性評価に影響しないことを確認した。

1. 対象となる事故シーケンス

「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」のうち、事故シーケンス「全交流動力電源喪失」が該当。

2. 有効性評価への影響

(1) 重大事故等対処設備の单一故障

重大事故等対処に係る有効性評価においては、設計基準事故対処設備の故障による炉心損傷防止又は原子炉格納容器の破損防止のため、技術基準の要求を満足する重大事故等対処設備を選定し、解析結果及び体制・手順により重要事故シーケンスが成立することを説明している。

有効性評価においては、設計基準事故対処設備の多重故障等により起こりうる炉心損傷等を重大事故等対処設備により防止することを確認しているが、有効性評価における基本的考え方の中で「重大事故等対処設備の单一故障は考えない※」としている。

※ 「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」

(2) 所内常設直流電源設備（3系統目）の使用の優先順位

全交流動力電源喪失時における直流電源設備の優先順位は以下のとおり。

ベース : 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備

優先順位 1 : 所内常設直流電源設備（3系統目）

全交流動力電源喪失時に、自動動作により給電される所内常設蓄電式直流電源設備及び手動操作により切替えを行う常設代替直流電源設備は、早期の交流電源の復旧見込みがない場合、不要直流負荷の切り離しを行うことで、24時間にわたって給電を確保可能であることからベースとして使用する。

所内常設直流電源設備（3系統目）は、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備からの給電準備が完了するまでに所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の電圧が許容最低電圧以下に低下した場合、手動操作により所内常設直流電源設備（3系統目）を使用することにより24時間にわたって直流電源を確保可能であることから第一優先で使用する。また、所内常設直流電源設備（3系統目）を使用する場合には、中央制御室にて切替え操作を行うことによって速やかに給電することが可能である。

したがって、有効性評価に悪影響を与えるものではない。

(3) 有効性評価への影響

(1)及び(2)の理由により、所内常設直流電源設備（3系統目）は、重大事故等の対処に対する有効性評価に影響するものではない。

1.15 事故時の計装に関する手順等

< 目次 >

1.15.1 対応手段と設備の選定

- (1) 対応手段と設備の選定の考え方
- (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. パラメータを計測する計器の故障時に発電用原子炉施設の状態を把握するための手段及び設備
 - b. 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手段及び設備
 - c. 計測に必要な計器電源が喪失した場合の手段及び設備
 - d. 重大事故等時のパラメータを記録する手段及び設備
 - e. 手順等

1.15.2 重大事故等時の手順等

1.15.2.1 監視機能喪失

- (1) 計器の故障
- (2) 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合
 - a. 代替パラメータによる推定
 - b. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視

1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失

- (1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失
 - a. 所内常設蓄電式直流電源設備からの給電
 - b. 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は号炉間電力融通設備からの給電
 - c. 代替所内電気設備による給電
 - d. 常設代替直流電源設備、所内常設直流電源設備（3系統目）、可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備からの給電
 - e. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視
 - f. 重大事故等時の対応手段の選択

1.15.2.3 重大事故等時のパラメータを記録する手順

1.15.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順

1.15 事故時の計装に関する手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握が必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。
 - a) 設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態の把握能力を明確化すること。（最高計測可能温度等）
 - b) 発電用原子炉施設の状態の把握能力（最高計測可能温度等）を超えた場合の発電用原子炉施設の状態を推定すること。
 - i) 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位を推定すること。
 - ii) 原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を推定すること。
 - iii) 推定するために必要なパラメータについて、複数のパラメータの中から確からしさを考慮し、優先順位を定めておくこと。
 - c) 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率など想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータが計測又は監視及び記録ができること。
 - d) 直流電源喪失時に、特に重要なパラメータを計測又は監視を行う手順等（テスター又は換算表等）を整備すること。

重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータの推定に有効な情報を把握するため、計器の故障（検出器の測定値不良、ケーブルの断線等）時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。

1.15.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等時において、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を実施するため、発電用原子炉施設の状態を把握することが重要である。

当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを、「技術的能力に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）1.1～1.14の手順着手の判断基準及び操作手順に用いられるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータを抽出する（以下「抽出パラメータ」という。）。

なお、「審査基準」1.16～1.19の手順着手の判断基準及び操作手順に用いられるパラメータについては、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるための手順ではないため、各々の手順において整理する。

抽出パラメータのうち、当該重大事故等の炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータ^{※1}（以下「主要パラメータ」という。）及び主要パラメータを計測するための重大事故等対処設備を選定する。

※1 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保、原子炉建屋内の水素濃度、原子炉格納容器内の酸素濃度、使用済燃料プールの監視。

また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータ（以下「代替パラメータ」という。）を用いて対応する手段を整備し、重大事故等対処設備を選定する（第1.15-1図、第1.15-2図）（以下「機能喪失原因対策分析」という。）。

さらに、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等、想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータの記録手順及びそのために必要となる重大事故等対処設備を選定する。抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することができないパラメータについては、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及び他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータ（以下「補助パラメータ」という。）に分類し、第1.15-4表に整理する。

なお、重大事故等対処設備の運転・動作状態を表示する設備（ランプ表示灯）については、各条文の「設置許可基準規則」第四十三条への適合方針のうち、(2)操作性（「設置許可基準規則」第四十三条第1項二）にて、適合性を整理する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※2}を選定する。

※2 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプロト状況において使用することは困難であるが、プロト状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、「審査基準」だけでなく、「設置許可基準規則」第五十八条及び「技術基準規則」第七十三条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

主要パラメータは以下のとおり分類する。

- ・重要監視パラメータ

主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。

- ・有効監視パラメータ

主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。

代替パラメータは以下のとおり分類する。

- ・重要代替監視パラメータ

主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。

- ・有効監視パラメータ

主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。

また、主要パラメータ及び代替パラメータを計測する設備を以下のとおり分類する。

主要パラメータを計測する計器は以下のとおり。

- ・重要計器

重要監視パラメータを計測する計器のうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備として位置付ける計器をいう。

- ・常用計器

主要パラメータを計測する計器のうち、重要計器以外の自主対策設備の計器をいう。

代替パラメータを計測する計器は以下のとおり。

- ・重要代替計器

重要代替監視パラメータを計測する計器のうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備として位置付ける計器をいう。

- ・常用代替計器

代替パラメータを計測する計器のうち、重要代替計器以外の自主対策設備の計器をいう。

なお、主要パラメータが重大事故等対処設備で計測できず、かつその代替パラメータについても重大事故等対処設備で計測できない場合は、重大事故等時に発電用原子炉施設の状況を把握するため、主要パラメータを計測する計器の1つを重大事故等対処設備としての要求を満たした計器へ変更する。

以上の分類により抽出した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを第1.15-2表に示す。あわせて、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化するために、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無についても整理する。

整理した結果を踏まえ、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータの値が計測範囲を超えた場合、発電用原子炉施設の状態を推定するための手段を整備する。

重大事故等の対処に必要なパラメータを計測又は監視し、記録する手順等を整備する。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果、監視機能の喪失として計器の故障及び計器の計測範囲（把握能力）を超過した場合を想定する。また、全交流動力電源喪失及び直流電源喪失による計器電源の喪失を想定する。

a. パラメータを計測する計器の故障時に発電用原子炉施設の状態を把握するための手段及び設備

(a) 対応手段

重大事故等の対処時に主要パラメータを計測する計器が故障した場合、発電用原子炉施設の状態を把握するため、多重化された計器の他チャンネル^{※3}の計器により計測する手段及び代替パラメータを計測する計器により当該パラメータを推定する手段がある（第1.15-3表）。

※3 チャンネル：单一故障を想定しても、パラメータの監視機能が喪失しないように、1つのパラメータを測定原理が同じである複数の計器で監視しており、多重化された監視機能のうち、検出器から指示部までの最小単位をチャンネルと呼ぶ。

他チャンネルによる計測に使用する計器は以下のとおり。

- ・主要パラメータの他チャンネルの重要計器
- ・主要パラメータの他チャンネルの常用計器

代替パラメータの計測に使用する計器は以下のとおり。

- ・重要代替計器
- ・常用代替計器

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

機能喪失原因対策分析の結果により選定した、主要パラメータを計測する計器の故障時に発電用原子炉施設の状態を把握するための設備のうち、当該パラメータの他チャンネルの重要計器は重大事故等対処設備として位置付ける。代替パラメータによる推定に使用する設備のうち、重要代替計器は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、主要パラメータを把握することができる。また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・主要パラメータの他チャンネルの常用計器及び常用代替計器

耐震性又は耐環境性がない、若しくは電源が非常用電源から供給されていないものの、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能なことから代替手段として有効である。

- a. 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手段及び設備

(a) 対応手段

重大事故等の対処時に当該パラメータが計測範囲を超えた場合は、発電用原子炉施設の状態を把握するため、代替パラメータを計測する計器により必要とするパラメータの値を推定する手段及び可搬型の計測器により計測する手段がある。

代替パラメータによる推定に使用する設備は以下のとおり。

- ・重要代替計器
- ・常用代替計器

可搬型の計器による計測に使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型計測器

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

機能喪失原因対策分析の結果により選定した、主要パラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に、発電用原子炉施設の状態を把握するための設備のうち、重要代替計器及び可搬型計測器は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、当該パラメータを把握することができる。また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・常用代替計器

耐震性又は耐環境性がない、若しくは電源が非常用電源から供給されていないものの、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能なことから代替手段として有効である。

c. 計測に必要な計器電源が喪失した場合の手段及び設備

(a) 対応手段

監視する計器に供給する電源（以下「計器電源」という。）が喪失し、監視機能が喪失した場合に、代替電源（交流、直流）及び代替所内電気設備から給電し、当該パラメータの計器により計測又は監視する手段がある。

また、計器電源が喪失した場合に、電源（乾電池）を内蔵した可搬型の計測器を用いて計測又は監視する手段がある。計器の電源構成図を第 1.15-4 図に示す。

代替電源（交流）からの給電に使用する設備は以下のとおり。

- ・常設代替交流電源設備

- ・可搬型代替交流電源設備
- ・号炉間電力融通設備

代替電源（直流）からの給電に使用する設備は以下のとおり。

- ・所内常設蓄電式直流電源設備
- ・常設代替直流電源設備
- ・所内常設直流電源設備（3系統目）
- ・可搬型代替直流電源設備
- ・125V代替充電器用電源車接続設備

代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおり。

- ・代替所内電気設備

可搬型の計測器による計測又は監視する設備は以下のとおり。

- ・可搬型計測器

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

機能喪失原因対策分析の結果により選定した、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、所内常設直流電源設備（3系統目）、可搬型代替直流電源設備、代替所内電気設備及び可搬型計測器は、重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、主要パラメータを把握することができる。また、以下の設備は、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・125V代替充電器用電源車接続設備

給電開始までに時間を要するが、給電可能であれば可搬型代替直流電源設備である電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 系統への給電に対する代替手段として有効である。

- ・号炉間電力融通設備

号炉間電力融通設備で使用する設備の耐震性は確保されていないが、3号炉の非常用ディーゼル発電機及び電路が健全で、給電可能であれば重大事故等の対処に必要となるパラメータの監視が可能となるため、電源を確保するための手段として有効である。

d. 重大事故等時のパラメータを記録する手段及び設備

(a) 対応手段

重大事故等時において、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等、想定される重大事故等の対応に必要となる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを記録する手段がある。

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを記録する設備は以下のとおり。

- ・安全パラメータ表示システム（SPDS）

安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ収集装置、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置により構成される。

また、重大事故等時の有効監視パラメータが使用できる場合は、パラメータを記録する手段がある。

有効監視パラメータを記録する設備は以下のとおり。

- ・安全パラメータ表示システム（SPDS）
- ・プロセス計算機
- ・中央制御室記録計

なお、その他の記録として、警報発生及びプラントトリップ状態を記録する手段がある。

その他のパラメータを記録する設備は以下のとおり。

- ・プロセス計算機

重要監視パラメータは、原則、安全パラメータ表示システム（SPDS）へ記録するが、可搬型計測器により測定したパラメータの値、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値は、記録用紙に記録する手順を整備する。

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを記録する設備である安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、重要な監視パラメータを記録することができる。また、以下の設備は、プラント状況によっては事故対応に有効な

設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・プロセス計算機
- ・中央制御室記録計

耐震性を有していないが、設備が健全である場合には、重大事故等の対処に必要となる監視パラメータの記録が可能なことから、代替手段として有効である。

e. 手順等

上記の「a. パラメータを計測する計器の故障時に発電用原子炉施設の状態を把握するための手段及び設備」、「b. 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手段及び設備」、「c. 計測に必要な計器電源が喪失した場合の手段及び設備」及び「d. 重大事故等時のパラメータを記録する手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員、重大事故等対応要員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の対応として、「非常時操作手順書（微候ベース）」、「非常時操作手順書（設備別）」及び「重大事故等対応要領書」に定める（第 1.15-1 表）。

1.15.2 重大事故等時の手順等

1.15.2.1 監視機能喪失

(1) 計器の故障

主要パラメータを計測する計器が、故障により計測することが困難となった場合、当該パラメータを推定する手段を整備する（第1.15-3表）。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等に対処するために発電用原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータを計測する重要計器が故障した場合^{※4}。

※4 重要計器の指示値に、以下のような変化があった場合

- ・通常時や事故時に想定される値から、大きな変動がある場合
- ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合
- ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合
- ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合

b. 操作手順

計器の故障の判断及び対応手順は、以下のとおり。

①運転員（中央制御室）Aは、発電用原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータについて、他チャンネルの重要計器がある場合には、当該計器により当該パラメータを計測する。また、当該パラメータの常用計器で監視可能であれば確認に使用する。

②運転員（中央制御室）Aは、読み取った指示値が正常であることを、計測範囲内にあること及びプラント状況によりあらかじめ推定される値との間に大きな差異がないことより確認する。

③当該パラメータが計測範囲外又はプラント状況によりあらかじめ推定される値との間に大きな差異がある場合には、発電課長はあらかじめ選定した重要代替監視パラメータの計測を運転員（中央制御室）Aに指示する。

④運転員（中央制御室）Aは、読み取った指示値を発電課長に報告する。
なお、常用代替計器が使用可能であれば、併せて確認する。

⑤発電課長は、発電所対策本部へ重要代替監視パラメータの指示値から主要パラメータの推定を依頼する。

⑥発電所対策本部は、重大事故等対策要員（運転員を除く。）に重要代替監視パラメータの値から主要パラメータの推定を指示する。

⑦重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、主要パラメータの推定結果を発電所対策本部へ報告する。

⑧発電所対策本部は、発電課長に主要パラメータの推定結果を報告する。

c. 操作の成立性

上記の計測及び推定は、運転員（中央制御室）1名、重大事故等対策要員（運転員を除く。）1名で対応が可能である。速やかに作業ができるよう、推定手順を整備する。

d. 代替パラメータによる推定方法

主要パラメータを計測する計器の故障により、主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータによる推定を行う。

計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、関連するパラメータを複数確認し、得られた情報の中から有効な情報を評価することで、発電用原子炉施設の状態を把握する。

推定に当たっては、使用する計器が複数ある場合、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件等、以下に示す事項及び計測される値の不確かさを考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。

- ・基準配管に水を満たした構造の計器で計測するパラメータについては、急激な原子炉減圧等により基準配管の水が蒸発し、不確かな指示を示すことがある。そのような状態が想定される場合は、関連するパラメータを複数確認しパラメータを推定する。

なお、原子炉水位、原子炉圧力及び圧力抑制室水位を除き、基準配管の水位変動に起因する不確かさを考慮する必要はない。

- ・常用代替計器が監視機能を維持している場合、重大事故等の対処に有効な情報を得ることができる。ただし、環境条件や不確かさを考慮し、重要計器又は重要代替計器で測定されるパラメータの値との差異を評価し、パラメータの値、信頼性を考慮した上で使用する。

- ・重大事故等時に最も設置雰囲気の環境が厳しくなるのは、炉心損傷及び原子炉圧力容器が破損した状況であるため、原子炉格納容器内の圧力、温度、放射線量率等が厳しい環境下においても、その監視機能を維持できる重要な代替計器を優先して使用する。また、重大事故等時と校正時の状態変化による影響を考慮する。

- ・圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。

- ・推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。

代替パラメータによる主要パラメータの推定ケースは以下のとおりであり、具体的な推定方法については、第 1.15-3 表に整理する。

- ・同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定するケース
- ・水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定するケース
- ・流量を注水先又は注水源の水位変化を監視することにより推定するケース
- ・除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定するケース
- ・圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定するケース
- ・注水量を注水先の圧力及び温度の傾向監視により推定するケース
- ・未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定するケース
- ・あらかじめ評価したパラメータの相関関係により酸素濃度を推定するケース
- ・装置の作動状況により水素濃度を推定するケース
- ・エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを探定するケース
- ・原子炉格納容器への空気（酸素）の流入の有無を原子炉格納容器内圧力により推定するケース
- ・使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラの監視により、使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定するケース
- ・原子炉圧力容器内の圧力と原子炉格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定するケース

e. 重大事故等時の対応手段の選択

主要パラメータを計測する計器が故障した場合の、対応手段の優先順位を以下に示す。

主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合に、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、他チャンネルの重要計器により主要パラメータを計測する。

他チャンネルの重要計器の故障により、計測することが困難となった場合は、他チャンネルの常用計器により主要パラメータを計測する。

主要パラメータを計測する計器の故障により、主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、第 1.15-3 表にて定める優先順位にて代替計器により代替パラメータを計測し、主要パラメータを推定する。

(2) 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合

原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を計測するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。

なお、これらのパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合には、可搬型計測器により計測することも可能である。可搬型計測器により計測可能な計器について第 1. 15-2 表に示す。

・原子炉圧力容器内の温度

原子炉圧力容器内の温度を計測する計器の計測範囲は 0～500°C である。原子炉の冷却機能が喪失し、原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以下になった場合、原子炉圧力容器温度の計測範囲を超える場合があるが、重大事故等時における損傷炉心の冷却状態を把握し、適切に対応するための判断基準の温度は 300°C であり、計器の計測範囲内で判断可能である。

なお、原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える (500°C 以上) 場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。

・原子炉圧力容器内の圧力

原子炉圧力容器内の圧力を計測する計器の計測範囲は、0～11MPa[gage] である。原子炉圧力容器の最高使用圧力 (8.62MPa[gage]) の 1.2 倍 (10.34 MPa[gage]) を監視可能であり、重大事故等時において原子炉圧力容器内の圧力は、計器の計測範囲内で計測が可能である。

・原子炉圧力容器内の水位

原子炉圧力容器内の水位を計測する計器の計測範囲は、ドライヤスカート底部付近を基準として、-3,800mm～1,500mm 及び有効燃料棒頂部付近を基準とした -3,800mm～1,300mm であり、原子炉水位制御範囲 (レベル 3～レベル 8) 及び有効燃料棒底部まで計測できるため、重大事故等時において原子炉圧力容器内の水位は、計器の計測範囲内で計測が可能である。

原子炉圧力容器内の水位のパラメータである、原子炉水位の計測範囲を超えた場合、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量)、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量及び低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。

また、原子炉圧力容器内の満水確認は、原子炉圧力又は原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧により、原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは原子炉圧力容器温度により監視可能である。

・原子炉圧力容器への注水量

原子炉圧力容器への注水量を監視するパラメータは、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量及び低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量である。

高圧代替注水系ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim120\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である高圧代替注水系ポンプの最大注水量は $90.8\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim150\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量は $90.8\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim1,500\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である高圧炉心スプレイ系ポンプの最大注水量は $1,050\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）の計測範囲は、 $0\sim220\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ（タイプ I）による原子炉注水時の最大注水量は $199\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）の計測範囲は、 $0\sim220\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ（タイプ I）若しくは代替循環冷却ポンプによる原子炉注水時の最大注水量は $199\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim100\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である直流駆動低圧注水系ポンプの原子炉注水時における最大注水量は $80\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

代替循環冷却ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim200\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である代替循環冷却ポンプの原子炉注水時における最大注水量は $150\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

残留熱除去系ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim1,500\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である残留熱除去系ポンプの最大注水量は $1,136\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim1,500\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である低圧炉心スプレイ系ポンプの最大注水量は $1,050\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

・原子炉格納容器への注水量

原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータは、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量及び原子炉格納容器下部注水流量である。

残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）の計測範囲は、 $0\sim220\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である復水移送ポンプによる原子炉格納容器スプレイ時の最大注水量は $88\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）の計測範囲は、 $0\sim220\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である復水移送ポンプによる原子炉格納容器スプレイ時の最大注水量は $88\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

原子炉格納容器代替スプレイ流量の計測範囲は、 $0\sim100\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉格納容器スプレイ時の最大注水量は $88\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

代替循環冷却ポンプ出口流量の計測範囲は、 $0\sim200\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である代替循環冷却ポンプの原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量は $150\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

原子炉格納容器下部注水流量の計測範囲は、 $0\sim110\text{m}^3/\text{h}$ としており、計測対象である復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ（タイプI）若しくは代替循環冷却ポンプの原子炉格納容器下部注水時における最大注水量は $80\text{m}^3/\text{h}$ であるため、重大事故等時において計器の計測範囲内での流量測定が可能である。

a. 代替パラメータによる推定

重大事故等時において、計器の計測範囲を超過した場合、代替パラメータによる推定を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。

(b) 操作手順

計器の計測範囲超過の判断及び対応手順は以下のとおり。

- ①運転員（中央制御室）Aは、発電用原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータについて、他チャンネルの重要計器がある場合には、当該計器により当該パラメータを計測する。また、当該パラメータの常用計器が監視可能であれば確認に使用する。
- ②運転員（中央制御室）Aは、読み取った指示値が正常であることを、計測範囲内にあること及びプラント状況によりあらかじめ推定される値との間に大きな差異がないことより確認する。
- ③当該パラメータが計測範囲外にある場合には、発電課長は、あらかじめ選定した重要代替監視パラメータの計測を運転員（中央制御室）Aに指示する。
- ④運転員（中央制御室）Aは、読み取った指示値を発電課長に報告する。
- ⑤発電課長は、発電所対策本部へ重要代替監視パラメータの指示値から主要パラメータの推定を依頼する。
- ⑥発電所対策本部は、重大事故等対策要員（運転員を除く。）に重要代替監視パラメータの値から主要パラメータの推定を指示する。
- ⑦重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、主要パラメータの推定結果を発電所対策本部へ報告する。
- ⑧発電所対策本部は、発電課長に主要パラメータの推定結果を報告する。

(c) 操作の成立性

上記の計測及び推定は、運転員（中央制御室）1名、重大事故等対策要員（運転員を除く。）1名で対応が可能である。速やかに作業ができるよう推定手順を整備する。

b. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視

重大事故等時において、主要パラメータが計器の計測範囲を超過した場合、可搬型計測器による計測を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。

(b) 操作手順

可搬型計測器によるパラメータ計測の概要は以下のとおり。また、タイムチャートを第 1.15-5 図に示す。

- ①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（中央制御室）A に可搬型計測器によるパラメータの計測を指示する。
 - ②発電課長は、発電所対策本部へ可搬型計測器によるパラメータの計測を依頼する。
 - ③発電所対策本部は、重大事故等対策要員（運転員を除く。）に可搬型計測器による計測開始を指示する^{※5}。
- ※5 重大事故等対策要員（運転員を除く。）が中央制御室に到着するまでの間は、運転員（中央制御室）A にて実施する。
- ④重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、必要な資機材を携帯し、中央制御室まで移動する。
 - ⑤運転員（中央制御室）A 及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、可搬型計測器を使用する前に電池容量を確認し、残量が少ない場合は予備乾電池と交換する。
 - ⑥運転員（中央制御室）A 及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、中央制御室のあらかじめ定めた端子台にて、測定対象パラメータの信号出力端子と可搬型計測器を接続し、測定を開始する。
 - ⑦運転員（中央制御室）A 及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、可搬型計測器に表示される計測結果を読み取り、換算表により工学値に換算し、記録する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は 1 測定点当たり、運転員（中央制御室）1 名及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）1 名にて実施し、作業開始を判断してから所要時間は 55 分以内で可能である。2 測定点以降は 5 分追加となる。

円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、作業環境（作業空間、温度等）に支障がないことを確認する。

1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失

(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失

全交流動力電源喪失、直流電源喪失等により計器電源が喪失した場合に、代替電源（交流、直流）から計器へ給電する手順及び可搬型計測器により、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。

a. 所内常設蓄電式直流電源設備からの給電

全交流動力電源喪失が発生した場合に、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

なお、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電により計測可能な計器について第 1.15-2 表に示す。

b. 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は号炉間電力融通設備からの給電

全交流動力電源喪失が発生した場合に、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は号炉間電力融通設備からの給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

c. 代替所内電気設備による給電

非常用所内電気設備が機能喪失し、必要な設備へ給電できない場合に、代替所内電気設備による給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

d. 常設代替直流電源設備、所内常設直流電源設備（3系統目）、可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備からの給電

全交流動力電源が喪失し直流電源が枯渇するおそれがある場合に、常設代替直流電源設備、所内常設直流電源設備（3系統目）、可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備からの給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

e. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視

代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合に、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器で計測又は監視を行う手順を整備する。

可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視す

る。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。

なお、可搬型計測器により計測可能な計器について第1.15-2表に示す。

(a) 手順着手の判断基準

計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータの監視ができない場合。

(b) 操作手順

可搬型計測器によるパラメータ計測の概要は以下のとおり。また、タイムチャートを第1.15-5図に示す。

①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（中央制御室）Aに可搬型計測器によるパラメータの計測を指示する。

②発電課長は、発電所対策本部へ可搬型計測器によるパラメータの計測を依頼する。

③発電所対策本部は、重大事故等対策要員（運転員を除く。）に可搬型計測器による計測開始を指示する^{※6}。

※6 重大事故等対策要員（運転員を除く。）が中央制御室に到着するまでの間は、運転員（中央制御室）Aにて実施する。

④重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、必要な資機材を携帯し、中央制御室まで移動する。

⑤運転員（中央制御室）A及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、可搬型計測器を使用する前に電池容量を確認し、残量が少ない場合は予備乾電池と交換する。

⑥運転員（中央制御室）A及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、中央制御室のあらかじめ定めた端子台にて、測定対象パラメータの信号出力端子と可搬型計測器を接続し、測定を開始する。

⑦運転員（中央制御室）A及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、可搬型計測器に表示される計測結果を読み取り、換算表により工学値に換算し、記録する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は1測定点当たり、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）1名にて実施し、作業開始を判断してから所要時間は55分以内で可能である。2測定点以降は5分追加となる。

円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、作業環境（作業空間、温度等）に支障がないことを確認する。

f. 重大事故等時の対応手段の選択

全交流動力電源喪失、直流電源喪失等により、計器電源が喪失した場合に、計器に給電する対応手段の優先順位を以下に示す。

全交流動力電源喪失が発生した場合には、所内常設蓄電式直流電源設備から計測可能な計器に給電される。

所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている間に常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は号炉間電力融通設備から計器に給電する。

なお、非常用所内電気設備が機能喪失した場合には、代替所内電気設備から計器に給電する。

常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は号炉間電力融通設備からの給電が困難となった場合で直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、所内常設直流電源設備（3系統目）、可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備から計器に給電する。

代替電源（交流、直流）からの給電が困難となった場合は、可搬型計測器により重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。

1.15.2.3 重大事故等時のパラメータを記録する手順

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により、計測結果を記録する。

ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。

主要パラメータのうち記録可能なものについて、自主対策設備であるプロセス計算機及び中央制御室記録計により計測結果、警報等を記録する。

有効監視パラメータの計測結果の記録について整理し、第1.15-5表に示す。

(1) 手順着手の判断基準

重大事故等が発生した場合。

(2) 操作手順

重大事故等が発生し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測結果を記録する手順の概要は以下のとおり。

a. 安全パラメータ表示システム（SPDS）による記録

安全パラメータ表示システム（SPDS）は、常時記録であり、非常用電源又は代替電源から給電可能で、14日間の記録容量を持っている。重大事故等時のパラメータの値を継続して確認できるよう、記録された計測結果が記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。

b. 可搬型計測器の記録

運転員（中央制御室）及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、「1.15.2.1(2)b. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視」又は「1.15.2.2(1)e. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視」で得られた可搬型計測器で計測されたパラメータの値を記録用紙に記録する。

c. プロセス計算機の記録

(a) 運転日誌

プロセス計算機が稼動状態にあれば、定められたプロセスの計測結果を定時ごとに自動で記録し、中央制御室にて日ごとに自動で帳票印刷する。

(b) 警報記録

プロセス計算機が稼動状態にあれば、プロセス値の異常な状態による中央制御室制御盤の警報発生時、警報の状態を記録し、中央制御室にて日ごとに自動で帳票印刷する。

プラントの過渡変化による重要警報のファーストヒット警報発生時、その発生順序（シーケンス）、トリップ状態、工学的安全施設作動信号及び工学的安全施設の作動状況を記録し、中央制御室にて日ごとに自動で帳票印刷する。

(c) プラント診断支援機能

プロセス計算機が稼動状態にあれば、事象発生前後のプラント状態の推移を把握するため、定められたプロセス値のデータを自動で収集、記録し、運転員（中央制御室）等は、中央制御室にて事象発生後に手動で帳票印刷する。

d. 中央制御室記録計による記録

記録計が稼働状態であれば、定められたプロセスの計測結果を、中央制御室にてチャート用紙に自動で記録する。

(3) 操作の成立性

安全パラメータ表示システム（SPDS）による記録は、安全パラメータ表示システム（SPDS）の記録容量（14日間）を超える前に、緊急時対策建屋内にて重大事故等対策要員（運転員を除く。）1名で行う。室内での端末操作であるため、対応が可能である。

可搬型計測器の記録は記録用紙への記録であり、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）1名にて対応が可能である。

プロセス計算機による記録のうち、事故時データ収集記録の帳票印刷は、中央制御室内での端末操作であるため、運転員（中央制御室）1名で対応が可能である。

また、記録計に記録されたチャート紙の交換は、中央制御室にて運転員（中央制御室）1名で対応が可能である。

1.15.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順

「審査基準」1.9, 1.10 及び 1.14 については、各審査基準において要求事項があるため、以下のとおり各々の手順において整備する。

原子炉格納容器内の水素濃度監視に関する手順は「1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」にて整備する。

原子炉建屋内の水素濃度監視に関する手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。

全交流動力電源喪失時の代替電源確保に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

第1.15-1表 事故時に必要な計装に関する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧

分類	機能喪失の想定する 重大事故等対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
監視機能喪失時	計器の故障	他チャンネル による計測	当該パラメータの他チャンネルの重要計器	重大事故等対応要領書 「重要パラメータの推定」
			当該パラメータの他チャンネルの常用計器	策設備 自主対
		代替パラメータ による推定	重要代替計器	重大事故等対応要領書 「重要パラメータの推定」
			常用代替計器	策設備 自主対
	計器の計測範囲（把握能力） を超えた場合	代替パラメータ による推定	重要代替計器	重大事故等対応要領書 「重要パラメータの推定」
			常用代替計器	策設備 自主対
		可搬型計測器 による計測	可搬型計測器	重大事故等対応要領書 「可搬型計測器によるパラメータ監視」
	計器電源喪失時	代替電源（交流） からの給電	常設代替交流電源設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（徴候ベース）」
			可搬型代替交流電源設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（設備別）」
			号炉間電力融通設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（徴候ベース）」
		代替電源（直流） からの給電	所内常設蓄電式直流電源設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（設備別）」
			常設代替直流電源設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（徴候ベース）」
			所内常設直流電源設備（3系統目）	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（設備別）」
			可搬型代替直流電源設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（徴候ベース）」
			125V代替充電器用電源車接続設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（設備別）」
		代替所内電気設備 による給電	代替所内電気設備	重大事故等対応要領書 「非常時操作手順書（徴候ベース）」
			可搬型計測器	重大事故等対応要領書 「可搬型計測器によるパラメータ監視」
		パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS） (データ収集装置, SPDS伝送装置, SPDS表示装置)	重大事故等対応要領書 「パラメータの記録」
			プロセス計算機	重大事故等対応要領書 「パラメータの記録」
			中央制御室記録計	重大事故等対応要領書 「パラメータの記録」

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（1/15）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型計測器	第1.15-3 図No.
					計測範囲	把握能力の考え方					
① 原子炉圧力容器温度	原子炉圧力 (SA) *1	5	0~500°C	最大値：約297°C ^{*3}	重大事故等時における損傷炉心の冷却状態を把握し、適切に対応するための判断基準 (300°C) に対して500°Cまでを監視可能。		- (Ss)	区分I 直流電源 125V代替 直流電源	熱電対	可	◎
原子炉圧力 (SA) *1	「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。										
原子炉水位 (広帯域) ^{*1}	「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。										
原子炉水位 (燃料城) ^{*1}											
原子炉水位 (SA広帯域) ^{*1}											
原子炉水位 (SA燃料城) ^{*1}											
残留熱除去系熱交換器入口温度 ^{*1}	「④最終ヒートシンクの確保(残留熱除去系)」を監視するパラメータと同じ。										
原子炉圧力 ^{*2}	2	0~10MPa[gage]	最大値：約8.11MPa[gage]	重大事故等時における原子炉圧力容器最高圧力 (9.26MPa[gage]) を包絡する範囲として設定。		S	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	弹性圧力 検出器	可	◎	
② 原子炉圧力 (SA) *2	2	0~11MPa[gage]	最大値：約8.11MPa[gage]	原子炉圧力容器最高使用圧力 (8.62MPa[gage]) の1.2倍 (10.34MPa[gage]) を監視可能。		- (Ss)	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	弹性圧力 検出器	可	◎	
原子炉水位 (広帯域) ^{*1}	「⑤原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。										
原子炉水位 (燃料城) ^{*1}											
原子炉水位 (SA広帯域) ^{*1}											
原子炉水位 (SA燃料城) ^{*1}											
原子炉圧力容器温度 ^{*1}	「⑥原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。										

* 1 : 重要代替監視パラメータを示す。

* 2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

* 3 : 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

* 4 : 計測範囲の要は、原子炉圧力容器レベルより1,313mm上のところとする(ドライヤスカート底部付近)。

* 5 : 計測範囲の要は、原子炉圧力容器レベルより900mm上のところとする(有効燃料棒頂部付近)。

* 6 : 重大事故等時に対応する設備のため、設計基準事故等時(運転時の異常な過渡変化時を含む)に関する値なし。

* 7 : 計測範囲の要は、原子炉圧力容器下部(圧力容器ペデスタル底部)のところとする。

* 8 : 計測範囲の要は、ドライエル床面()のところとする。

* 9 : 炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内緊閉気放熱線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10s/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

*10 : 局部出力領域モニタの検出器は24個であり、平均出力領域モニタは、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11 : 4個の静的触媒式水素再結合装置に対する入力側及び出口側にそれぞれ個設置。

*13 : 計測範囲の要は、使用燃料貯蔵ラック上端(O.P.25920mm)のところとする。

*14 : 棚出点2箇所。

*15 : 所内常設蓄電池直流電源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替直流電源、区分I直流電源又は区分II直流電源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）(2/15)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源*15	検出器の種類	可搬型 計測器	第1.15-3 図No.
					計測範囲	把握能力					
	原子炉水位 (広帯域) *2	2	-3, 800mm～1, 500mm*4	有効燃料棒底部程度～レベル8 (-7, 832mm～-1, 470mm)*4	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	S	分区I, II 直流電源 125V代替 直流電源	差圧式水位 検出器	可	①	
	原子炉水位 (燃料城) *2	2	-3, 800mm～1, 300mm*5	有効燃料棒底部程度～レベル8 (-3, 702mm～-5, 600mm)*5	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	S	分区I, II 直流電源 125V代替 直流電源	差圧式水位 検出器	可	②	
	原子炉水位 (SA広帯域) *2	1	-3, 800mm～1, 500mm*4	有効燃料棒底部程度～レベル8 (-7, 832mm～-1, 470mm)*4	区分II 直流電源 125V代替 直流電源	- (Ss)	分区II 直流電源 125V代替 直流電源	差圧式水位 検出器	可	③	
③ 原子炉水位 (SA燃料城) *2		1	-3, 800mm～1, 300mm*5	有効燃料棒底部程度～レベル8 (-3, 702mm～-5, 600mm)*5	区分I 直流電源 125V代替 直流電源	- (Ss)	分区I 直流電源 125V代替 直流電源	差圧式水位 検出器	可	④	
高压代替注水系ポンプ出口流量*1											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 ヘッドスプレイン洗净流量) *1											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 内格納容器冷却ライン洗净流量) *1											
直流动駆動低圧注水系ポンプ出口流量*1											
代替循環冷却ポンプ出口流量*1											
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量*1											
高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量*1											
残留熱除去系ポンプ出口流量*1											
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量*1											
原子炉圧力 (SA) * 1</td <td></td>											
原子炉圧力 (SA) * 1</td <td></td>											
圧力抑制室圧力*1											

「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。

「③原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。

「④原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。

「⑤原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h (経過時間とともに判断値は低くなる) であり、設計基準では炉心損傷

* 1 : 重要代替監視パラメータを示す。

* 2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

* 3 : 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

* 4 : 計測範囲の零は、原子炉圧力容器レベルより1,132mm以上のところとする (ドライアイスカート底部附近)。

* 5 : 計測範囲の零は、原子炉圧力容器レベルより900mm以上のところとする (有効燃料棒頭部付近)。

* 6 : 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故等 (運転時の異常な過渡変化時を含む) に觸る値なし。

* 7 : 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部 (圧力容器ボデスマタル底部) () のところとする。

* 8 : 計測範囲の零は、ドライエバルドル床面 () のところとする。

* 9 : 炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内空気放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合には、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*10 : 局部出力領域モニタの検出器は24個であり、平均出力領域モニタには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11 : 4個の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ個設置。

*12 : 検出点15箇所。

*13 : 計測範囲の零は、使用済燃料棒ラック上端 (O.P. 25920mm) のところとする。

*14 : 検出点2箇所。

*15 : 所内常設電式直流水電源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（3/15）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源*15	検出器の種類 計測器	検出器の種類 計測器	可搬型 計測器	第1,15-3 図No.
					把握能力	(計測範囲の考え方)						
高圧代替注水系ポンプ出口流量	1	0~120m ³ /h	—*6	高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (90,8m ³ /h) を監視可能。	—(Ss)	分区II 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	①			
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	1	0~150m ³ /h	0~90,8m ³ /h	原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (90,8m ³ /h) を監視可能。	S	分区I 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑥			
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	1	0~1,500m ³ /h	—*6	高压炉心スプレイ系ポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。	S	分区III 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑦			
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量)	1	0~220m ³ /h	—*6	復水移送ポンプ又は大容量送水泵ポンプ (タイプ1) を用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。	S	分区I 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	②			
④原子炉内容器冷却ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	1	0~220m ³ /h	—*6	復水移送ポンプ又は大容量送水泵ポンプ (タイプ1) 若しくは代替循環冷却ポンプを用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。	—(Ss)	分区II 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	③			
直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	1	0~100m ³ /h	—*6	直流駆動低圧注水系ポンプを用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (80m ³ /h) を監視可能。	—(Ss)	分区I 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	④			
代替循環冷却ポンプ出口流量	1	0~200m ³ /h	—*6	代替循環冷却ポンプを用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (150m ³ /h) を監視可能。	—(Ss)	分区II 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑤			
残留熱除去系ポンプ出口流量	3	0~1,500m ³ /h	0~1,136m ³ /h	残留熱除去系ポンプの最大注水量 (1,136m ³ /h) を監視可能。	S	分区I 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑧			
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	1	0~1,500m ³ /h	0~1,050m ³ /h	低圧炉心スプレイ系ポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。	S	分区I 直流電源 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑨			
復水貯蔵タンク水位*1				「⑩水源の確保」を監視するパラメータと同じ。								
圧力抑制室水位*1				「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。								
原子炉水位 (広域城)*1				「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。								
原子炉水位 (燃料城)*1												
原子炉水位 (SA広域城)*1												
原子炉水位 (SA燃料城)*1												

*1：重要代替監視パラメータを示す。

*2：重い監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

*3：設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。 (ドライアイスカート底部附近)。

*4：計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより1,313cm以上のところとする。(有効燃料棒頭部付近)。

*5：計測範囲等は、原子炉圧力容器等レベルより900cm以上のところとする。

*6：重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故等 (運転時の異常な過渡変化時を含む) に関する値なし。

*7：計測範囲の零は、原子炉格納容器下部 (圧力容器ベデスタル底部) () のところとする。

*8：計測範囲は、ドライアイス床面 () のところとする。

*9：炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内空気放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105v/h (経過時間とともに判断値は低くなる) であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下限とする。

*10：局部出力領域モニタの検出器は124個、平均出力領域モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11：炉心静的触感度。

*12：検出点15箇所。

*13：計測範囲の零は、使用済燃料ランク上端 (O.P.25920mm) のところとする。

*14：検出点2箇所。

*15：所内常設装置電式直流水源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替直流電源、分区I直流水源とした計測器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (4/15)

分類	重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)	把握能力	耐震性	電源*15	検出器の種類	可搬型計測器	第1.15-3 図No.
	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量)	1	0~220m ³ /h	-*6	復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量(88m ³ /h)を監視可能。	- (Ss)	分区I 直流水源 125V代替 直流水源	差圧式流量 検出器	可	②	
	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	1	0~220m ³ /h	-*6	復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量(88m ³ /h)を監視可能。	- (Ss)	分区II 直流水源 125V代替 直流水源	差圧式流量 検出器	可	③	
⑤原子炉格納容器代替スプレイ流量	2	0~100m ³ /h	-*6	大容量送水ポンプ(タイプ1)を用いた原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量(88m ³ /h)を監視可能。	- (Ss)	分区I, II 直流水源 125V代替 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑩		
原子炉格納容器代替循環冷却ポンプ出口流量	1	0~200m ³ /h	-*6	代替循環冷却ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量(150m ³ /h)を監視可能。	- (Ss)	分区I 直流水源 125V代替 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑤		
原子炉格納容器下部注水流量	1	0~110m ³ /h	-*6	復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ(タイプ1)若しくは代替循環冷却ポンプを用いた原子炉格納容器下部注水流量(80m ³ /h)を監視可能。	- (Ss)	分区I 直流水源 125V代替 直流水源	差圧式流量 検出器	可	⑪		
貯水貯藏タンク水位*				「@水源の確保」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉格納容器下部水位*				「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。							
ドライウェル水位*				「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。							
ドライウェル温度*				「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							
ドライウェル圧力*					*1 重要代替監視パラメータを示す。						
ドライウェル室圧力*					*2 : 重・監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。						
					*3 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。						
					*4 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより1,313cm以上のところとする(ドライヤスカート底部付近)。						
					*5 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより900cm上のところとする(有効燃料棒頭部付近)。						
					*6 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故(運転時の異常な過渡変化時を含む)に關する値なし。						
					*7 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部圧力容器ベデュアル底部()のところとする。						
					*8 計測範囲の零は、ドライウェル床面()のところとする。						
					*9 炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内雰囲気放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。						
					*10 : 局部出力領域モニタの検出器は24個あり、平均出力領域モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。						
					*11 : 4個の離れた触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1個設置。						
					*12 : 検出点15箇所。						
					*13 : 計測範囲の零は、使用済燃料貯蔵ラック上端(O.P.25920mm)のところとする。						
					*14 : 検出点2箇所。						
					*15 : 所内常設蓄電式直流水源からの給電により計測可能な計器は、125V代替直流水源、分区I直流水源又は分区II直流水源とした計器である。						

枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）(5/15)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)	把握能力	耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型 計測器	第1.15-3 図No.
⑥ 原子炉格納容器内の 圧力抑制室内空気温度 ^{*2}	ドライウェル温度	11	0~300°C	146°C以下	原子炉格納容器の限界温度(200°C)を監視可能。	- (Ss)	区分I 直流水源 直流水源	熱電対	可	⑮	
	圧力抑制室空気温度 ^{*2}	4	0~300°C	97°C以下	原子炉格納容器の限界圧力(2Pd : 854kPa[gage])におけるサブレッショングレンチバーナー水の飽和温度(約178°C)を監視可能。	S	区分II 直流水源 125V代替 直流水源	熱電対	可	⑯	
	サブレーションバール水温度 ^{*2}	16	0~200°C	97°C以下	原子炉格納容器の限界圧力(2Pd : 854kPa[gage])におけるサブレッショングレンチバーナー水の飽和温度(約178°C)を監視可能。	S	直流水源 125V代替 直流水源	測温抵抗体	可	⑰	
	原子炉格納容器下部温度	12	0~700°C	- *6	原子炉格納容器下部に溶融炉心が落下した場合における原子炉圧力容器の破損検知が可能。	- (Ss)	区分I, II 直流水源 125V代替 直流水源	熱電対	可	⑯	
ドライウェル圧力 [*]	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。										
圧力抑制室圧力 [*]	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。										
⑦ 原子炉格納容器内の 圧力	ドライウェル圧力 ^{*2}	1	0~1MPa[abs]	330kPa[gage]以下	原子炉格納容器の限界圧力(2Pd : 854kPa[gage])を監視可能。	- (Ss)	区分I 直流水源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑲	
	圧力抑制室圧力 ^{*2}	1	0~1MPa[abs]	210kPa[gage]以下	原子炉格納容器の限界圧力(2Pd : 854kPa[gage])を監視可能。	- (Ss)	区分I 直流水源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑲	
	ドライウェル温度 [*]				「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。						
圧力抑制室内空気温度 [*]											

*1 重要代替監視パラメータを示す。
*2 : 重 要 監 視 パ ラ メ ッ タ 及 び 重 要 代 替 監 視 パ ラ メ ッ タ を 示 す。

*3 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

*4 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより1,313cm以上のところとする。(ドライヤスカート底部付近)。

*5 原子炉格納容器等は、原子炉圧力容器等レベルより900cm上のところとする(有効燃料棒頭部付近)。

*6 重大事故等時に想定される過渡変化時(運転時の異常な過渡変化時を含む)における値なし。

*7 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部(圧力容器ベデスタル底部)()のところとする。

*8 炉心損傷の零は、原子炉停止後の炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

*9 炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内有用放射線モニタの値で判断する。原出点2箇所。

*10 : 局部出力領域モニタの各チャネルには、A系17箇及びB系14箇ずつの信号が入力される。

*12 : 検出点15箇所。

*13 : 計測範囲の零は、使用済燃料棒ラック上端(O.P.25920mm)のところとする。

*15 : 所内常設蓄電式直流水源装置により計測可能な計器は、125V代替直流水源、区分I直流水源又は区分II直流水源とした計器である。

枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (6/15)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型 計測器	第1.15-3 図No.
					(通常運転水位+約2m (O.P.-1914mm)) を把握できる範囲を監視可能。	外部水源注水量限界					
原子炉制室水位		2	0~5m (O.P.-3900mm~1100mm)	0, 0.05m (O.P.-3850mm)			- (Ss)	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	差圧式水位 検出器	可	②
原子炉格納容器下部水位		12	0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m ^{*7} (O.P.-2000mm, -1500mm, -1000mm, -500mm, 0mm, 300mm)	— ^{*6}	原子炉格納容器下部への注水による原子炉格納容器下部の蓄水状況を監視可能。		- (Ss)	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	電極式 水位検出器	—	③
ドライウェル水位		6	0.02m, 0.23m, 0.34m ^{*8} (O.P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)	— ^{*6}	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを監視可能。		- (Ss)	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	電極式 水位検出器	—	③
③ 原子炉代替注水系ポンプ出口流量 ^{*9}											
原子炉陽離時冷却系ポンプ出口流量 ^{*1}											
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 [*]											
容納容器内残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系のヘッドプレーリайн洗浄流量） ^{*1}					「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。						
水位残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量） ^{*1}											
直流动低圧注水系ポンプ出口流量 ^{*1}											
代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1}					「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。						
原子炉格納容器下部注水流量 ^{*1}					「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。						
原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{*1}											
復水貯蔵タンク水位 [*]					「⑩水源の確保」を監視するパラメータと同じ。						
原子炉格納容器下部注水流量 [*]											

*1：重要代替監視パラメータを示す。

*2：重要監視パラメータに対する飽和温度。

*3：設計基準時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

*4：計測範囲の等は、原子炉圧力容器等レベルより1.313cm以上のところとする（ドライヤスカート底部附近）。

*5：計測範囲の等は、原子炉圧力容器等レベルより900mm以上のところとする（有効燃料棒頂部附近）。

*6：重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事改等（運転時の異常な過渡絶縁時を含む）に関する値なし。

*7：計測範囲の等は、原子炉格納容器下部（圧力容器ベースタル底部）（）のところとする。

*8：計測範囲の等は、ドライエリート床面（）のところとする。

*9：炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内空気放射線セニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合には、A系17個及びCB系14個ずつの信号が入力される。

*10：炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間において、入口側及び出口側にそれぞれ個設置。

*11：昌那出力静的触媒式水素再結合装置は、平均出力触媒モニタの各チャンネルには、24個である。

*12：昌那出力静的触媒式水素再結合装置は、24個である。

*13：計測範囲の等は、使用済燃料貯蔵装置から給電により計測可能な計器は、125V代替直流電源とした計器である。

*14：検出点1箇所。

*15：所内常設蓄電式直流電源装置かからの給電により計測可能な計器は、125V代替直流電源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (7/15)

分類	重要監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型計測器	第1.15-3図No.
					計測範囲	把握能力					
⑨ 原子炉格納容器内水素濃度(1/W) ^{*2}		2	0~100vol%	0~1.9vol%			- (Ss)	区分I, II 直流水源 125V代替 直流水源	水素吸収材 料式水素 検出器	-	②
原子炉格納容器内水素濃度(S/C) ^{*2}		2	0~100vol%	0~1.0vol%	原子炉格納容器内の水素燃焼の可能性(水素濃度: 4vol%)を把握する 炉心の著しい損傷時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲(0~100vol%)を監視可能。		- (Ss)	区分I, II 直流水源 125V代替 直流水源	水素吸収材 料式水素 検出器	-	③
原子炉格納容器内水素濃度 ^{*2}		2	0~30vol%	0~1.0vol%			S	区分I, II 交流計測制御電源 装置: サンプリング 区分I, II 直流水源	熱伝導率 式水素 検出器	-	③
⑩ 原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/hを把握する上で監視可能(上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低下する)。		2	10 ⁻² Sv/h~10 ⁵ Sv/h	10Sv/h未満 ^{*9}	炉心損傷の判断値(原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h)を把握する上で監視可能(上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低下する)。		S	区分I, II 直流水源 125V代替 直流水源	電離箱	-	③
原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/hを把握する上で監視可能(上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低下する)。		2	10 ⁻² Sv/h~10 ⁵ Sv/h	10Sv/h未満 ^{*9}	炉心損傷の判断値(原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h)を把握する上で監視可能(上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低下する)。		S	区分I, II 直流水源 125V代替 直流水源	電離箱	-	③
原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/hを把握する上で監視可能(上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低下する)。		2	10 ⁻² Sv/h~10 ⁵ Sv/h	10Sv/h未満 ^{*9}	炉心損傷の判断値(原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h)を把握する上で監視可能(上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低下する)。		S	区分I, II 直流水源 125V代替 直流水源	電離箱	-	③
⑪ 未臨界維持又は監視	起動領域モニタ ^{*2}	8	$10^{-1}\text{cps} \sim 10^6\text{cps}$ ($1 \times 10^3\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 1 \times 10^6\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$) 中間領域 $0 \sim 40\%$ 又は $0 \sim 125\%$ ($1 \times 10^8\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 2 \times 10^9\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$)	定格出力の約8倍	原子炉の起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能な、起動領域モニタによって監視可能。		S	区分I, II 無停電交流電源	核分裂電離箱	-	③
平均出力領域モニタ ^{*2}		6 ^{*10}	$0 \sim 125\%$ ($1.2 \times 10^{12}\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 2.8 \times 10^{14}\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$)	定格出力の約8倍	原子炉の起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能な、起動領域モニタが測定できる場合は、平均出力領域モニタによって監視可能。		S	無停電交流電源	核分裂電離箱	-	③

* 1 重要代替監視パラメータを示す。

* 2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

* 3 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

* 4 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより1.313cm以上のところとする(ドライヤスカート底部付近)。

* 5 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより900cm以上のところとする(有効燃料棒頂部付近)。

* 6 : 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故等(運転時の異常な過渡変化時を含む)に關する値なし。

* 7 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部(圧力容器ベデスタル底部)()のところとする。

* 8 計測範囲の零は、原子炉圧力容器未面()のところとする。

* 9 炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における各チャンネルには、A系17個及びB系14個^{*12}つの信号が入力される。

* 10 局部出力領域モニタの検出器は24個であり、平均出力領域モニタの各チャンネルに対して、入口側及び出口側にそれぞれ個設置。

* 11 4個の輪的触媒式水素再結合装置により計測可能な計器は、125V代替直流水源、区分I直流水源又は区分II直流水源とした計器である。

* 12 : 検出点15箇所。

* 13 計測範囲の零は、使用済燃料取出装置(O.P.25920mm)のところとする。

* 14 : 検出点2箇所。

* 15 所内常設蓄電式直流水源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替直流水源、区分I直流水源又は区分II直流水源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）(8/15)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型計測器	第1.15-3 図No.	
					把握能力	把握範囲						
サブレッシュショットブル水温 ^{*2}	「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。											
残留熱除去系熱交換器入口温度	「⑫最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）」を監視するパラメータと同じ。											
代替循環冷却ポンプ出口流量	「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。											
圧力抑制室水位 ^{*1}	「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。											
原子炉水位（広帯域） ^{*1}												
原子炉水位（燃料城） ^{*1}	「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。											
代 替 循 環 系 統 最 終 ヒ ト シ ン ク の 確 保	原子炉水位（SAA帯域） ^{*1} 原子炉水位（SAM燃料城） ^{*1} 原子炉圧力容器温度 ^{*1} 原子炉圧力容器温度 ^{*1} ドライウェル圧力 ^{*1} 圧力抑制室圧力 ^{*1}	4 4 1 1 1 1	「①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。 「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。 「⑩原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105V/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。		「②重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。 「③設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。 「④計測範囲の零は、原子炉圧力容器レベルより1,313cm以上のところとする（ドライウェルカート底部付近）。 「⑤重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故等（運転時の異常な過渡変化時を含む）に関する値なし。 「⑥計測範囲の零は、原子炉格納容器下部（圧力容器ペデスタル底部） () のところとする。 「⑦計測範囲の零は、原子炉格納容器下部（圧力容器ペデスタル底部） () のところとする。 「⑧原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105V/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。 「⑨炉心損傷は、原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105V/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。 「⑩：底部出力燃焼モニタの検出器は24個であり、平均出力領域モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。 「⑪：底部出力燃焼モニタの検出器は、入口側及び出口側にそれぞれ16箇所。 「⑫：検出点15箇所。 「⑬：計測範囲の零は、使用済燃料取出装置とのところとする。 「⑭：検出点2箇所。 「⑮：所内常設蓄電式直流電源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替電源、区分II直流電源とした計器である。							
ドライウェル温度 ^{*1}												
圧力抑制室空気温度 ^{*1}	「⑥原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。											
原子炉格納容器下部水位 ^{*1}	「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。											
ドライウェル水位 ^{*1}												

* 1 : 重要代替監視パラメータを示す。

* 2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

* 3 : 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

* 4 : 計測範囲の零は、原子炉圧力容器レベルより1,313cm以上のところとする（ドライウェルカート底部付近）。

* 5 : 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故等（運転時の異常な過渡変化時を含む）に関する値なし。

* 6 : 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部（圧力容器ペデスタル底部）()のところとする。

* 7 : 計測範囲の零は、原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105V/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

* 8 : 計測範囲の零は、使用済燃料取出装置とのところとする。

* 9 : 炉心損傷は、原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105V/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

* 10 : 底部出力燃焼モニタの検出器は、入口側及び出口側にそれぞれ16箇所。

* 11 : 14箇の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ16箇所。

* 12 : 検出点15箇所。

* 13 : 計測範囲の零は、使用済燃料取出装置とのところとする。

* 14 : 検出点2箇所。

* 15 : 所内常設蓄電式直流電源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替電源、区分II直流電源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）(9/15)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型 計測器	第1.15-3 図No.
					(計測範囲の考え方)	把握能力					
原子炉格納容器 最終ヒートシングルタブメント系 の確保	フィルタ装置水位(広帶域)	3	0~3,650mm	—*6	原子炉格納容器フィルタ装置底部を計測範囲の零とし、 [] を監視可能。	—(Ss)	区分I 直流水源 直流水源	差圧式水位 検出器	可	⑩	
	フィルタ装置入口圧力(広帶域)	1	-0.1MPa~1MPa [gage]	—*6	原子炉格納容器フィルタ装置の最高使用圧力 (85kPa [gage]) を監視可能。	—(Ss)	区分I 直流水源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑫	
	フィルタ装置出口圧力(広帶域)	1	-0.1MPa~1MPa [gage]	—*6	原子炉格納容器フィルタ装置の最高使用圧力 (85kPa [gage]) を監視可能。	—(Ss)	区分I 直流水源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑬	
	原子炉格納容器水温度	3	0~200°C	—*6	原子炉格納容器フィルタ装置の最高使用温度 (200 °C) を監視可能。	—(Ss)	区分I 直流水源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑭	
	フィルタ装置出口放射線モニタ	2	10 ⁻² mSv/h~10 ⁵ mSv/h	—*6	原子炉格納容器フィルタ装置系による原子炉格納容器ベント実施時に、想定されるフィルタ装置出口の最大放射線量率 (1.9×10 ³ mSv/h) を監視可能。	—(Ss)	区分I, II 直流水源 直流水源	熱電対 電離箱	可	⑮	
	フィルタ装置出口水素濃度	1	0~30vol%	—*6	原子炉格納容器フィルタ装置系による原子炉格納容器ベント後に塗素による排気を実施し、原子炉格納容器ベントの配管内に滞留する水素濃度が可燃限界濃度 (4vol%) 超過であることを監視可能。	—(Ss)	計器、サブリニア 直流水源	熱伝導率式 水素検出器	—	⑯	
	ドライブエレベーター ^{*4}				「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。						
	圧力抑制室圧力 ^{*4}										
	格納容器内水素濃度(1/W) ^{*4}				「⑨原子炉格納容器内の水素濃度」を監視するパラメータと同じ。						
	格納容器内水素濃度(S/C) [*]										

* 1 重要代替監視パラメータを示す。

* 2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

* 3 設計基準事故時に想定される原子炉压力容器の最高圧力に対する飽和温度。

* 4 : 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより1,313mm以上のところとする(ドライヤスカート底部附近)。

* 5 : 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより300mm上のところとする(有効燃料棒頭部附近)。

* 6 : 重大事故等時に適用する設備のため、設計基準事故等時(運転時の異常な過渡変化時を含む)における値とする。

* 7 : 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部(圧力容器ベデスタル底部)のところとする。

* 8 : 計測範囲の零は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内緊閉空間放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

* 9 : 炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内緊閉空間放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

* 10 : 局部出力領域モニタの検出器は124個であり、平均出力領域モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

* 11 : 4個の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1個設置。

* 12 : 検出点15箇所。

* 13 : 計測範囲の零は、使用用燃料粒籠ラック上端(O.P.25920mm)のところとする。検出点2箇所。

* 14 : 検出点1箇所。

* 15 : 所内常設蓄電式直流水源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替直流水源、区分I直流水源又は区分II直流水源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（10/15）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)	把握能力	耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型計測器	第1.15-3 図No.
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	2	10^{-2} mSv/h～ 10^5 mSv/h	— ^{*6}	重大事故等時の排気ラインの耐圧強化ベント系放射線モニタ設置位置における最大放射線量（約 2.0×10^{-2} mSv/h）を監視可能。	—	—	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	電離箱	—	⑤
② 最終ヒートシングルの確保	残留熱除去系熱交換器入口温度 ^{*2}	2	0～300°C	最大値：186°C	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度（186°C）を監視可能。	C(Ss)	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	熱電対	可	②	
	残留熱除去系熱交換器出口温度	2	0～300°C	最大値：186°C	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度（186°C）を監視可能。	C(Ss)	区分I, II 直流電源 125V代替 直流電源	熱電対	可	③	
	残留熱除去系ポンプ出口流量			「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ（ただし、個数は2とする）。							
	原子炉補機冷却水系のポンプ台あたりの定格流量 ^{*1}	2	0～4,000m ³ /h	0～2,800m ³ /h	原子炉補機冷却水系のポンプ台あたりの定格流量（2,800m ³ /h）を監視可能。	S	区分I, II 無停電交流電源	差圧式流量検出器	可	④	
	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ^{*1}	2	0～1,500m ³ /h	0～950m ³ /h	原子炉補機冷却水系を用いた残留熱除去系（サブレッショングル水冷却モード）の運転を行う場合に必要な流量（382m ³ /h）を監視可能。	C(Ss)	区分I, II 無停電交流電源	差圧式流量検出器	可	⑤	
	原子炉圧力容器温度 ^{*1}			「①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。							
	サブレーションブル水温 ^{*1}			「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。							
	圧力抑制室水位 ^{*1}			「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。							
	残留熱除去系ポンプ出口圧力 ^{*1}			「⑩水源の確保」を監視するパラメータと同じ。							

* 1 : 重要代替監視パラメータを示す。
* 2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

* 3 : 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

* 4 : 計測範囲の零は、原子炉圧力容器レベルより1,313cm以上のところとする（ドライヤスカート底部付近）。

* 5 : 計測範囲の零は、原子炉圧力容器等レベルより900cm上のところとする（有効燃料棒頂部付近）。

* 6 : 重大事故等時に使用する原子炉格納容器等レベルより900cm上のところとする（有効燃料棒頂部付近）。

* 7 : 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部（圧力容器ペデスタル底部）（

* 8 : 計測範囲の零は、ドライヤスカート底部付近における格納容器内空気放射線モニタの値と同一である。

* 9 : 炉心損傷の場合は、原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

* 10 : 局部出力監視モニタの検出器は24個であり、平均出力領域モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

* 11 : 4箇の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ開設設置。

* 12 : 検出点15箇所。

* 13 : 計測範囲の零は、使用済燃料貯蔵ラック上端（O.P.25920mm）のところとする。

* 14 : 検出点2箇所。

* 15 : 所内常設蓄電式直流電源と区分II直流電源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）(11/15)

分類	重要監視パラメータ	個数		計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		把握能力	耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型計測器	第1.15-3図No.
		原子炉水位(広帯域) ^{*2}	原子炉水位(燃料城) ^{*2}			「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉圧力谷内	原子炉水位(SA広帯域) ^{*2}												
⑬格納器バイパスの状態	原子炉圧力(SA) ^{*2}					「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉容器の格納室監視	原子炉圧力容器温度 ^{*1}					「①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉建屋内	ドライウェル温度 ^{*2}					「⑥原子炉格納器容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉建屋内	ドライウェル圧力 ^{*2}					「⑦原子炉格納器容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉建屋内	残留熱除去系ポンプ出口圧力					「⑪水源の確保」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉建屋内	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力					「⑫水源の確保」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉建屋内	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力					「⑬原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							
原子炉建屋内	原子炉圧力(SA) ^{*1}					「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							

*1：重要代替監視パラメータを示す。
*2：重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

*3：設計基準事例時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

*4：計測範囲は、原子炉圧力容器警報レベルより1.313cm以上のところとする(ドライヤスカート底部付近)。

*5：計測範囲の等は、原子炉圧力容器等レベルより900cm上のところとする(有効燃料棒頂部付近)。

*6：重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事例等(運転時の異常な過渡変化時を含む)に關する値なし。

*7：計測範囲の等は、原子炉格納器下部(圧力容器ペデスタル底部)()のところとする。

*8：計測範囲の等は、ドライウェル床面()のところとする。

*9：炉心損傷は、原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

*10：局部出力領域モニタの検出器は24個であり、平均出力領域モニタには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11：炉心の静的触媒式水素再結合装置は、人口側及び出口側にそれぞれ1箇所。

*12：検出点15箇所。

*13：計測範囲の等は、使用燃料貯蔵ラック上端(O.P.25920mm)のところとする。

*14：検出点2箇所。

*15：所内常設蓄電式直流電源設備がからの給電により計測可能な計器は、125V代替直流電源、区分Ⅱ直流電源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（12/15）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型 計測器	第1.15-3 図No.
					把握能力	(計測範囲の考え方)					
復水貯蔵タンク水位	復水貯蔵タンク水位	1	0～3,200 ³ m	0～3,173 ³ m	復水貯蔵タンクの底部からオーバーフローレベル(0～3,173m)を監視可能。	- (Ss)	区分I 直流水源 125V代替 直流水源	差圧式水位 検出器	可	⑯	
圧力抑制室水位	〔⑧原子炉格納容器内の水位〕を監視するパラメータと同じ。										
高圧代替注水系ポンプ出口流量 ^{*1}	高圧代替注水系ポンプ出口流量 ^{*1}										
④ 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 ヘッドスプレイライン洗浄流量) ^{*1}	〔④原子炉圧力容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										
⑤ 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系 格納容器冷却ライン洗浄流量) ^{*1}	〔④原子炉圧力容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										
水 源 の 確 保	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ^{*1}										
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ^{*1}	〔③原子炉格納容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{*1}	〔④原子炉圧力容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										
原子炉格納容器下部注水流量 ^{*1}	〔④原子炉圧力容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										
代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1}	〔⑤原子炉格納容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										
残留熱除去系ポンプ出口流量 ^{*1}	〔④原子炉圧力容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{*1}	〔④原子炉圧力容器への注水量〕を監視するパラメータと同じ。										

*1 重要代替監視パラメータを示す。

*2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

*3 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

*4 計測範囲の等は、原子炉格納容器等レベルより1,313cm以上のところとする。(ドライヤスカート底部附近)。

*5 計測範囲の等は、原子炉圧力容器警報レベルより900cm以上のところとする(有効燃料棒頂部附近)。

*6 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故等(運転時の異常な過渡変化時を含む)に用いる値なし。

*7 計測範囲の等は、原子炉格納容器下部(圧力容器ペデスタル底部)()のところとする。

*8 計測範囲の等は、ドライエア床面()のところとする。

*9 : 炉心損傷後、原子炉停止後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sw/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

*10 : 局部出力限波モニタの検出器は24個であり、平均出力限波モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11 : 4個の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1個設置。 *12 : 検出点15箇所。

*13 : 計測範囲の等は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内緊急放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後は125V代替可能的な計器は、125V代替直流水源、区分I直流水源又は区分II直流水源とした計器である。

*15 : 所内常設蓄電式直流水源設備の各チャンネルには、125V代替可能な計器は、125V代替直流水源、区分II直流水源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（13/15）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)		耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型 計測器	第1.15-3 図No.
					(計測範囲の考え方)	(計測範囲の考え方)					
	高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ^{*1}	1	0~15MPa[gage]	— ^{*6}	高圧代替注水系の運転時における高圧代替注水系ポンプの最高使用圧力 (14.0MPa[gage]) を監視可能。	—(Ss)	区分II 直流電源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑪	
	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 ^{*1}	1	0~15MPa[gage]	最大値：11.8MPa[gage]	原子炉隔離時冷却系の運転時における原子炉隔離時冷却系ポンプの最高 使用圧力 (11.8MPa[gage]) を監視可能。	S	区分I 直流電源 125V代替 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑫	
	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ^{*1}	1	0~12MPa[gage]	最大値：10.8MPa[gage]	高圧炉心スプレイ系の運転時における高圧炉心スプレイ系ポンプの最高 使用圧力 (10.8MPa[gage]) を監視可能。	S	区分III 直流電源 125V代替 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑬	
	直流动低圧注水系ポンプ出口圧力 ^{*1}	1	0~2.0MPa[gage]	— ^{*6}	直流动低圧注水系ポンプの運転時における直流动低圧注水系ポンプ の最高使用圧力 (1.70MPa[gage]) を監視可能。	S	区分I 直流電源 125V代替 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑭	
④ 代替循環冷却ポンプ出口圧力 ^{*1}	1	0~4MPa[gage]	— ^{*6}	代替循環冷却系の運転時における代替循環冷却ポンプの最高使用圧力 (3.73MPa[gage]) を監視可能。	C(Ss)	区分I 直流電源 125V代替 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑮		
水 資源 の 確 保	残留熱除去系ポンプ出口圧力 ^{*1}	3	0~4MPa[gage]	最大値：3.73MPa[gage]	残留熱除去系の運転時における残留熱除去系ポンプの最高使用圧力 (3.73MPa[gage]) を監視可能。	C(Ss)	区分I 交流計測制御電源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑯	
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ^{*1}	1	0~5MPa[gage]	最大値：4.41MPa[gage]	低圧炉心スプレイ系の運転時における低圧炉心スプレイ系ポンプの最高 使用圧力 (4.41MPa[gage]) を監視可能。	C(Ss)	区分I 交流計測制御電源 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑰	
	復水移送ポンプ出口圧力 ^{*1}	1	0~1.5MPa[gage]	— ^{*6}	復水移送ポンプの運転時における復水移送ポンプの最高使用圧力 (1.37MPa[gage]) を監視可能。	—(Ss)	区分I 直流電源 125V代替 直流水源	弹性圧力 検出器	可	⑱	
	原子炉水位 (広帯域) ^{*1}										
	原子炉水位 (燃料城) ^{*1}				「③原子炉压力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。						
	原子炉水位 (SA広帯域) ^{*1}										
	原子炉水位 (SA燃料城) ^{*1}										

* 1 : 重要代替監視パラメータを示す。

* 2 : 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

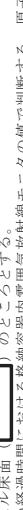
* 3 : 設計基準事故時に想定される原子炉压力容器の最高圧力における飽和温度。

* 4 : 計測範囲の零は、原子炉压力容器等レベルより1.313cm上のところとする。(ドライヤスカート底部付近)。

* 5 : 重大事故等時に適用する設備のため、設計基準事故等(運転時の異常な過渡変化時を含む)に関する値なし。

* 6 : 重大事故等時に適用する設備のため、設計基準事故等(運転時の異常な過渡変化時を含む)のところとする。

* 7 : 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部圧力容器(アダル底部)()のところとする。

* 8 : 計測範囲の零は、ドライエール床面()のところとする。

* 9 : 炉心損傷後、原子炉停止後の経過時間における格納容器内蒸気放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

*10 : 局部出力領域モニタの検出器は124個であり、平均出力領域モニタには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11 : 4個の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1個設置。

*12 : 検出点15箇所。

*13 : 計測範囲の零は、使用済燃料貯蔵ラック上端(O.P.253920mm)のところとする。

*14 : 検出点2箇所。

*15 : 所内常設蓄電式直流水源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替直流水源、区分I直流水源又は区分II直流水源とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（14/15）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)	把握能力	耐震性	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型計測器	第1.15-3 図No.
⑯ 原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内の水素濃度 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ^{*1}	7	0~10vol%	— ^{*6}	原子炉建屋内の水素燃焼の可能性（水素濃度：4vol%）を把握する上で監視可能（なお、静的触媒式水素再結合装置にて、原子炉建屋内の水素濃度を可燃限界である4vol%未満に低減する）。	—(Ss)	区分I, II 交流計測制御電源 代替交換計測制御電源 区分I, II 直流電源	触媒式水素 検出器 気体熱伝導式水素検出器	—	— ⑩	
⑰ 原子炉格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度 格納容器内水素濃度放射線モニタ(D/W) ^{*1}	8 ^{*11}	0~500°C	— ^{*6}	静的触媒式水素再結合装置作動時に想定される温度範囲を監視可能。	—(Ss)	区分I, II 直流電源 125V代替直流電源	熱電対	可	⑪	
⑱ 原子炉格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度放射線モニタ(S/C) ^{*1} ドライエル圧力 ^{*1}	2	0~30vol%	約4.3vol%	原子炉格納容器内の酸素濃度が変動する可能性のある範囲(0~4.3vol%)を監視可能。	S	計器, サンプリング 装置: 区分I, II 交流計測制御電源	熱磁気風式 酸素検出器	—	⑬	

「⑩原子炉格納容器内の放射線量率」を監視するパラメータと同じ。

「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。

圧力抑制装置圧力^{*1}

- *1: 重要代替監視パラメータを示す。
- *2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。
- *3: 設計基準時に想定される原子炉压力容器の最高圧力に対する飽和温度。
- *4: 計測範囲の零は、原子炉压力容器レベルより1313cm以上のところとする（ドライヤスカート底部付近）。
- *5: 計測範囲の零は、原子炉压力容器等レベルより900cm以上のところとする（有効燃料棒頂部附近）。
- *6: 重大事故等時に、使用する設備のため、設計基準事象等（運転時の異常な過渡変化時を含む）に關する値なし。
- *7: 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部（圧力容器ペデスタル底部）()のところとする。
- *8: 計測範囲の零は、ドライエル床面()のところとする。
- *9: 壷心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内空気放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に壷心損傷した場合の判断値は約10Sv/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、設計基準では壷心損傷しないことからこの値を下回る。
- *10: 局部出力領域モニタの検出器は24個であり、平均出力領域モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。
- *11: 壷心損傷の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1箇所設置。
- *12: 検出点15箇所。
- *13: 計測範囲の零は、使用済燃料貯蔵ラック上端(O.P.25920mm)のところとする。
- *14: 検出点2箇所。
- *15: 所内常設監視電源装置直流電源設備からの給電により計測可能な計器は、125V代替直流電源、区分I直流電源又は区分II直流電源とした計測器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（15/15）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)	把握能力	電源 ^{*15}	検出器の種類	可搬型 計測器	第1.15-3 図No.
① 使 用 済 燃 料 ブ ール 監 視 器	使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) ^{*2}	1 ^{*12}	0～7,010mm ^{*13} (O.P.25920mm～ 32930mm)	— ^{*6}	変動する可能性のある使用済燃料ブールの上部から使用済燃料上端近傍 の範囲で使用済燃料ブールの水位を監視可能。	-(Ss)	区分I 直流水原 125V代替 直流水原	熱電対	可	②
	使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) ^{*2}	1	0～150°C	— ^{*6}	変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ブールの温度を監視可能。	U(Ss)	区分II 交流計測制御電源 区分II 直流水原 125V代替直流水原 直流水原	ガイド バルス水位 検出器 測温抵抗体	—	②
	使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ^{*2}	1 ^{*14}	-4,300mm～7,300mm ^{*13} (O.P.1620mm～ 3320mm)	0.P.32895mm	変動する可能性のある使用済燃料ブールの上部から底部近傍の範囲で使 用済燃料ブールの水位を監視可能。	U(Ss)	区分I 直流水原 125V代替 直流水原	電離箱	—	②
	使用済燃料ブール監視カメラ ^{*2}	1	0～120°C	最大値：65°C	変動する可能性のある範囲 (5.4×10 ⁻² mSv/h～10 ⁷ mSv/h) にわたり放 射量率を監視可能。	-(Ss)	区分I 直流水原 125V代替 直流水原	可視光 カメラ	—	②

*1：重要代替監視パラメータを示す。

*2：重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

*3：設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

*4：計測範囲の場合は、原子炉圧力容器等レベルより1,313cm以上のところとする。(ドライヤスカート底部付近)。

*5：計測範囲の場合は、原子炉圧力容器等レベルより900cm以上のところとする(有効燃料棒頂部付近)に開する値なし。

*6：重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故等(運転時の異常な過渡変化時を含む)における値とする。

*7：計測範囲の場合は、原子炉格納容器下部(圧力容器ベデタル底部)()のところとする。

*8：計測範囲の場合は、原子炉停止後の経過時間における各容器内堆積気放射線モニタの値で判断する。

*9：炉心損傷は、原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷

*10：局部出力領域モニタの各チャンネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11：4個の炉心損傷モニタ装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1個設置。

*12：検出点15箇所。

*13：計測範囲の場合は、使用済燃料再結合装置(ラック)上端(O.P.25920mm)のところとする。

*14：検出点2箇所。

*15：所内常設電式直流水原と分区I直流水原とした計器である。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/17)

ケース①：同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）より推定する。

ケース②：水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定する。

ケース③：流量を注水先又は注水源の水位変化を監視することにより推定する。

ケース④：除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定する。

ケース⑤：圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定する。

ケース⑥：注水量を注水先の圧力及び温度の傾向監視により推定する。

ケース⑦：未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定する。

ケース⑧：あらかじめ評価したパラメータの相関関係により酸素濃度を推定する。

ケース⑨：装置の作動状況により水素濃度を推定する。

ケース⑩：エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを推定する。

ケース⑪：原子炉格納容器への空気（酸素）の流入の有無を原子炉格納容器内圧力により推定する。

ケース⑫：使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラの監視により、

使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定する。

ケース⑬：原子炉压力容器内の圧力と原子炉格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉压力容器の満水状態を推定する。

代替パラメータによる推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器内の温度	①主要パラメータの他の検出器 ②原子炉圧力 (SA) ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域) ③残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉压力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 ②原子炉压力容器温度の監視が不可能となることで、原子炉水位から原子炉压力容器内の飽和状態にあると想定する。 ③残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 また、スクーム後、原子炉水位が有効燃料棒頂部に到達するまでの経過時間より原子炉压力容器内の温度を推定する。	ケース① ケース⑤ ケース⑪ ケース⑯	①原子炉压力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 ②原子炉压力容器温度の監視が不可能となることで、原子炉水位から原子炉压力容器内の飽和状態であると想定する。 ③残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2：〔 〕は有効監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (2/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力	原子炉圧力	①主要原子炉圧力の他チャンネル ②原子炉水位(広帯域) ③原子炉水位(燃料域) ④原子炉水位(SA広帯域) ⑤原子炉水位(SA燃料域) ⑥原子炉圧力容器温度	①主要原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となつた場合は、原子炉圧力(SA)により推定する。 ③原子炉圧力の監視が不可能となることで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	ケース① ケース⑤
原子炉圧力	原子炉圧力(SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位(広帯域) ③原子炉水位(燃料域) ④原子炉水位(SA広帯域) ⑤原子炉水位(SA燃料域) ⑥原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力(SA)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力(SA)の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 ③原子炉圧力の監視が不可能となつた場合は、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	ケース① ケース⑤

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。
 *2: [] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器(耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器)を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (3/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース
原子炉圧力容器内の水位	①主要原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域) ③高压代器水系ポンプ出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ⑤残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ⑥直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ⑦代替循環冷却ポンプ出口流量 ⑧原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ⑨高压炉心アライ系ポンプ出口流量 ⑩残留熱除去系ポンプ出口流量 ⑪低压炉心アライ系ポンプ出口流量 ⑫原子炉圧力 (SA) ⑬原子炉圧力抑制室圧力	①原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位 (SA広帶域) , 原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の監視が不可により推定する。 ③原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の監視が不可能となった場合は、高压代替注水系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) , 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 , 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 , 高压炉心アライ系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系ポンプ出口流量 , 原子炉心アライ系ポンプ出口流量に必要な注水流量により推定する。 ④原子炉圧力容器への注水により、主蒸気配管より上まで注水し、原子炉圧力 , 原子炉圧力 (SA)と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力の差圧を推定する。	ケース①	①原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の監視が不可能となつた場合は、高压代替注水系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系洗浄ライン流量) , 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 , 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 , 高压炉心アライ系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系ポンプ出口流量 , 原子炉心アライ系ポンプ出口流量に必要な注水流量により推定する。 ③原子炉心アライ系ポンプ出口流量により、主蒸気配管より上まで注水し、原子炉圧力 , 原子炉圧力 (SA)と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力の差圧を推定する。	ケース②
原子炉圧力容器内の水位	①原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域) ③高压代器水系ポンプ出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ⑤残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ⑥直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ⑦代替循環冷却ポンプ出口流量 ⑧原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ⑨高压炉心アライ系ポンプ出口流量 ⑩残留熱除去系ポンプ出口流量 ⑪低压炉心アライ系ポンプ出口流量 ⑫原子炉圧力 (SA) ⑬原子炉圧力抑制室圧力	推定は主要パラメータの他チャンネルを優先する。	ケース③	①原子炉水位 (SA広帶域) , 原子炉水位 (SA燃料域) の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の監視が不可により推定する。 ②原子炉水位 (SA広帶域) , 原子炉水位 (SA燃料域) の監視が不可能となつた場合は、高压代替注水系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系洗浄ライン流量) , 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 , 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 , 高压炉心アライ系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系ポンプ出口流量 , 原子炉心アライ系ポンプ出口流量に必要な注水流量により推定する。 ③原子炉心アライ系ポンプ出口流量により、主蒸気配管より上まで注水し、原子炉圧力 , 原子炉圧力 (SA)と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力の差圧を推定する。	ケース④
原子炉圧力容器内の水位	①原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域) ③高压代器水系ポンプ出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ⑤残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ⑥直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ⑦代替循環冷却ポンプ出口流量 ⑧原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ⑨高压炉心アライ系ポンプ出口流量 ⑩残留熱除去系ポンプ出口流量 ⑪低压炉心アライ系ポンプ出口流量 ⑫原子炉圧力 (SA) ⑬原子炉圧力抑制室圧力	推定は、原子炉圧力容器内の水位を直接計測する原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) を優先する。	ケース⑤	①原子炉水位 (SA広帶域) , 原子炉水位 (SA燃料域) の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (広帶域) , 原子炉水位 (燃料域) の監視が不可により推定する。 ②原子炉水位 (SA広帶域) , 原子炉水位 (SA燃料域) の監視が不可能となつた場合は、高压代替注水系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系洗浄ライン流量) , 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 , 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 , 高压炉心アライ系ポンプ出口流量 , 残留熱除去系ポンプ出口流量 , 原子炉心アライ系ポンプ出口流量に必要な注水流量により推定する。 ③原子炉心アライ系ポンプ出口流量により、主蒸気配管より上まで注水し、原子炉圧力 , 原子炉圧力 (SA)と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力の差圧を推定する。	ケース⑥

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。
*2: [] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (4/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}
原子炉圧力容器への注水量	高压代替注水系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位(広帯域) ③原子炉水位(燃料域) ④原子炉水位(SA広帯域) ⑤原子炉水位(SA燃料域)	ケース③	①高压代替注水系ポンプ出口流量の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの構造状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②高压代替注水系ポンプ出口流量の監視が不可能となった場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵タンク水位を優先する。
原子炉圧力容器への注水量	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドアスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量)	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位(広帯域) ③原子炉水位(燃料域) ④原子炉水位(SA広帯域) ⑤原子炉水位(SA燃料域)	ケース③	①残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドアスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量)の監視が不可能となる場合は、水頭である復水貯蔵タンク水位の監視が不可能となる。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系格納容器冷却ライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量)の監視が不可能となる場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵タンク水位を優先する。
原子炉圧力容器への注水量	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位(広帯域) ③原子炉水位(燃料域) ④原子炉水位(SA広帯域) ⑤原子炉水位(SA燃料域)	ケース③	①直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の監視が不可能となった場合は、水頭である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の監視が不可能となった場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵タンク水位を優先する。
原子炉圧力容器への注水量	代替循環冷却ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位(広帯域) ③原子炉水位(燃料域) ④原子炉水位(SA広帯域) ⑤原子炉水位(SA燃料域)	ケース③	①代替循環冷却ポンプ出口流量の監視が不可能となった場合は、水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 ②代替循環冷却ポンプ出口流量の監視が不可能となった場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。 推定は、水源である圧力抑制室水位を優先する。

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2：[]は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器(耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器)を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (5/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	ケース③	①原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	①原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	ケース③	①高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	①高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①压力抑制室水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	ケース③	①残留熱除去系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である压力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 ②残留熱除去系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	①残留熱除去系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である压力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 ②残留熱除去系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①压力抑制室水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	ケース③	①低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	①低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位の変化量により注水量を推定する。
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	①压力抑制室水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	ケース③	推定は、水源である圧力抑制室水位を優先する。	推定は、水源である圧力抑制室水位を優先する。

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2：〔 〕は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定(6/17)

分類	主要パラメータ ^{a)}	代替パラメータ ^{a)}	推定ケース	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器下部水位	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	①残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ④残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ⑤残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	ケース③ ケース⑥	①残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ④残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ⑤残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	①残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ④残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ⑤残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位 ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	ケース③ ケース⑥	推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵タンク水位を優先する。
原子炉格納容器代替スプレイン流量	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位 ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位 ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	ケース③ ケース⑥	推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵タンク水位を優先する。
代替循環冷却ポンプ出口流量	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位 ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位 ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	ケース③ ケース⑥	①代替循環冷却ポンプ出口流量により注水量を推定する。 ②代替循環冷却ポンプ出口流量により注水量を推定する。
原子炉格納容器下部注水流量	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ③ドライウェル水位	①原子炉格納容器下部注水流量により注水量を推定する。 ②原子炉格納容器下部注水流量により注水量を推定する。	ケース③	推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵タンク水位を優先する。

*1：伴奏パートの番号は順位を示す

*1：代價ハラメータの番号は優先順位を示す。
*2：〔 〕内は外掛想像パラメータで重宝距離パラメータ又は重要距離パラメータ。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (7/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース
原子炉格納容器内の温度	①主要パラメータの他の検出器	①ドライヴェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	ケース①	①ドライヴェル温度によりドライヴェル温度の監視が不可能となる場合、飽和温度／圧力の関係を利用してドライヴェル圧力によりドライヴェル温度を推定する。 ②ドライヴェル温度の監視が不可能となる場合は、圧力抑制室圧力により上記②と同様にドライヴェル温度を推定する。
	②ドライヴェル圧力		ケース⑤	推定は、主要パラメータの他の検出器を優先する。
	③圧力抑制室圧力			
原子炉格納容器下部の温度	①主要パラメータの他の検出器	①圧力抑制室内空気温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	ケース①	①圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。サブレッシュポンプール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。
	②サブレッシュポンプール水温度		ケース⑤	②圧力抑制室内空気温度の監視が不可能となつた場合は、サブレッシュポンプール水温度により圧力抑制室圧力により圧力抑制室内空気温度を推定する。
	③圧力抑制室圧力			③圧力抑制室内空気温度の監視が不可能となつた場合は、飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力により圧力抑制室内空気温度を推定する。
原子炉格納容器下部の温度	①主要パラメータの他の検出器	①サブレッシュポンプール水温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	ケース①	①サブレッシュポンプール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。
	②圧力抑制室内空気温度		ケース⑤	②サブレッシュポンプール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。
	サブレッシュポンプール水温度			推定は、主要パラメータの他の検出器を優先する。
原子炉格納容器下部の温度	①主要パラメータの他チャンネル	①原子炉格納容器下部温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	ケース①	
	原子炉格納容器下部温度			

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2：〔 〕は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (8/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース
原子炉格納容器内の ドライウェル圧力	①ドライウェル圧力	①ドライウェル圧力の監視が不可能となった場合は、圧力抑制室圧力により推定する。	ケース①	①ドライウェル圧力の監視が不可能となりドライウェル圧力を推定する。
	②ドライウェル温度	②ドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。	ケース⑤	②ドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。
	③〔ドライウェル圧力〕 ^{*2}	③監視可能であればドライウェル圧力（常用計器）により、ドライウェル圧力を推定する。	ケース①	推定は、真空破壊装置及びメント管を介して均圧される圧力抑制室圧力を優先する。
圧力抑制室圧力	①ドライウェル圧力	①圧力抑制室圧力の監視が不可能となった場合は、ドライウェル圧力により推定する。	ケース①	①圧力抑制室圧力の監視が不可能となりドライウェル圧力を推定する。
	②圧力抑制室内空気温度	②圧力抑制室圧力により圧力抑制室圧力を推定する。	ケース⑤	②圧力抑制室圧力により圧力抑制室圧力の監視が不可能となりドライウェル圧力を推定する。
	③〔圧力抑制室圧力〕 ^{*2}	③監視可能であれば圧力抑制室圧力（常用計器）により、圧力抑制室圧力を推定する。	ケース①	推定は、真空破壊装置及びメント管を介して均圧されるドライウェル圧力を優先する。
圧力抑制室水位	①主要パラメータの他チャンネル	①圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。	ケース①	①圧力抑制室水位の監視が不可能となった場合は、高圧代替ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ボンブ洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ボンブ洗浄流量）、残留熱除去系ボンブ洗浄流量、原子炉格納容器冷却ボンブ出口流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量及び原子炉格納容器下部ボンブ出口流量、高压炉心スプレイ系ボンブ洗浄流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量により圧力抑制室水位を推定する。
	②高圧代替ポンプ出口流量（残留熱除去系ヘッドストップライイン洗浄流量）	②圧力抑制室水位の監視が不可能となった場合は、水槽である復水貯蔵タンク水位の変化量により圧力抑制室水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	ケース②	②高圧代替ポンプ出口流量（残留熱除去系ヘッドストップライイン洗浄流量）
	③残留熱除去系洗浄流量	③圧力抑制室水位の監視が不可能となりドライウェル圧力を推定する。なお、圧力抑制室水位を考慮した上で注水量が全てサプレッションエンバからの原子炉格納容器パント操作可否判断（通常運転水位+約2m）から考えると保守的評価となることから問題ない。)	ケース③	③残留熱除去系洗浄流量
原子炉格納容器下部水位	①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネルを優先する。		推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドストップライイン洗浄流量）	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ボンブ洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量及び原子炉格納容器下部ボンブ洗浄流量、代替循環冷却ボンブ出口流量、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンク水位の変化量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。	ケース①	①原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	③残留熱除去系洗浄流量	③水槽である復水貯蔵タンク水位の変化量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。	ケース②	②原子炉格納容器下部ボンブ洗浄流量、代替循環冷却ボンブ洗浄流量、原子炉格納容器下部水位を推定する。
ドライウェル水位	①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネルを優先する。		推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドストップライイン洗浄流量）	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ボンブ洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量及び原子炉格納容器下部ボンブ洗浄流量、代替循環冷却ボンブ出口流量、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンク水位の変化量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。	ケース①	①ドライウェル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	③残留熱除去系洗浄流量	③水槽である復水貯蔵タンク水位の変化量により、ドライウェル水位を推定する。	ケース②	②ドライウェル水位の監視が不可能となりドライウェル圧力を推定する。

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。
 *2：〔 〕は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (9/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース	推定ケース
原子炉格納容器内の水素濃度(D/W)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内窒素水素濃度	①格納容器内水素濃度(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度(D/W)の監視が不可能となつた場合は、格納容器内窒氮水素濃度により推定する。	①格納容器内水素濃度(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度(S/C)の監視が不可能となつた場合は、格納容器内窒氮水素濃度により推定する。	ケース①	ケース①
原子炉格納容器内の水素濃度(S/C)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内窒氮水素濃度	①格納容器内水素濃度(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度(S/C)の監視が不可能となつた場合は、格納容器内窒氮水素濃度により推定する。	①格納容器内水素濃度(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度(S/C)の監視が不可能となつた場合は、格納容器内窒氮水素濃度により推定する。	ケース①	ケース①
原子炉格納容器内の放射線量率	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度(D/W) ③格納容器内水素濃度(S/C)	①格納容器内窒氮水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内窒氮水素濃度が不可能となつた場合は、格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。	①格納容器内窒氮水素放射線モニタ(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内窒氮水素放射線モニタ(D/W)の監視が不可能となつた場合は、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。	ケース①	ケース①
原子炉格納容器内の放射線量率	①主要パラメータの他チャンネル ②「エリア放射線モニタ」 ^{*2}	①格納容器内窒氮水素放射線モニタ(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内窒氮水素放射線モニタ(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①格納容器内窒氮水素放射線モニタ(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。	ケース①	ケース①
原子炉格納容器内の放射線量率	①主要パラメータの他チャンネル ②「エリア放射線モニタ」 ^{*2} ③格納容器内窒氮水素放射線モニタ(S/C)	①格納容器内窒氮水素放射線モニタ(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内窒氮水素放射線モニタ(S/C)の監視が不可能となつた場合は、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。	①格納容器内窒氮水素放射線モニタ(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内窒氮水素放射線モニタ(S/C)の監視が不可能となつた場合は、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。	ケース①	ケース①

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。
 *2：〔 〕は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定（10/17）

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}
未臨界の維持又は監視	起動領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル ②平均出力領域モニタ ③「制御棒位置指示系」 ^{*2}	①起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②起動領域モニタの監視が不可能となつた場合は、平均出力領域モニタにより推定する。 ③「制御棒位置指示系」（有効監視パラメータ）により金制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	ケース① ケース⑦	①平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②起動領域モニタの監視が不可能となつた場合は、起動領域モニタ（有効監視パラメータ）により金制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②平均出力領域モニタの監視が不可能となつた場合は、起動領域モニタ（有効監視パラメータ）により金制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。
平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒位置指示系」 ^{*2}	平均出力領域モニタ	①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ ③「制御棒位置指示系」 ^{*2}	ケース① ケース⑦	①制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）の監視が不可能となつた場合は、起動領域モニタにより推定する。 ②制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）の監視が不可能となつた場合は、平均出力領域モニタにより推定する。	①制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）の監視が不可能となつた場合は、起動領域モニタにより推定する。 ②制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）の監視が不可能となつた場合は、平均出力領域モニタにより推定する。
「制御棒位置指示系」 ^{*2}						推定は、低出力領域モニタを監視する起動領域モニタを優先する。

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2：〔 〕は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (11/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース
サブレッシュショントール水温度	①主要パラメータの他の検出器 ②圧力抑制室内空気温度			ケース①	①サブレッシュショントール水温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 ②サブレッシュショントール水温度の監視が不可能となった場合は、圧力抑制室内空気温度により推定する。	
残留熱除去系熱交換器入口温度	①サブレッシュショントール水温度			ケース①	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となつた場合は、サブレッシュショントール水温度により残留熱除去系熱交換器入口温度を推定する。	
代替循環冷却却ボンプ出口流量 (原子炉圧力容器への注水)	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ③原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 ②原子炉圧力容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、注水先の原子炉水位の変化量により代替循環冷却却ボンプ出口流量を推定する。 ③原子炉圧力容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを確認する。	ケース③	①原子炉圧力容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位を優先する。	ケース③	①原子炉圧力容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位、ドライウェル水位の変化量により代替循環冷却却ボンプ出口流量を推定する。 ②原子炉格納容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、ドライウェル温度、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力により最終ヒートシンクが確保されていることを確認する。
代替循環冷却却ボンプ出口流量 (原子炉格納容器への注水)	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位 ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力	①原子炉格納容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位を優先する。	ケース④	①原子炉格納容器への注水時において代替循環冷却却ボンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位を優先する。	ケース④	①原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位を優先する。
フィルタ装置水位 (広帯域)	①主要パラメータの他チャンネル		ケース①	①フィルタ装置水位 (広帯域) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		①フィルタ装置水位 (広帯域) の1チャンネルが故障した場合は、ドライウェル圧力又は圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタ装置の健全性を確認する。
原子炉格納容器フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制室圧力	ケース①	①フィルタ装置入口圧力 (広帯域) の監視が不可能となつた場合は、ドライウェル圧力又は圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタ装置の健全性を確認する。	ケース①	①フィルタ装置入口圧力 (広帯域) の監視が不可能となつた場合は、ドライウェル圧力又は圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタ装置の健全性を確認する。
フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制室圧力					①フィルタ装置水温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
フィルタ装置水温度	①主要パラメータの他チャンネル		ケース①			
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル		ケース①	①フィルタ装置出口放射線モニタが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		①フィルタ装置出口放射線モニタが故障した場合は、原子炉格納容器内の水素濃度 (D/W) 納容器フィルタメント系 (S/C) 又は格納容器内水素濃度 (S/C) により推定する。
フィルタ装置出口水素濃度	①格納容器内水素濃度 (D/W) ①格納容器内水素濃度 (S/C)		ケース①	①フィルタ装置出口水素濃度の監視が不可能となつた場合は、原子炉格納容器内の水素濃度 (D/W) 納容器フィルタメント系 (S/C) 又は格納容器内水素濃度 (S/C) により推定する。		

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2: 「」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (12/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース	代替パラメータ推定方法
耐圧強化ペント系	耐圧強化ペント系放射線モニタ	①主要パラメータの他のチャンネル	①主要パラメータの他のチャンネル	ケース①	①耐圧強化ペント系放射線モニタが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
最終ヒートポンプの確保	残留熱除去系熱交換器入口温度 ①原子炉圧力容器温度 ②アフレッシュンプール水温度	①原子炉圧力容器温度 ①アフレッシュンプール水温度	①原子炉圧力容器温度 ①アフレッシュンプール水温度	ケース①	①残留熱除去系熱交換器入口温度が不可能となつた場合は、原子炉圧力容器温度及びサブレッジションポンプ出口水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系系統流量	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	①残留熱除去系熱交換器入口温度が不可能となつた場合は、残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。	ケース①	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となつた場合は、残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	残留熱除去系熱交換器出口温度 ①残留熱除去系ポンプ出口流量	②残留熱除去系ポンプ出口流量	②残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	ケース④	推定は、残留熱除去系熱交換器入口温度を優先する。
	①圧力抑制室水位 ②残留熱除去系ポンプ出口圧力	①圧力抑制室水位 ②残留熱除去系ポンプ出口圧力	①圧力抑制室水位 ②残留熱除去系ポンプ出口流量	ケース③ ケース④	①残留熱除去系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 ②残留熱除去系ポンプ出口流量の監視が不可能となつた場合は、残留熱除去系ポンプ出口圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系ポンプ出口流量が確保されていることを推定する。 推定は、水源である圧力抑制室水位を優先する。

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2：「」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (13/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}
原子炉圧力容器内の状態格納器バイパスの監視	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位(SA広帯域) ③原子炉水位(SA燃料域)	①原子炉水位(広帯域), 原子炉水位(燃料域)の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位(広帯域), 原子炉水位(SA燃料域)により推定する。	ケース①	①原子炉水位(広帯域), 原子炉水位(燃料域)により推定する。 ②原子炉水位(広帯域), 原子炉水位(SA燃料域)により推定する。
原子炉圧力	原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)	①原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域)	①原子炉水位(広帯域)の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位(燃料域)により推定する。	ケース①	①原子炉水位(広帯域)の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位(燃料域)により推定する。
原子炉圧力	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力(SA) ③原子炉水位(広帯域) ④原子炉水位(燃料域) ⑤原子炉水位(SA広帯域) ⑥原子炉水位(SA燃料域)	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となつた場合は、原子炉圧力(SA)により推定する。 ③原子炉圧力の監視が不可能となつた場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	ケース①	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力(SA)により推定する。
原子炉圧力	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位(SA) ③原子炉水位(広帯域) ④原子炉水位(燃料域) ⑤原子炉水位(SA広帯域) ⑥原子炉水位(SA燃料域)	①原子炉水位(広帯域)の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位(燃料域)により推定する。	ケース①	①原子炉水位(広帯域)の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位(燃料域)により推定する。
原子炉圧力	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位(SA) ③原子炉水位(広帯域) ④原子炉水位(燃料域) ⑤原子炉水位(SA広帯域) ⑥原子炉水位(SA燃料域)	①原子炉水位(広帯域)の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位(燃料域)により推定する。	ケース①	①原子炉水位(広帯域)の監視が不可能となつた場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位(燃料域)により推定する。
原子炉格納容器内のドライウェル温度	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	①主要パラメータの他の検出器 ②ドライウェル圧力	①主要パラメータの他の検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 ②ドライウェル圧力によりドライウェル温度を推定する。	ケース①	①ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 ②ドライウェル圧力によりドライウェル温度を推定する。
原子炉格納容器内のドライウェル圧力	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	①圧力抑制室圧力 ②ドライウェル温度 ③「ドライウェル圧力」 ^{*2}	①圧力抑制室圧力 ②ドライウェル温度 ③「ドライウェル圧力」 ^{*2}	ケース①	①ドライウェル圧力の監視が不可能となつた場合は、圧力抑制室圧力により推定する。 ②ドライウェル圧力によりドライウェル温度により推定する。 ③監視可能であればドライウェル圧力(常用計器)により、ドライウェル圧力を推定する。

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2: 「 」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器(耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器)を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (14/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}
原子炉建屋内の状態監視 格納容器バイパス	高压炉心スプレイ系ボンブ出口圧力	①原子炉圧力 (SA) ②〔エリア放射線モニタ〕 ^{*2}	ケース① ①高压炉心スプレイ系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 ②高压炉心スプレイ系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイバスの発生を推定する。	ケース⑩ 推定は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) を優先する。	①高压炉心スプレイ系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 ②残留熱除去系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイバスの発生を推定する。
	残留熱除去系ボンブ出口圧力	①原子炉圧力 (SA) ②〔エリア放射線モニタ〕 ^{*2}	ケース① ①残留熱除去系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 ②残留熱除去系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイバスの発生を推定する。	ケース⑩ 推定は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) を優先する。	①残留熱除去系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 ②残留熱除去系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイバスの発生を推定する。
低圧炉心スプレイ系ボンブ出口圧力	原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) ②〔エリア放射線モニタ〕 ^{*2}	ケース① ①低圧炉心スプレイ系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 ②低圧炉心スプレイ系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイバスの発生を推定する。	ケース⑩ 推定は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) を優先する。	①低圧炉心スプレイ系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 ②低圧炉心スプレイ系ボンブ出口圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイバスの発生を推定する。	

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2: [] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定（15/17）

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1} 代替パラメータ ^{*2}
水源の確保	復水貯蔵タンク水位	①高圧代替注水系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン流量） ④直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ⑤原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ⑥原子炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ⑦直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ⑧原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 ⑨原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ⑩直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ⑪原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ⑫復水移送ポンプ出口圧力 ⑬原子炉水位（伝導域） ⑭原子炉水位（燃料域） ⑮原子炉水位（SAC帯域） ⑯原子炉水位（SA燃料域）	①復水貯蔵タンク水位の監視が不可能となった場合は、高圧代替注水系ポンプ出口流量・残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系B系格納容器冷却ライン流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量及び原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量により推定する。 ②復水貯蔵タンク水位の監視が不可能となった場合は、復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力及び復水移送ポンプ出口圧力が正常に動作していることを把握することを推定する。 ③注水先の原子炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。 推定は、復水貯蔵タンクを水源とするポンプの注水量を優先する。
水源の確保	压力抑制室水位	①主要パラメータの他チャンネル ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ③残留熱除去系ポンプ出口流量 ④低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ⑤代替循環冷却ポンプ出口圧力 ⑥残留熱除去系ポンプ出口圧力 ⑦低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	ケース① ①圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②圧力抑制室水位の監視が不可能となつた場合は、サブレッシュエンジンチャンネルのブル水を水源とする代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することを推定する。 ③圧力抑制室水位の監視が不可能となつた場合は、サブレッシュエンジンチャンネルのブル水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水位が確保されていることを推定する。 ケース② 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2：「」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (16/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1}	推定ケース
原子炉建屋内水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②静的触媒式水素再結合装置入口及び出口の水素濃度	①原子炉建屋内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉建屋内水素濃度の監視が不可能となつた場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(静的触媒式水素再結合装置入口及び出口の水素濃度を推定)により推定する。	ケース① ケース③	①原子炉建屋内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉建屋内水素濃度の監視が不可能となつた場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(静的触媒式水素再結合装置入口及び出口の水素濃度を推定)により推定する。
原子炉格納容器内の水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度モニタ(D/W) ②格納容器内水素濃度モニタ(S/C) ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力	①格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度モニタ(D/W)又は格納容器内水素濃度モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内水素濃度を推定する。 ②格納容器内水素濃度の監視が不可能となつた場合は、ドライウェル圧力及び圧力抑制室圧力により原子炉格納容器内の圧力が正確であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気酸素の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。	ケース① ケース⑧ ケース⑪	①格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度モニタ(D/W)又は格納容器内水素濃度モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内水素濃度を推定する。 ②格納容器内水素濃度の監視が不可能となつた場合は、ドライウェル圧力及び圧力抑制室圧力により原子炉格納容器内の圧力が正確であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気酸素の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2: 「 」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第1.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (17/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*1}	代替パラメータ ^{*1} 代替パラメータ推定方法
使用 済 燃 料 ア ー ル の 監 視	使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式)	①使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) ②使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) ②使用済燃料ブール監視カメラ	推定ケース ケース② ①使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) の監視が不可能となつた場合は、使用済燃料ブール水位／温度を推定する。 ②使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) の監視が不可能な場合は、使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量／低線量) により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料ブール水位を推定するとともに使用済燃料ブール監視カメラにて使用済燃料ブールの状態を監視する。 推定は、計測対象が同一である使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) を優先する。
	使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)	①使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) ②使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) ②使用済燃料ブール監視カメラ	推定ケース ケース② ①使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) の監視が不可能となつた場合は、使用済燃料ブール水位／温度を推定する。 ②使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) の監視が不可能な場合は、使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料ブール水位を推定するとともに使用済燃料ブール監視カメラにて使用済燃料ブールの状態を監視する。 推定は、計測対象が同一である使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) を優先する。
使用 済 燃 料 ア ー ル の 監 視	使用済燃料ブール水位／温度 (高線量, 低線量)	①使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) ①使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) ②使用済燃料ブール監視カメラ	推定ケース ケース② ①使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) の監視が不可能な場合は、使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) 及び使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) により放射線量／水位の関係により放熱線量率を推定する。 ②使用済燃料ブール監視カメラにより、使用済燃料ブールの状態を監視する。 推定は、使用済燃料ブールを直接監視する使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) 及び使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) を優先する。
	使用済燃料ブール水位／温度 (高線量, 低線量)	①使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) ①使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) ①使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) ②使用済燃料ブール監視カメラ	推定ケース ケース② ①使用済燃料ブール監視カメラの監視が不可能となつた場合は、使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式)、使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) 及び使用済燃料ブールの上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) により使用済燃料ブールの状態を推定する。

*1: 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

*2: 「 」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第1.15-4表 補助パラメータ (1/4)

分類	補助パラメータ	補助パラメータの分類理由
電源関係	275kV母線電圧	275kV母線の受電状態を確認するパラメータ
	6-2E母線電圧	外部電源の受電状態を確認するパラメータ
	6-2F-1母線電圧 ^{*1}	緊急用高圧母線の受電状態を確認するパラメータ
	6-2F-2母線電圧 ^{*1}	
	6-2G母線電圧	
	6-2C母線電圧 ^{*1}	非常用高圧母線の受電状態を確認するパラメータ
	6-2D母線電圧 ^{*1}	
	6-2H母線電圧 ^{*1}	
	4-2G母線電圧	緊急用低圧母線の受電状態を確認するパラメータ
	4-2C母線電圧 ^{*1}	非常用低圧母線の受電状態を確認するパラメータ
	4-2D母線電圧 ^{*1}	
	HPCS MCC母線電圧	
	125V直流主母線2A電圧 ^{*1}	直流電源の受電状態を確認するパラメータ
	125V直流主母線2B電圧 ^{*1}	
	125V直流主母線2A-1電圧 ^{*1}	
	125V直流主母線2B-1電圧 ^{*1}	
	HPCS125V直流主母線電圧 ^{*1}	
	250V直流主母線電圧 ^{*1}	
	第3直流電源設備用125V代替充電器盤蓄電池電圧 ^{*1}	
	GTG発電機電圧	代替電源設備の運転状態を確認するパラメータ
	GTG発電機電力	
	GTG発電機周波数	
	電源車電圧	
	電源車周波数	
	D/G(2A)電圧	非常用ディーゼル発電機の運転状態を確認するパラメータ
	D/G(2B)電圧	
	D/G(2A)電力	
	D/G(2B)電力	
	D/G(2A)周波数	
	D/G(2B)周波数	
	D/G(2H)電圧	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の運転状態を確認するパラメータ
	D/G(2H)電力	
	D/G(2H)周波数	

* 1 : 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。

第1.15-4表 補助パラメータ (2/4)

分類	補助パラメータ	補助パラメータの分類理由
電源関係	D/G(3A)電圧(3号炉)	非常用ディーゼル発電機(3号炉)の運転状態を確認するパラメータ
	D/G(3B)電圧(3号炉)	
	D/G(3A)電力(3号炉)	
	D/G(3B)電力(3号炉)	
	D/G(3A)周波数(3号炉)	
	D/G(3B)周波数(3号炉)	
補機関係	軽油タンク油面	燃料の確保状態を確認するパラメータ
	ガスタービン発電設備軽油タンク油面	
	タンクローリ油タンクレベル	
	各機器油タンクレベル	
その他	高圧代替注水系ポンプ入口圧力	高圧代替注水系ポンプの運転状態を確認するパラメータ
	高圧代替注水系タービン入口蒸気圧力	
	高圧代替注水系タービン排気圧力	
	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力	原子炉隔離時冷却系の運転状態を確認するパラメータ
	原子炉隔離時冷却系タービン排気圧力	
	原子炉隔離時冷却系タービン回転数	
	大容量送水ポンプ(タイプI)出口圧力	大容量送水ポンプ(タイプI)の運転状態を確認するパラメータ
	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力	
その他	ほう酸水注入系貯蔵タンク水位	ほう酸水注入系の運転状態を確認するパラメータ
	制御棒駆動水ポンプ出口流量	制御棒駆動水圧系の運転状態を確認するパラメータ
	制御棒駆動水原子炉間差圧	
	アキュムレータ充填水圧力	
	高圧窒素ガス供給系 ADS入口圧力 ^{*1}	高圧窒素ガス供給系の運転状態を確認するパラメータ
	高圧窒素ガス供給系窒素ガスボンベ出口圧力	
	代替高圧窒素ガス供給系高圧窒素ガスボンベラック出口圧力	代替高圧窒素ガス供給系の運転状態を確認するパラメータ
	代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力 ^{*1}	
	残留熱除去系ポンプ室漏えい検出周囲温度	当該系統の漏えいを確認するパラメータ
	プロセス放射線モニタ	原子炉冷却材の漏えいを確認するパラメータ
その他	ドライウェルサンプ水位	格納容器pH調整系の運転状態を確認するパラメータ
	格納容器pH調整系タンク水位	
	格納容器pH調整系ポンプ出口圧力	格納容器pH調整系ポンプの運転状態を確認するパラメータ

* 1 : 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。

第1.15-4表 補助パラメータ (3/4)

分類	補助パラメータ	補助パラメータの分類理由
その他	ろ過水ポンプ出口圧力	ろ過水系の運転状態を確認するパラメータ
	純水移送ポンプ出口圧力	純水補給水系の運転状態を確認するパラメータ
	給水流量	
	原子炉給水ポンプ出口ヘッダ圧力	給・復水系の運転状態を確認するパラメータ
	主復水器器内圧力	
	原子炉冷却材浄化系入口流量	
	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器入口温度	原子炉冷却材浄化系の運転状態を確認するパラメータ
	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器出口温度	
	可燃性ガス濃度制御系入口ガス流量	
	可燃性ガス濃度制御系プロワ入口流量	
	可燃性ガス濃度制御系プロワ入口圧力	
	可燃性ガス濃度制御系再結合器内ガス温度	
	可燃性ガス濃度制御系再結合器表面温度	
	可燃性ガス濃度制御系加熱管表面温度	可燃性ガス濃度制御系の運転状態を確認するパラメータ
	可燃性ガス濃度制御系加熱管内ガス温度	
	可燃性ガス濃度制御系加熱管出口ガス温度	
	可燃性ガス濃度制御系入口ガス温度	
	可燃性ガス濃度制御系プロワ入口温度	
	可燃性ガス濃度制御系冷却器出口ガス温度	
	原子炉補機冷却水系冷却水供給温度	
	原子炉補機冷却水系冷却水供給圧力	原子炉補機冷却水系の運転状態を確認するパラメータ
	原子炉補機冷却水系サージタンク水位	
	残留熱除去系熱交換器冷却水出口温度	
	原子炉補機冷却海水系ポンプ出口圧力	原子炉補機冷却海水系の運転状態を確認するパラメータ
	プレート式熱交換器出口温度	
	淡水ポンプ出口圧力	
	淡水ポンプ入口圧力	原子炉補機代替冷却水系の運転状態を確認するパラメータ
	ストレーナ入口圧力	
	燃料プール冷却浄化系熱交換器冷却水入口流量	
	原子炉ウェル水位	原子炉格納容器頂部注水系の運転状態を確認するパラメータ
	高圧炉心スプレイ補機冷却水系冷却水供給圧力	高圧炉心スプレイ補機冷却水系の運転状態を確認するパラメータ
	高圧炉心スプレイ補機冷却水系冷却水供給温度	

* 1 : 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。

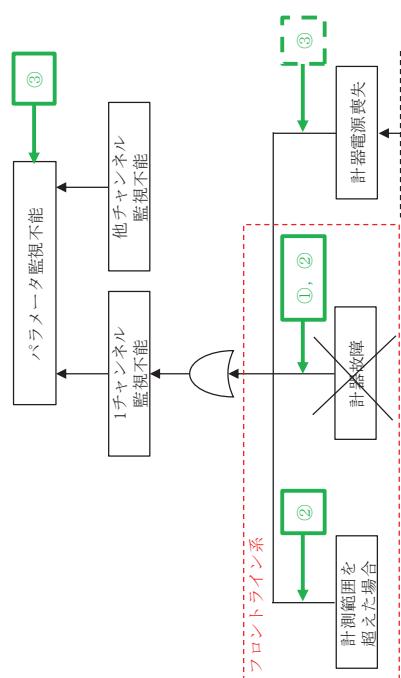
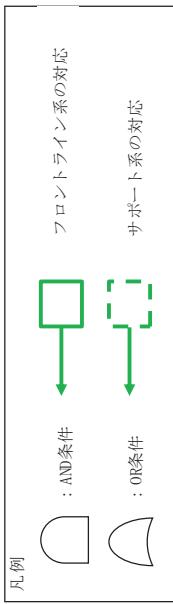
第 1.15-4 表 補助パラメータ (4/4)

分類	補助パラメータ	補助パラメータの分類理由
その他	燃料プール補給水ポンプ出口流量	燃料プール補給水系の運転状態を確認するパラメータ
	燃料プール補給水ポンプ出口圧力	
	スキマサージタンク水位	使用済燃料プールの状態を確認するパラメータ
	燃料プール冷却浄化系ポンプ出口流量	燃料プール冷却浄化系ポンプの運転状態を確認するパラメータ
	純水タンク水位	代替淡水源の確保状態を確認するパラメータ
	ろ過水タンク水位	
	淡水貯水槽(No. 1)	
	淡水貯水槽(No. 2)	
	原水タンク水位	屋外の放射線量を確認するパラメータ
	モニタリングポスト	
	可搬型代替モニタリング設備	
	可搬型モニタリング設備	

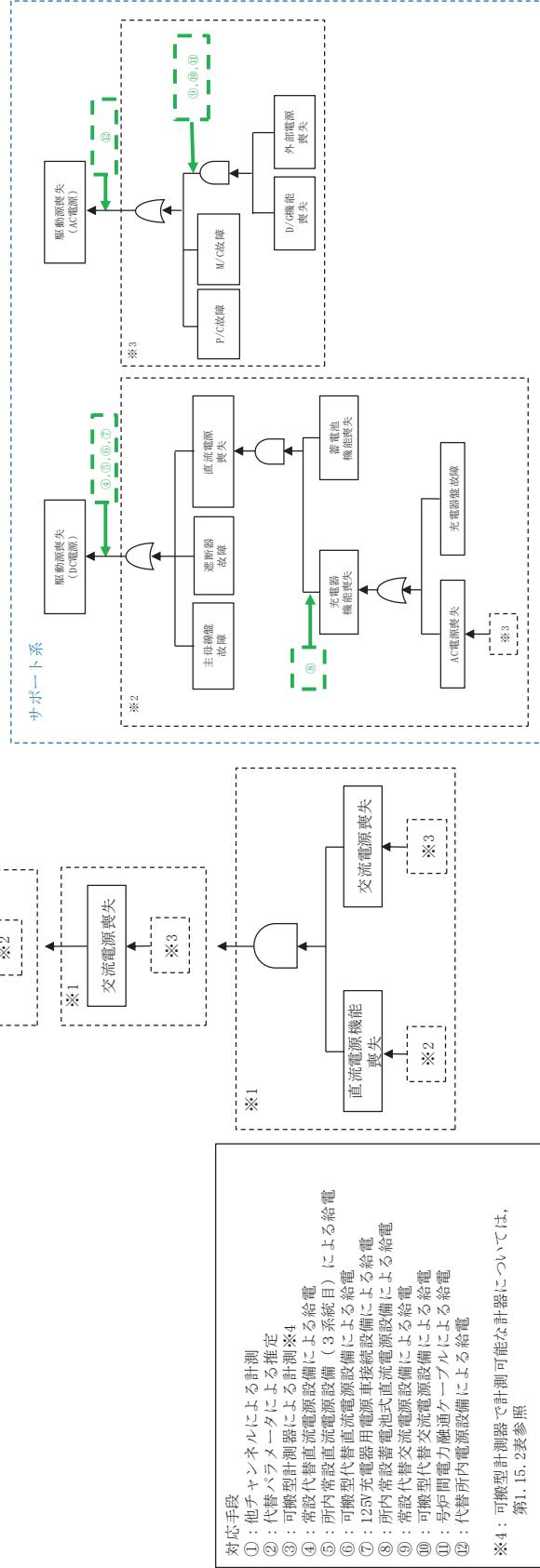
* 1 : 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。

第1.15-5表 有効監視パラメータ（自主対策設備）の監視・記録について

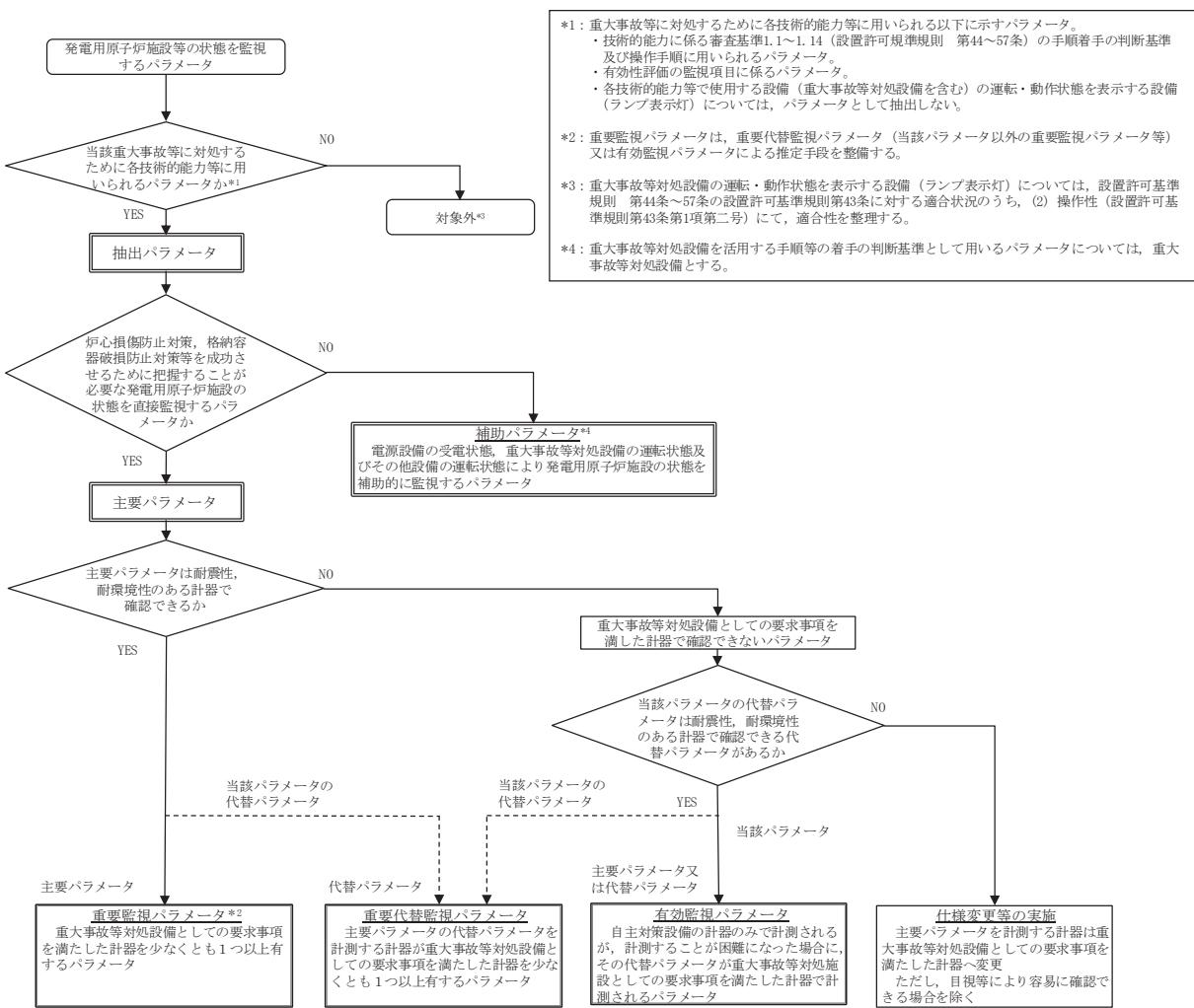
分類	パラメータ	可搬型計測器での対応			記録	備考		
		計測		要否理由				
		可否	要否					
原子炉格納容器内の放射線量率	エリア放射線モニタ	否	—	可搬型計測器での計測対象外。	中央制御室記録計			
未臨界の維持又は確認	制御棒位置指示系	否	—	可搬型計測器での計測対象外。	プロセス計算機 SPDS伝送装置			
格納容器バイパスの監視	エリア放射線モニタ	否	—	可搬型計測器での計測対象外。	中央制御室記録計			



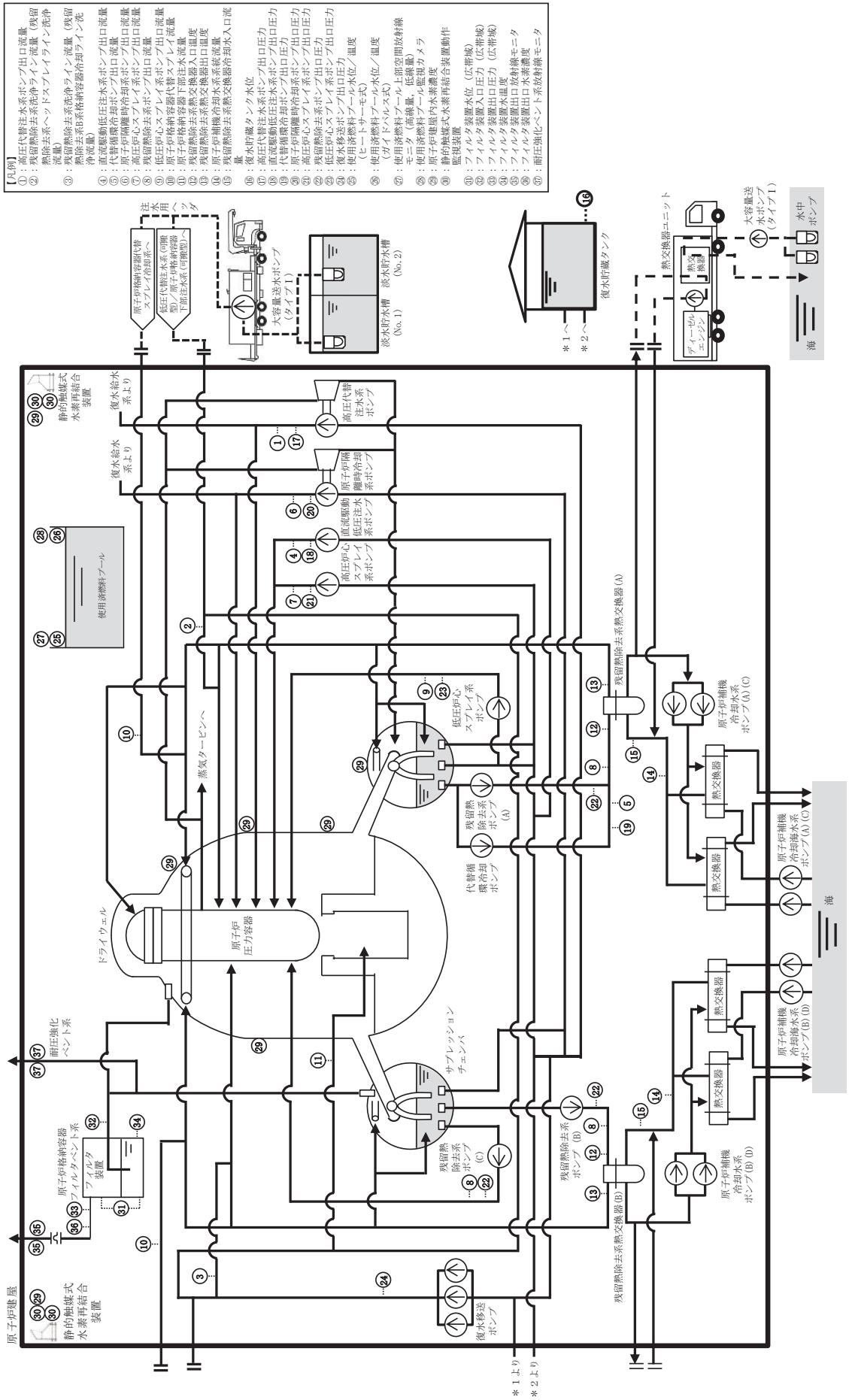
※1：計器電源の構成は、計器タイプにより以下の3種類がある。

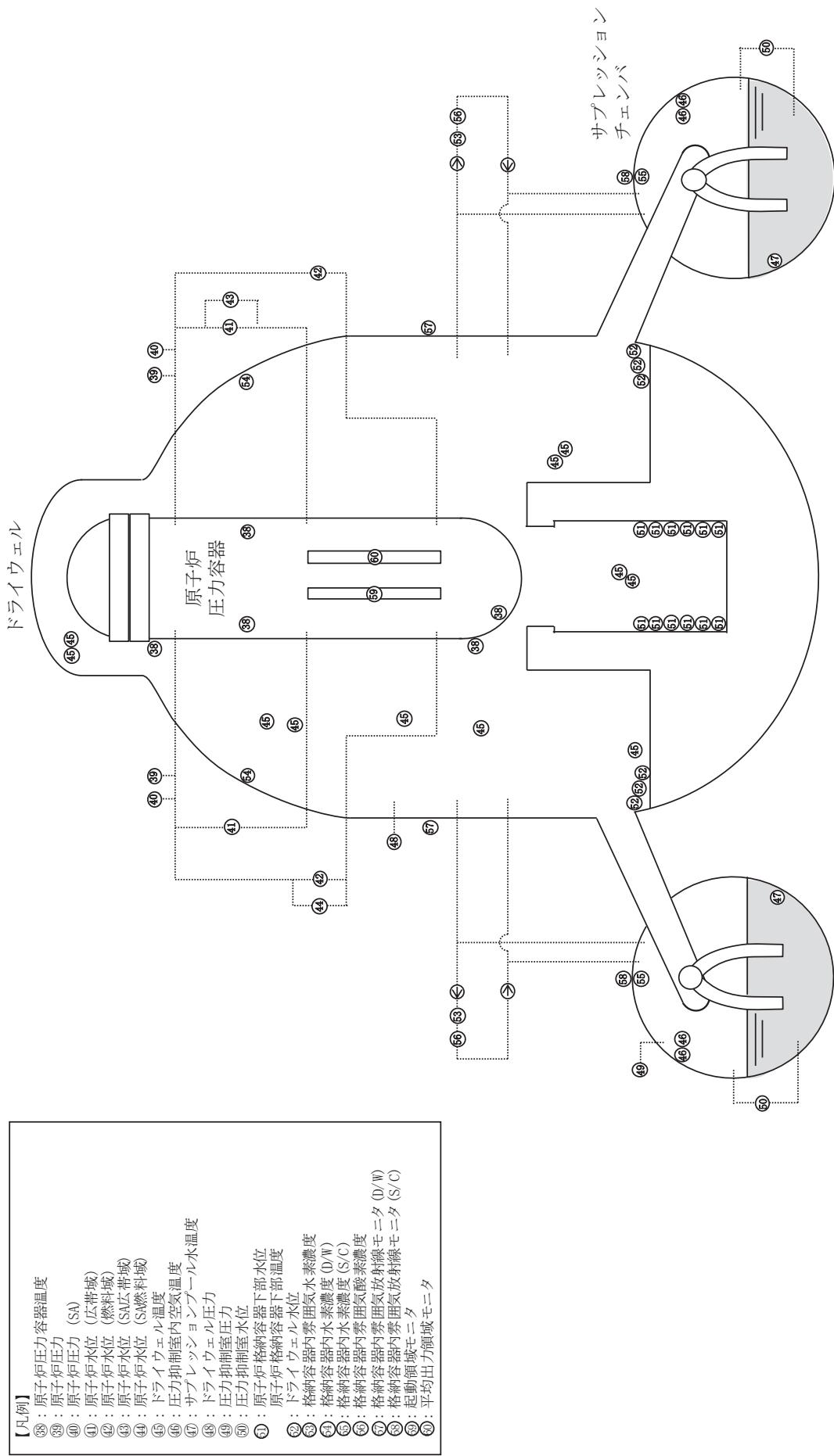


第 1.15-1 次 機能喪失原因對策分析

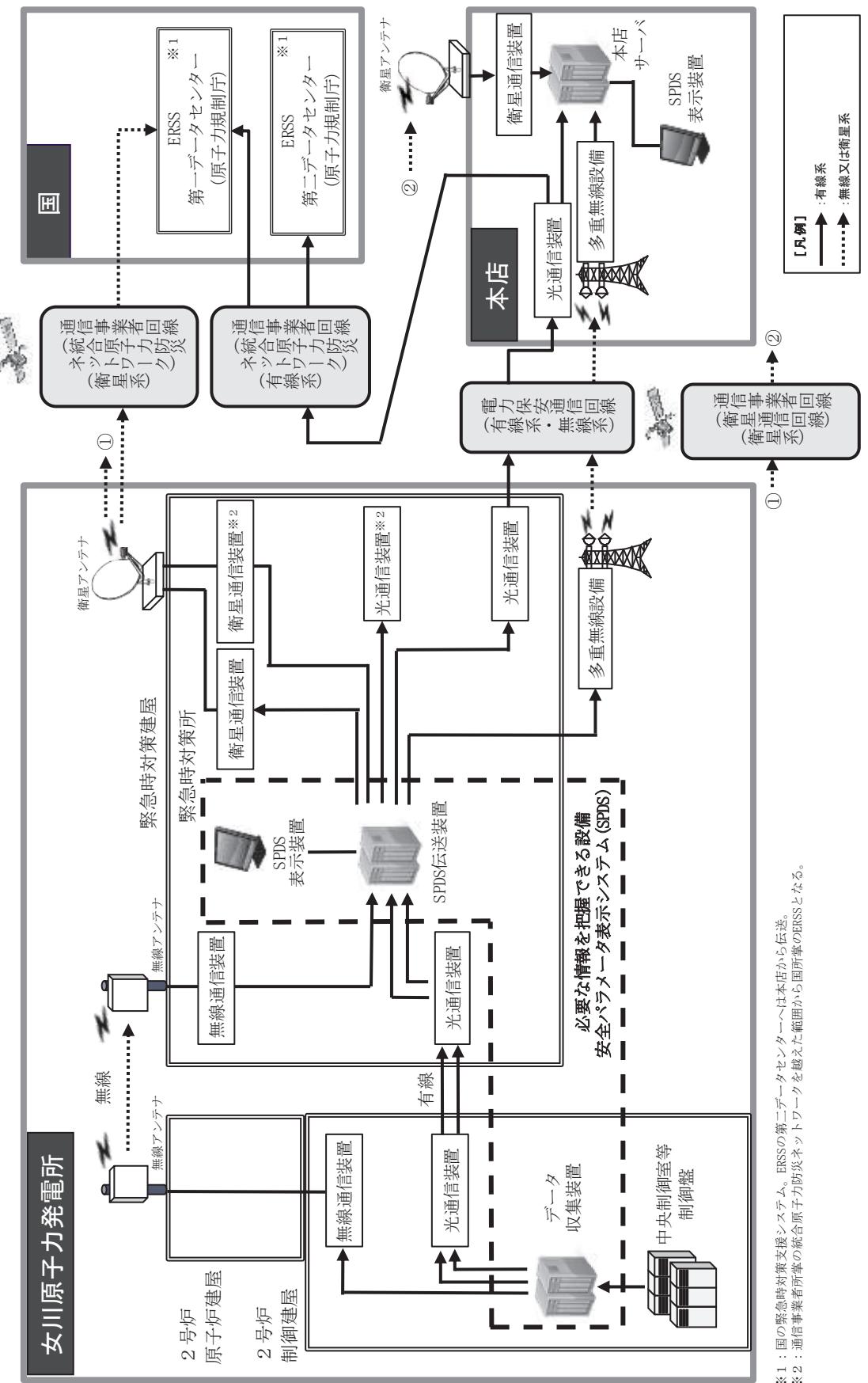


第1.15-2図 重大事故等時に必要なパラメータの選定フロー

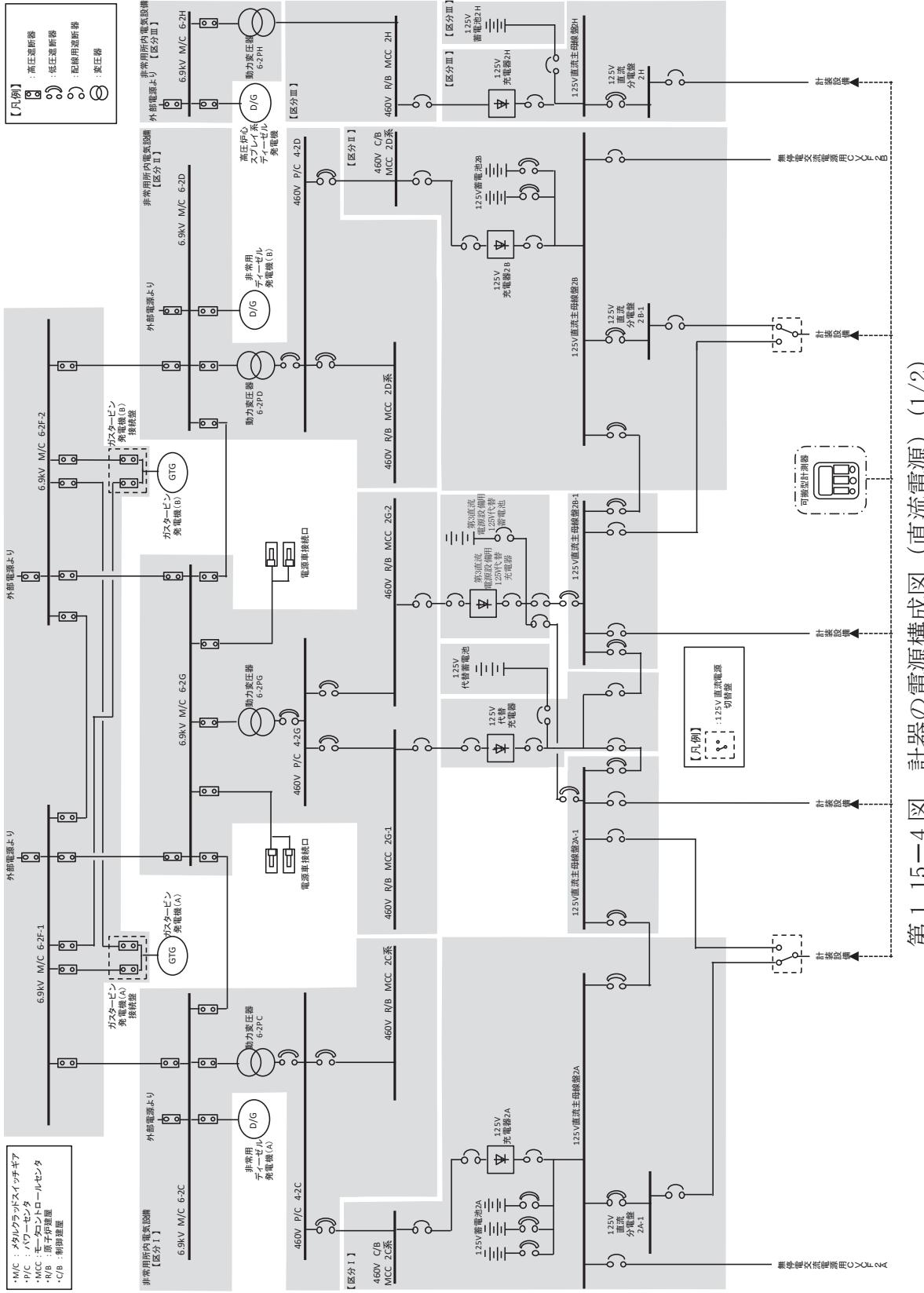




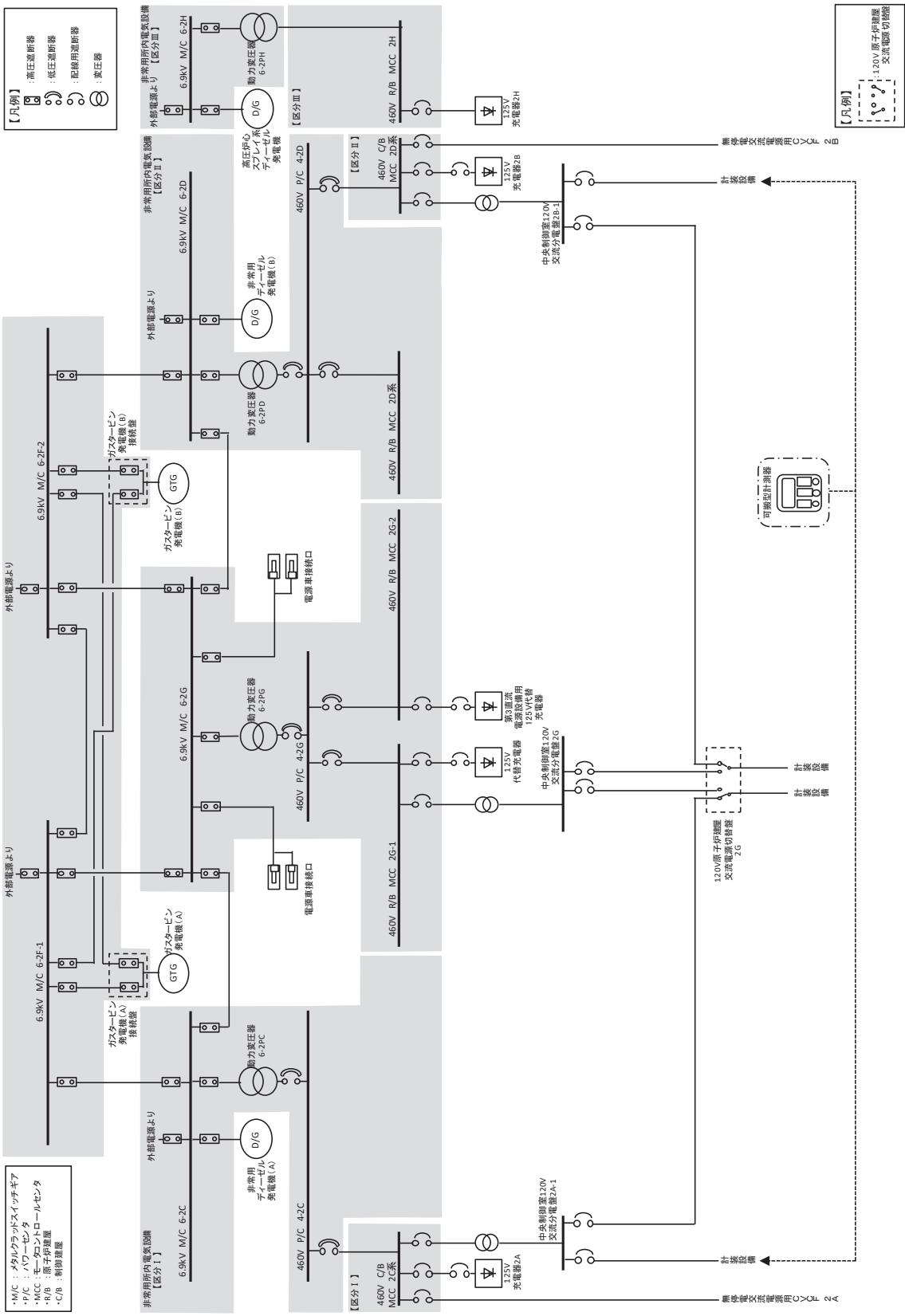
第 1.15-3 図 主要設備 系統概要図 (2/3)



第 1.15-3 図 主要設備 系統概要図 (3/3)



第1.15-4 図 計器の電源構成図（直流電源）(1/2)



第 1.15—4 図 計器の電源構成図（交流電源）(2/2)

手順の項目	要員（数）	経過時間（分）								備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80		
		▽50分 接続開始 ▽55分 接続完了、計測開始								対応手段	
可搬型計測器によるパラメータの計測、監視	重大事故等 対策要員（運転員を除く。）	1					移動 ^{※1}				④
	運転員（中央制御室）A							1測定点当たり、5分 (接続、測定のみ) ^{※2.3}		⑤⑥⑦	

※1：緊急時対策所から中央制御室までの移動を想定した時間

※2：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

※3：重大事故等対策要員（運転員を除く。）が到着までは、運転員（中央制御室）にて対応し、到着後は2名にて対応を行う。

第 1.15-5 図 可搬型計測器による監視パラメータ計測タイムチャート